

写 令和4年第2回定例会

(6月6日招集)

# 町議会会議録

益城町議会

## 令和3年第2回益城町議会定例会目次

### ○6月6日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 所信表明	3
日程第4 報告第2号 令和3年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
日程第5 報告第3号 令和3年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	8
日程第6 報告第4号 令和3年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告 について	11
日程第7 報告第5号 令和3年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告に ついて	11
日程第8 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について	12
日程第9 議案第34号 令和4年度益城町産業団地特別会計予算	16
日程第10 議案第35号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）	17
日程第11 議案第36号 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）	17
日程第12 議案第37号 益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	17
日程第13 議案第38号 益城町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第14 議案第39号 熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について	17
日程第15 議案第40号 町道の路線廃止について	17
日程第16 議案第41号 町道の路線認定について	17
日程第17 議案第42号 工事請負契約の締結について	17
散会	24

### ○6月7日（第2日）

出席議員	25
欠席議員	25
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	25
説明のため出席した者の職・氏名	25

開議	26
日程第1 総括質疑	26
散会	47

## ○6月8日（第3日）

出席議員	48
欠席議員	48
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	48
説明のため出席した者の職・氏名	48
開議	49
日程第1 一般質問	49
7番 吉村建文議員	49
1 学校給食について	
2 小・中学校のバリアフリー化について	
3 今後の公園整備について	
4 新庁舎の設備について	
3番 上村幸輝議員	63
1 双方向性を持った町民通報システムについて	
2 成人年齢の引き下げにおける学校教育の役割について	
12番 宮崎金次議員	70
1 中井出排水ポンプ設置工事の現況について	
2 県道熊本高森線4車線化工事の住民説明について	
3 鉄砂川の異臭問題について	
11番 野田祐士議員	83
1 木山地区土地区画整理事業の県道熊本高森線4車線化事業 取り組みについて	
2 安永地区雨水ポンプ場工事について	
散会	92

## ○6月9日（第4日）

出席議員	93
欠席議員	93
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	93
説明のため出席した者の職・氏名	93
開議	94
日程第1 一般質問	94

8 番	甲斐康之議員	94
1	秋津川に掛かる惣領橋の歩道橋の利用はいつからできるよ うになるのか	
2	雨水ポンプ場（安永地区、福富地区）工事の進捗状況、課 題は何か	
3	災害公営住宅入居者への見守りはどのように行われている か	
9 番	榮 正敏議員	106
1	認知症患者と、老老介護の実態は	
2	国が縦割り行政の弊害をなくすために、子ども庁の新設を 検討しているが、本町における方針はどのようになっ ているか	
	散会	111

#### ○6月14日（第5日）

	出席議員	112
	欠席議員	112
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	112
	説明のため出席した者の職・氏名	112
	開議	113
日程第1	各常任委員会委員長報告	113
日程第2	議案第43号 固定資産評価員の選任同意について	128
日程第3	議員提出第2号 適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センター への適切な措置を求める意見書	128
日程第5	議員派遣の件	130
日程第6	閉会中の継続調査の件	130
	閉会	130

6 月 6 日 ( 月 曜 日 )

## 令和4年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年6月6日午前10時00分招集
2. 令和4年6月6日午前10時00分開会
3. 令和4年6月6日午前11時42分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 所信表明
  - 日程第4 報告第2号 令和3年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 日程第5 報告第3号 令和3年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
  - 日程第6 報告第4号 令和3年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について
  - 日程第7 報告第5号 令和3年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について
  - 日程第8 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について
  - 日程第9 議案第34号 令和4年度益城町産業団地特別会計予算
  - 日程第10 議案第35号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）
  - 日程第11 議案第36号 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）
  - 日程第12 議案第37号 益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第13 議案第38号 益城町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第14 議案第39号 熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について
  - 日程第15 議案第40号 町道の路線廃止について
  - 日程第16 議案第41号 町道の路線認定について
  - 日程第17 議案第42号 工事請負契約の締結について

---

### 7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君

16番 荒 牧 昭 博 君 17番 坂 田 みはる 君 18番 稲 田 忠 則 君

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金 原 雅 紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	濱 田 義 之 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	桶 谷 哲 也 君
土 木 審 議 監	持 田 浩 君	会 計 管 理 者	深 江 健 一 君
総 務 課 長	塘 田 仁 君	危 機 管 理 課 長	岩 本 武 継 君
企 画 財 政 課 長	山 内 裕 文 君	税 務 課 長	坂 井 浩 章 君
住 民 課 長	竹 林 浩 幸 君	福 祉 課 長	荒 木 薫 君
福 祉 課 審 議 員	中 村 康 広 君	こ ども 未 来 課 長	吉 川 博 文 君
健 康 保 険 課 長	松 永 昇 君	産 業 振 興 課 長	松 本 浩 治 君
建 設 課 長	村 上 康 幸 君	都 市 計 画 課 長	齊 藤 計 介 君
復 興 整 備 課 長	水 口 清 君	街 路 課 長	石 橋 淳 君
新 庁 舎 等 建 設 課 長	田 上 勝 志 君	学 校 教 育 課 長	遠 山 伸 也 君
生 涯 学 習 課 長	富 永 清 徳 君	下 水 道 課 長	吉 本 秀 一 君
水 道 課 長	山 口 拓 郎 君		

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第2回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから、令和4年第2回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、9番榮正敏議員、17番坂田み

はる議員を指名します。

---

## 日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日までの9日間に決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、町長の所信表明、本定例会に提案されました報告、議案の説明を行います。明日7日は総括質疑、8日、9日は一般質問、10日は各常任委員会議案審査、11日、12日は休会、13日は各常任委員会現地視察、14日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでありたいと思います。

---

## 日程第3 所信表明

○議長（稲田忠則君） 日程第3、所信表明について、町長の発言を許します。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。本日、令和4年第2回益城町議会定例会の開催に当たり所信表明の機会をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から町政全般にわたりまして多大なる尽力をいただいていることに対し、心から感謝を申し上げますとともに、復旧復興の推進、コロナ対応など、議員各位の御支援、そして、職員の全庁挙げての取組に対し、心から敬意を表します。

私は、このたびの益城町長選挙におきまして無投票による再選という結果を受け、3期目の町政を担わせていただくこととなりました。改めてその責任の重さを痛感するとともに、町民の皆様の期待に応えられるよう、引き続き全力で取り組んでまいり所存でございます。

さて、町では、令和2年4月に熊本地震の対応で、できたこと、できなかったことをつまびらかに記録しました平成28年熊本地震益城町震災記録誌を発行しました。本記録誌につきましては、震災のよい教科書になる、熊本地震の中心被災地として頑張っている上、内容の水準も高いと評価され、令和3年2月に熊日出版文化賞を受賞いたしました。本記録誌が全国の自治体や関係機関で活用され、今後の災害への備えや復旧復興に少しでも役立てていただければ幸いです。

それでは、任期中に取り組む事業につきまして、所信の一端を述べさせていただきます。

まず、1期目の最初の2年間につきましては、六つの公約を掲げ、町民が主役のまちづくりを基本として町政運営に取り組んでおりました。そのような中、就任3年目の平成28年4月に熊本地震が発生し、状況は一変しました。残りの2年間は、被災された方々の生活再建を第一に考え、道路、上下水道、橋梁などライフラインの復旧、仮設住宅の整備、災害公営住宅、総合体育館、



給食センターなどの公共施設の整備や災害対応の現場に私自身が常に先頭に立ち続け、全身全霊をかけて震災からの復旧に努めてまいりました。特に町民の皆様の思い、意見を取り入れ、策定しました益城町復興計画を基本に、町民の皆様の思いにしっかり寄り添いながら復旧復興に全力で取り組んだところです。

次に、2期目につきましては、六つの約束を公約として掲げ、復旧復興に加え、まちづくりや地域づくりにも力を入れ取り組んでまいりました。そのような中、突如として新型コロナウイルス感染症が発生、拡大し、コロナとの長い戦いが始まりました。

町としましては、迅速なワクチン接種をはじめとした感染症対策や事業所経営者、ひとり親世帯、大学生、高齢者など、コロナの影響により経済的に困難な状況に陥った方々などへの支援を重点的に進めてまいりました。コロナは、人々の生命や健康を脅かし、日常生活だけではなく、社会全体の在り方、人々の行動様式などにも甚大な影響を与え、私たちの暮らしも新しい生活様式への移行を余儀なくされました。

そのような中、全小中学生にタブレットを配付したオンライン授業の開始や、テレワーク、オンライン会議など、デジタル化への移行が急速に進み、コロナ禍においてその重要性を改めて認識したところです。一方で、熊本地震の影響に加え、慣れない生活スタイルにより生活のリズムが崩れ、運動不足やコミュニケーション不足などによる体と心の健康への影響が出てきています。今後は、コロナ対策を意識したまちづくり協議会など地域活動の積極的な推進や、スポーツ、文化活動の取組の再開が急務と考えております。

また、来年3月には役場新庁舎が落成し、5月の連休明けの開庁を目指しているところです。建設に当たっては、大地震にも対応できる免震機能を備えた庁舎、町民の皆様がいつでも気軽に立ち寄れる庁舎、夜間も外壁の一角を照らす町の灯台のような庁舎の建設を指示しました。また、庁舎南側の芝生広場にはモニュメントを設置し、南側に建設しました復興まちづくりセンターにじいろと一体となった、町民の皆様が気軽に集い、くつろげる庁舎を目指しています。

次に、私が3期目の任期中に取り組む八つの約束と各種事業の一端を御説明申し上げます。

まず1つ目は、熊本地震からの復旧復興とコロナ対策が何より最優先についてであります。平成28年熊本地震から今年で6年を迎えました。しかし、いまだ復興事業などの影響で住まいの再建ができず、仮設住宅などでの生活を余儀なくされている方々もおられます。引き続き、最後のお一人まで被災者に寄り添い、再建を支えてまいります。また、地域コミュニティーの再生につきましても、社会福祉協議会をはじめ各種団体などと連携し、地域の高齢者を見守り、多世代交流を進め孤立を防いでまいります。

熊本地震からの創造的復興のシンボルとなっている木山地区復興土地区画整理事業、県道熊本高森線4車線化事業につきましては、県と協力し、一日も早い完成を目指してまいります。さらに、新たな住宅エリアの開発や、集落部への移住・定住に力を注ぎ、安全で暮らしやすい町を目指してまいります。

いまだ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症対策につきましては、安全なワクチン接種の実施や正確な情報提供により、コロナ禍への不安を解消します。さらには、医療、介護、福祉

事業者への手厚いサポートや、コロナの影響で苦しむ町民や事業者へのきめ細かな支援を行うとともに、アフターコロナを見据えた支援を引き続き実施してまいります。

二つ目は、被災経験を生かした防災に強いまちづくりについてであります。過去に例を見ない震度7の大地震に2度見舞われた経験を踏まえ、一步先の防災・減災対策に取り組みます。そのため、より強固な公共インフラ整備や老朽化対策などを進めますとともに、自主防災組織の活動支援や防災士の養成に加え、ドローンやSNSなどを活用して防災情報を迅速に届ける仕組みを構築します。また、町民の避難場所として、防災公園となる新たなグラウンドなどの整備を行ってまいります。

さらには、震度7の大地震に2度見舞われた本町だからこそできる記憶の継承につきましては、防災教育の拠点として、天然記念物に指定されている布田川断層帯の保存活用を行い、町民が日頃から防災を意識する機会を増やすとともに、教育旅行を誘致するなど、全国にも地震の記憶を継承してまいります。

三つ目は、地域と一緒に進める新たなにぎわいづくりであります。地域の魅力を高め、町全体のにぎわいづくりに取り組みます。木山地区の中心部では、4月にオープンしました復興まちづくりセンターにじいろをはじめ、新庁舎や交通広場などの整備が進むことで、人の流れが多くなることが予想をされます。そのため、カフェなどの居心地のよい、くつろげる空間づくりを進めますとともに、ミナテラスやチャレンジショップなどとの回遊性を高めることで、木山地区中心部のにぎわいを創出してまいります。

また、惣領地区にオープンしましたBOX PARK マシキラリや、四季折々の自然やキャンプ、水遊びなどを楽しめる施設として整備中の潮井自然公園など、各エリアにも魅力的で誰もが集いたくなる空間を整備するとともに、ソフト事業も組み合わせながらにぎわいを創出してまいります。

さらには、来年3月に新旅客ターミナルビルが供用開始予定の阿蘇くまもと空港を本町の地域資源として捉え、県の大空港構想と地域公共交通を連動させることで、町内各地への交流人口の増加を図ります。また、学生たちと一緒に進めるまちづくりとして、来年3月に本町に移転開校予定の東海大学農学部とともに農村地域の活性化に取り組むほか、学生と地域のつながりを育む新たなチャレンジを企業などと連携し、企画、実践してまいります。

四つ目として、未来を見据えた攻めの産業振興であります。本年度を攻めの元年と位置づけ、新たな産業を呼び込む攻めのアクションに取り組みます。

まずは、県のUXプロジェクトと連動し、空港周辺を新産業の一大拠点としてライフサイエンス産業を中心とした新たな知の集積を図ります。また、企業立地の受皿となる産業団地の整備や、産業ゾーンの拡充による積極的な企業誘致にも取り組みます。さらには、商業、農業が充実したにぎやかで楽しい町の実現のため、商業では新しい商業施設や飲食店を呼び込み、次世代の意欲のある地元事業者を発掘・育成し、魅力ある店舗づくりを応援することで商業の活性化を図り、買物が便利で楽しいまちづくりに取り組みます。

農業では、町内農家の意向などを踏まえ、農産物や加工品のブランド化を図ることで、農産物の付加価値を高めます。あわせて、大手食品メーカーへの納入などを目指す農家を支援します。

さらに、農産物を生かした農産品加工施設、食育や体験ができる施設、地元農産物が味わえる施設などを誘致することで食と農の拠点づくりを進めます。

五つ目として、ワンランク上の子育てしやすいまちづくりについてであります。町の宝である子どもたちが心身ともに健全に発育するためには、安心して楽しく子育てしたくなる環境づくりが必要です。その一環として、待機児童の解消や、子ども医療費の無償化を高校生まで拡充するなど、子育てと仕事を無理なく両立できるような環境をつくってまいります。

また、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない包括的な子育て支援体制を整備し、不安なく喜びの多い子育てができる環境を創ります。さらには、子育てに優しい快適な空間づくりを行うため、自然と触れ合いながら親子でゆったり余暇を楽しめる魅力あふれる公園を整備します。

教育では「まちづくりは教育から」との理念の下、子どもたちが地域において豊かな自然に触れ、人と交わりながら遊びを通して自ら学び成長していく、町全体が学び場構想の実現を目指してまいります。また、タブレット端末などを活用し、子どもたちの探究心や創造力を育むICT教育や、小中連携による英語授業を推進することで、教育水準の高い町をつくってまいります。

六つ目として、町民が主役になれるフィールドづくりについてであります。町民の「やりたい」を実現するため、町民の皆様が輝き、生き生きと活躍できる場を創設し、それぞれが主役となることのできる各種施策に取り組みます。そのため、復興まちづくりセンターにじいろなどを活用して、幅広い年齢層の方々による世代を超えた交流活動を盛り上げます。また、明治時代に台湾に渡り、現地教育に命をかけた志賀哲太郎氏を輩出した歴史から、台湾との小中学生レベルでの交流や訪日教育旅行の受入れを通して、文化や教育面における台湾との国際交流を進めてまいります。

さらに、若い世代や女性が活躍するまちづくりを進めるため、SNSなどの活用や各種審議会などへの積極的な登用で、若い世代や女性の意見を行政に取り入れるとともに、活躍できる場の提供や起業支援などに取り組み、若い世代や女性のチャレンジを応援します。震災により取壊しとなった男女共同参画センターにつきましては、新たに中央公民館、地域ふれあい交流館の三つの機能を併せ持つ複合施設とし、町民の皆様の活動拠点として整備を行ってまいります。

七つ目として、スポーツ、健康、福祉で益城クオリティーを確立についてであります。町民の皆様が生き生きと活躍していただくには、健康であることが一番です。そのため、全国レベルのスポーツ大会を誘致し、スポーツを通して、町民が感動や喜びを分かちあえる機会を増やし、心と体の健康増進を図るスポーツの活性化に取り組みます。

さらには、高齢者も元気で活躍できるまちづくりの実現のためには、生活習慣病を未然に防ぎ、生き生きと生活し、生涯にわたり活躍できるように、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした健康づくり活動を盛り上げてまいります。また、お互いさま精神で支え合う地域づくりとして、地域包括ケアシステムを充実させ、認知症の方々を地域のみんなで見守りあう環境をつくるとともに、高齢者がスマートフォンなどのデジタル機器に慣れ親しめるようにサポートをします。

八つ目として、行政サービスをもっと便利でスマートにについてでございます。行政サービスのスマート化につきましては、国のDX推進の状況を踏まえながら、積極的に行政サービスのデジタ

ル化を進めてまいります。特に、来年5月に開庁を予定しております役場新庁舎におきましては、一部、ライフイベントに関する手続のワンストップ化を導入し、書かせない、待たせない窓口を目指します。

また、行政手続のオンライン化を進めることで、町民の皆様が役場へ出向くことなく、各種申請・届出ができるようにし、子育て世代から高齢者まで幅広い世代に利便性を感じていただける取組を進めてまいります。さらには、町税の納税や役場窓口での手数料、町有施設使用料などの支払いにキャッシュレス決済を導入し、スマートフォンなどで簡単・便利に支払いができる環境を実現します。

本町の財政状況は、熊本地震の影響を大きく受け、今後かなり厳しい状況になることが見込まれており、財源基盤の強化、自主財源の確保は喫緊の課題です。そのため、スリムで健全な行財政運営を進めることが重要であり、事務事業の効率化や経費削減などにより、財政運営を支える基盤を固めつつ、未来への投資に必要な財源確保のため、ふるさと納税のさらなる拡充を図るとともに、企業誘致や定住促進に積極的に取り組んでまいります。

以上、私の3期目に当たっての所信の一端を述べさせていただきました。

熊本地震から6年が経過しましたが、その間、日本全国から多くの皆様の御支援をいただきながら、生活再建を第一に、若い世代の方々が、益城町に住んでよかった、これからも住み続けたいと思え、誇りを持てるようなまちづくりの実現を目指してまいりました。その一方で、アフターコロナを見据えたIT化やDX化の推進、県道熊本高森線の4車線化事業、木山地区復興土地区画整理事業、阿蘇くまもと空港新ターミナルビルの開業、東海大学九州臨空キャンパスの開校、県が主体となった医療、健康、食、スマート農業などの産業を集積したUXプロジェクトの進展、半導体関連企業TSMCの熊本県への進出など、町を取り巻く環境は大きく変化しており、将来の発展につながる大きなチャンスが到来しております。今こそ、10年後、20年後の益城町の姿を見据えた、未来につなぐための攻めの行政運営が求められます。今回の任期中の4年間で、その礎を築くことが私に課せられた使命だと思っております。

また、いつの時代においても、まちづくりの主役は町民であります。様々な場面で、町民、まちづくり協議会、行政などの機関が集まり、わいわい言い合いながら話し合い、時には意見をぶつけ合いながら、議論して方向性を決めるというプロセスを大事にしたまちづくりの姿勢が、住みたい町、住み続けたい町、次世代に継承したい町、そして、わくわくするような町の実現につながります。そのためにも、議会と執行部、そして、町民の皆様が一緒になって知恵を出し合い、議論し、様々な施策に取り組んでいかなければなりません。皆様の深い御理解と、さらなる御支援、御協力をお願い申し上げます、私の3期目に当たっての所信表明といたします。

令和4年6月6日、益城町長、西村博則。

○議長（稲田忠則君） 町長の所信表明が終わりました。

---

日程第4 報告第2号 令和3年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第2号「令和3年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算

書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第2号、令和3年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。5月12日の臨時議会で報告しました、令和3年度一般会計補正予算（第12号）におきまして承認をいただきました繰越明許費の財源内訳を示したものになります。

翌年度繰越額が21億1,205万3,147円で、その財源内訳として、国県支出金、地方債、一般財源を記載しております。

繰越理由につきましても、5月12日の臨時議会時に繰越理由書をお配りしておりますが、コロナ禍で関係機関との調整に不測の日数を要したこと、国の補正予算活用により適正工期を確保する必要があったことなどによるものです。

以上が報告第2号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第2号の説明が終わりました。

これより報告第2号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第2号「令和3年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

---

#### 日程第5 報告第3号 令和3年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、報告第3号「令和3年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第3号、令和3年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

3款民生費、3項災害救助費、みんなの家移設事業、翌年度繰越額557万7,000円を含む7事業についての翌年度繰越額及びその財源内訳を記載しております。全7事業の翌年度繰越額の合計が9億2,392万2,286円。繰越理由につきましては、コロナ禍の影響により関係機関との協議に不測の日数を要したこと、地権者との交渉に不測の日数を要したことなどによるものです。

なお、事業ごとの繰越理由につきましては別紙で机上配付をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上が、報告第3号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第3号の説明が終わりました。

これより、報告第3号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。

今の繰越計算書の中で別紙のほうを見せていただいております。繰越しで70%とか90%とか執行率のほうを書いてありますけれども、これが極端に低い部分があります。その極端に低い部分について、ぜひ、内容というか、御説明をしていただきたいと思います。

これでいきますと、みんなの家移設事業が0%、潮井公園道路改良事業が2%、潮井自然公園整備事業が5%となっております。この3点についてはあまりにも低いので、ぜひ内容を教えてください。

○議長（稲田忠則君） 中村福祉課審議員。

○福祉課審議員（中村康広君） 福祉課審議員の中村です。11番野田議員の質問にお答えさせていただきます。

報告第3号、令和3年度益城町一般会計事故繰越し計算書、3款民生費3項災害救助費、みんなの家移築事業につきましては、仮設住宅で使用していたみんなの家を解体し、移築し、集会場として有効活用する事業であります。

令和2年度に、みんなの家の川内田地区への移築に伴う設計及び監理業務を令和3年へ繰り越しておりました。先ほど報告第2号において報告しております、みんなの家移築工事が令和4年度へ繰越しとなったため、本事業の設計及び監理業務委託についても、令和4年度への事故繰越しを行わせていただいているものであります。

なお、5月に竣工し、5月19日に地元への引渡しが完了しております。

○議長（稲田忠則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 建設課長の村上です。11番野田議員の質問にお答えいたします。

令和3年度益城町事故繰越しの中で、潮井公園線道路改良事業につきましては2%ということで、現在の進捗とか理由等でございます。

こちらのほうは、令和3年の地元説明会が、コロナの影響で12月頃に説明会が、概略設計になりますけど、ずれ込みまして、その説明会を受けまして、現在、実施設計を行っている途中でございます。新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴い、事業説明会の開催が延期されたことや、現地精査などで測量設計業務の追加が生じるなどして、設計に現在、不測の日数を要しているため延長しているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課、齊藤でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度の事故繰越し予算、潮井公園整備の1億441万2,438円につきましては、昨年度、潮井公園の四賢婦人館南側の多目的広場に大型の複合施設遊具を設置するために、プロポーザルを行って、現在、製作を行っているところです。また、製作した遊具を設置するのに伴い、多目的広場の造成工事を発注し、現在契約し、整備を進めているところでございますが、令和3年度に

おきまして、こちらもコロナの関係がございまして、そういった遊具の製作に伴う多目的広場のレイアウトだったり、そういったものを熊本大学のほうに、整備に伴う支援業務においてアドバイスをいただいているところです。そういった関係機関の協議というものが、コロナ禍の影響によりましてなかなかできなかったことに伴いまして、この予算につきましては事故繰越しとなったものです。

現在、製作を進めている遊具につきましては秋頃に設置を完了しておりまして、多目的広場の造成につきましても梅雨明けには整備のほうが終わる予定となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御説明ありがとうございます。

みんなの家移設事業が5月19日で完了したということでよろしかったですかね。ありがとうございました。

それと、道路橋梁費の潮井公園道路事業のほうは、現在実施設計中ということですかね。これは、すいません、1億2,236万5,000円となっておりますけれども、これは工事込みの金額になると思うんですけれども、それはいつまでに終わるような形なのかを教えてください。

それと、最後の潮井自然公園整備費については、これは事故繰越しということで後がないということなんですけれども、6月中に大体めどがついたということによろしいんですか。

（「契約は済んでおりまして、今、整備のほうを進めております。造成工事のほうはですね。」と呼ぶ者あり）

すいません、今の回答についても質問として回答のほうをよろしくお願いします。

それと、これは全額、今年度に完了できるということなのかについても教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

潮井公園道路改良事業の1億2,236万5,000円の繰越につきましては、現在のところ測量設計費のみでございます。以上でございます。

追加いたします。もちろん、今年度中には、測量設計をできるだけ早い時期に完成を行い、工事に着手する予定でございます。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課、齊藤です。11番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

契約のほうは、多目的広場の造成工事及び複合大型遊具の製作費で契約を行っております。大型遊具が、コロナ禍の影響もありまして秋頃の製作完了という報告を受けております。多目的広場の造成工事につきましては、今、整備を行っております、今の進捗でいきますと梅雨明け7月末か8月ぐらいには整備が完了する予定で進めております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございます。

3回目、最後に1点だけ。潮井公園線道路改良事業のほうの1億2,000万円について、実施設計のみということでしたけれども、これの延長と、これは用地補償の分も込みなのか、金額的な内容の説明を最後にしていただければ助かります。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

こちらのほうは約2キロの延長となっております。こちらのほうは実施設計及び用地測量も含んでおるところでございます。

あと、具体的な補償等はこの中には入っておりません。あくまで調査費用のみでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第3号「令和3年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を終わります。

---

#### 日程第6 報告第4号 令和3年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、報告第4号「令和3年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とします。

提出者の報告を行います。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第4号、令和3年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告をします。

繰越計算書を御覧ください。

41款下水道事業資本的支出、1項建設改良費、新設事業及び改良事業、翌年度繰越額14億6,417万1,422円となっております。財源内訳は記載のとおりです。

繰越理由につきましては、他事業との調整に不測の日数を要したことなどによるものです。

以上が報告第4号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第4号の説明が終わりました。

これより、報告第4号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第4号「令和3年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

---

#### 日程第7 報告第5号 令和3年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について



○議長（稲田忠則君） 日程第7、報告第5号「令和3年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第5号、令和3年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

41款資本的支出1項建設改良費、拡張事業を含む3事業につきまして、翌年度繰越額1億4,359万4,700円となっております。財源内訳は記載のとおりです。

繰越理由としましては、他事業との調整に不測の日数を要したことなどによるものです。

以上が報告第5号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第5号の説明が終わりました。

これより報告第5号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第5号「令和3年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

---

#### 日程第8 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、報告第6号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第6号、益城町土地開発公社の経営状況の報告について御説明申し上げます。

まず、決算書の2ページをお開きください。

令和3年度決算で、収益的収入の1款事業収益は土地区画整理事業地内用地売却収益、2款事業外収益は預金利息及び用地売却に係る借入れ利息、収入印紙などでございます。

3ページを御覧ください。

収益的支出、1款事業原価は用地売却原価、2款販売費及び一般管理費は理事会開催時の人件費及び調整用地売却のための従前地分筆登記申請書作成業務委託など、3款事業外費用は長期借入金の支払い利息になります。

5ページをお開きください。

資本的収入の長期借入金が2億688万円。6ページの資本的支出、公有用地取得費が1億4,306万2,915円で、9か所の用地を取得したもの、長期借入金償還金は3,195万円で、用地売却収入で借入金を返済したものになります。

8ページをお開きください。

令和3年度の損益計算書になります。令和3年度の経常利益、純利益ともマイナス260万7,606円となっております。

9ページから10ページには令和3年度の貸借対照表、11ページはキャッシュフロー計算書になります。

次に、12ページをお開きください。

4の財産目録といたしまして、令和4年3月31日現在の資産は流動資産で、現金預金が1億4,607万3,256円、公有用地が4億17万2,433円、固定資産といたしまして、投資その他の資金が出資金で550万円、資産の部の合計が5億5,174万5,689円となります。

続いて13ページを御覧ください。

負債の部の固定資産、長期借入金が4億4,126万1,544円、負債の部合計は同額、差引き正味財産は1億1,048万4,145円となります。

14ページから22ページには、附属明細表及び監査意見書を添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、予算書になります。予算書の2ページをお開きください。

令和4年度、益城町土地開発公社予算になります。

第2条では収益的収入及び支出を定め、収入合計7,105万2,000円、支出合計7,485万8,000円となります。なお、収益的収入が収益的支出に不足する額380万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたします。

第3条では資本的収入及び支出を定め、収入合計8,985万2,000円、支出合計1億5,188万2,000円となります。なお、資本的収入が資本的支出に不足する額6,203万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたします。

第4条では、債務負担行為で都市計画道路の第2南北線代行買収の期間、限度額を定めています。

第5条では長期借入金の限度額について、第6条では予算の流用について、第7条では予算の弾力運用について定めております。

詳細につきましては、3ページから7ページの予算に関する説明書に載せておりますので、御覧ください。

8ページからは、令和4年度の予定貸借対照表を掲載しております。

以上が、報告第6号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第6号の説明が終わりました。

これより、報告第6号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

12番、宮崎委員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。

報告第6号、益城町土地開発公社の経営状況報告について、2点質問したいと思っております。

まず、1点目は5ページです。決算の中で資本的収入2億688万円と、次の6ページの資本的

支出、決算で1億7,501万2,915円、それから、その隣に不用額というのがございます。1億8,793万9,085円。この一連の流れについて関係がよく分かりませんので、もう1回この関係を説明していただきたいと思います。

もう一度言います。5ページの資本的収入の決算と、6ページの資本的支出、その決算及び不用額との関係についてが1問目です。

2問目は、17ページに長期借入金4億4,126万1,544円という数字が上がっております。この長期借入金は、今、うちの町としては、幾ら、どういう形で残っているのか。どこまで使っているのか。多分今まで説明されたと思うんですけど、ちょっとよく分かりませんでしたので、もう1回整理をして教えていただければありがたいと思います。

一応2点だけよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

報告第6号です。土地開発公社の決算状況の報告ですけど、5ページになります。

資本的収入の決算額2億688万円、それから、次のページの資本的支出の不用額との関係はどうなっているのかというところの御質問がお一つ。それから、17ページに借入れ残高が4億4,000万円程度あるが、これは幾ら残っているのかという御質問だったかと思います。

まず、最初の5ページのほうの質問ですけれども、借入れの2億688万円につきましては、土地区画整理事業、それから、ウォークブル事業での借入れとなっております。ウォークブル事業につきましては町からの貸付けということで、9,000万円の貸付けを受けておまして、2億600万円から9,000万を引いた残りが土地区画整理事業での借入れということになりますので、1億2,000万円程度の借入れを区画整理事業でやっているような状況です。

次のページの6ページのほうの支出1億7,500万円の内訳につきましては、公有用地の取得費が1億4,300万円程度の決算額になっておりますけれども、そちらのほうは木山の土地区画整理事業、それから、ウォークブル関係の決算額となっております。

ウォークブルの関係につきましては、200平米以上は公有地の拡大の関係で税控除が受けられることになっておりますけれども、土地が狭くて公社の場合には税控除が受けられる見込みがないということで、不用額として少し残っているウォークブルの部分と、土地区画整理事業のほうも予定していた跡地が買えなくて不用額として残っていると。そのウォークブルの分と区画整理の分とを合わせた1億8,000万円程度が不用額として残ったということになります。決算額のほうもウォークブルの分と土地区画整理事業の分です。すいません、内訳まで細かな数字は持っておりませんが、一応そういうことでございます。

それから、17ページのほうの長期借入れの明細表で、期末の残高4億4,126万1,544円の金額につきましては、令和3年度末の借り入れた金額の残高が4億4,000万円ということになりますので、全て今の土地区画整理事業につきましては銀行からの借入、ウォークブルにつきましては町から9,000万円の貸付けを受けているところです。合わせて4億4,126万1,544円の残高として残

っているという形になります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、1回目の答弁をお聞きして、半分は分かったんですけど半分は分かりづらかったなというふうに思います。

まず、1番目の質問でありますけれども、5～6ページのところの関係性、特に今答えていただけなかったのは不用額の話です。不用額というのは、当初予算の中に入れて借りる体制にして使わなかったらその額が残ったと。その不用額そのものは現金で残っているのか、銀行さんのところに入ったままで残っているのか、ここら辺りを明らかにしてお答えしていただければというふうに思います。

それから、2番目の長期借入金の話ですけども、これについては、今のお答えによると、決算の残額というお話なんですけども、これも、全部の金がまだ残っているという話なのか、いや、決算で使ったところにはちゃんと行ってるからという話なのか。要は17ページの期末残高というのがどういう意味なのか。要は、本来は、期末といったら大体いろんなやつが終わった後に残ったのが期末残高だろうと思うんですけども、まだ当初借り入れた金額がそのままここに書かれているのかどうか、これだけ教えてください。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。12番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、5ページです。不用額というのは借入れをしているのかというふうな御質問だったかと思います。6ページに1億8,600万円という不用額がありますけれども、ウォークアブル事業につきましては、町からの貸付け9,000万円、全て貸付けを受けておりますので、9,000万円のうち購入したもの以外の分については、土地開発公社の預金の中に現金として残っているところなんです。それから、区画整理事業のほうは、契約してお支払いする分のみ借入れをしておりますので、銀行から借り入れた分が公社の中に現金として残っているということはございません。

次に、17ページのほうの長期借入れの明細の期末の残高につきましても、先ほどと同じ内容で銀行から借り入れたものは全て地権者の方にお支払いしておりますので、土地開発公社の現金として今持っているものはないところです。ウォークアブル事業につきましては、土地開発公社で購入したものについてお支払いをさせていただいておりますが、9,000万円分全ては支払っておりませんので、一部、土地開発公社の中に預金として残っているという状況です。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。お尋ねします。

財務諸表の中の16ページに公有用地明細表というのがあるんですけども、一番上に主要地方道熊本益城大津線残地残高が、面積的に2,563平米、金額は413万8,414円、期末残高も同じになっておりますけれども、これについてちょっと教えてください。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課、山内です。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

16ページです。公有用地の明細表で、主要地方道の熊本益城大津線、残地と二つの資金区分に分けておりまして、一番上の熊本益城大津線の残地につきましての内容はという御質問ですけれども、こちらのほうは以前から土地開発公社で所有しているものでありまして、熊本益城大津線の整備をするときに購入した土地が今残っていて、農地とか雑種地等として、今、土地開発公社が所有しています。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。あと一つ、それについての質問なんですけれども、この残地の活用というのは物ができてからになるんでしょうか。このままの状態のまま残しておくことになるんでしょうか。活用法とかが決まっていれば教えていただきたいと思えます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。11番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

16ページの熊本益城大津線の残地の活用はできないのかという御質問ですけれども、残地のほうは、熊本地震前から土地開発公社をどうするか、この辺の所有土地につきましても処分をして解散を進めようかということも検討したところです。

残地としては、農地の部分につきましては、多少、鉄塔とかが建ってる部分がありますけれども、販売しようと思えば、農地として買っていただく方がおられれば、売却はできると思えますけれども、その他の雑種地のところにつきましては、なかなか活用が難しいような場所になっていますので、その他の用地として活用するのは少し難しい状況にあらうかと思えます。そのためになかなか解散が進まなかったところもあります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第6号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時15分から再開します。

---

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第9 議案第34号 令和4年度益城町産業団地特別会計予算

- 日程第10 議案第35号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）  
日程第11 議案第36号 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第37号 益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第13 議案第38号 益城町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第14 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について  
日程第15 議案第40号 町道の路線廃止について  
日程第16 議案第41号 町道の路線認定について  
日程第17 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。

日程第9、議案第34号「令和4年度益城町産業団地特別会計予算」から、日程第17、議案第42号「工事請負契約の締結について」までの9議案を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第34号「令和4年度益城町産業団地特別会計予算」から、日程第17、議案第42号「工事請負契約の締結について」までの9議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第34号、令和4年度益城町産業団地特別会計予算について御説明申し上げます。

産業団地の整備につきましては、これまで適地調査や基本設計などに取り組んできたところですが、これからは用地交渉を進めてまいります。今後の産業団地整備を円滑に進めるため、整備に係る費用の一元化を図ることとし、特別会計での予算を計上しております。

歳入歳出予算では210万円、債務負担行為に産業団地用地購入費として、令和5年度までの期間で9億4,550万円の限度額を定めています。

次に、議案第35号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ5億7,092万1,000円を追加し、総額を217億9,266万8,000円としています。

また、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正をしております。

4月に執行された町長選挙の関係で、肉付けの補正予算となります。先ほどの所信表明で申し上げましたとおり、熊本地震からの復旧復興、そして、子どもたちが夢や希望が持てる、将来を見据えた取組を加速させなければならないと考えています。

このため、今回の補正予算では、住宅の開発を促進するための新たな事業や、投資的経費の単

独事業及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業などを計上しているところと見越して、住宅開発を進める事業者を支援するための二つの補助事業と、危険家屋の解体を推進するための補助事業の創設、また、子ども医療費助成を18歳まで拡大するための増額、その他、国のコロナ禍における総合緊急対策におきまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などが主なものとなっております。

次に、議案第36号、下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出の補正でそれぞれ252万3,000円の増額補正をしております。詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

次に、議案第36号、下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出の補正でそれぞれ252万3,000円の増額補正をしております。詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課、山内です。議案第34号から36号までの予算関係について説明をさせていただきます。

まず、議案第34号です。

令和4年度益城町産業団地特別会計の予算書、1ページを御覧いただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算で、歳入歳出をそれぞれ210万円としております。

第2条では債務負担行為の設定をしております。

4ページを開けていただきたいと思います。

第2表で債務負担行為の分ですが、産業団地用地の購入、令和5年度までで9億4,550万円の限度額としております。41名の地権者の方々がおられまして、用地がまとまれば来年度、歳入歳出予算に計上してお支払いをしていく形になろうかと思っております。

議案第34号につきましては、以上です。

次に、議案第35号です。

令和4年度益城町一般会計補正予算書の1ページを開けていただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ5億7,092万1,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ217億9,266万8,000円としております。

第2条では債務負担行為、それから、第3条で地方債の補正をしております。

5ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為です。債務負担行為の補正で6件の追加をしております。

新庁舎の什器の備品の整備事業、机、椅子、キャビネット等の分の事業、それから、新庁舎への移転の業務、複合施設の造成、集落部宅地開発支援事業としまして新規事業で、飯野、福田、津森地区の開発事業者向けの補助金の分としての期間と限度額の設定、それから、地区計画の環境整備支援事業、文化財の本調査の費用に対する補助事業を債務負担行為で設定しております。それから、文化会館の指定管理業務につきまして記載をしております、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

それから、6ページをお願いいたします。第3表で地方債の補正です。追加が10件、変更3件

の補正をしております。

追加のほうでは、複合施設の造成事業債。それから、益城西原消防署の改修事業債につきましては、空調改修の事業に対するもの。保育所の車両購入費の事業の分は3台の保育所の車両の購入費。保育所の施設整備事業債は、第1、第2保育所の長寿命化の設計に対する財源。町道整備事業債。それから防犯灯の整備事業債。中学校施設整備事業債のほうは木山中学校の駐車場の整備に対するもの。教育委員会の車両購入の事業債は生涯学習課のもの。津森グラウンドのLED化。公立学校施設整備施設の災害復旧事業債につきましては、益城中学校の駐車場の農地復旧の財源とするもので、限度額、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりです。

次に、7ページの変更です。

緊急防災減災事業債は消防団のポンプ購入の財源に充てるもので、補正前が1億2,550万円から660万円の増額をしております。

二つ目が防犯灯の整備事業債で、小池竜田線の防犯灯の整備事業の財源とするものを250万円から5,580万円を増額しております。

小学校施設整備事業債については、広安小学校のトイレ改修のための設計、それから、パソコン教室の改修費の財源とするもので、1,160万円から960万円の増額をしているところです。

次に、10ページをお願いいたします。歳入予算になります。国庫支出金で総務費の国庫補助金です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,084万3,000円の増額をしております。令和3年度に示された上限額が1億6,790万8,000円でございますが、そのうち8,000万円程度を今回活用して歳出予算のほうで事業化を図っているところです。

令和4年度でも、臨時交付金につきましては1億4,000万円程度の上限額が示されておりますので、そちらのほうにつきましても、今後、補正予算等で事業化を図り活用していきたいというふうに考えております。

民生費国庫補助金につきましては、社会福祉費補助金3,707万9,000円、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金で国の事業で実施されるものになります。歳出予算のほうに全額事業費のほうを計上しております。

児童福祉費の補助金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金1,780万円です。こちらのほうも国の事業で進められているもので、歳出予算のほうに全額を計上させていただいております。

教育費の国庫補助金につきましては、小学校、中学校のコロナ対策の補助金として415万3,000円の計上です。

県支出金、民生費補助金のほうで放課後児童クラブ整備の補助金は、広安西小学校の児童クラブのエアコンの改修費用に充てるもので、県のほうで3分の1、それから、先ほどの上のほうの段の民生費の国庫補助金のほうでも同額が計上されておりますが、同じ内容で国のほうも3分の1の補助があります。

11ページ、繰入金は、基金の繰入金1億8,165万円、三つの基金の繰入れをしております。



23款諸収入の雑入では、デジタル基盤改革支援補助金134万2,000円は、総合行政システムの文字の統一に伴う補助金で、全額を歳出予算のほうに計上しております。

24款町債につきましては、先ほどの第3表のとおりとなります。

13ページからが歳出予算になります。

まず、議会費です。99万円の増額補正で、タブレット、ペーパーレス議会用のシステム使用料で増額の計上。

2款総務費、一般管理費のほうでは1,489万8,000円の増額をしております。

主なものは11節LINE機能開発手数料で、質問に対して自動で回答するような機能の充実をするのに80万円の増額。12節では、新庁舎落成への委託料に330万円。それから、14ページのほうでは、にぎわいづくりのイベント業務の委託料50万円の3回分として150万円の計上。17節のほうでは、文書管理システムの機器の購入費に292万7,000円の計上をしております。

次に、電子計算機運用費は232万円の増額で、12節で基幹系システム、文字統一業務の委託料は、全額を特定財源で賄っておりまして、外字関係を統一させる事業となっております。17節は新庁舎のOA機器の購入費が97万8,000円の増額です。

企画費は2,293万9,000円の増額で、12節のマイナポイント事業支援業務委託料に291万5,000円。マイナポイントの申請期間の延長に伴いまして、窓口業務分を延長するものです。

それから、津森地区の乗り合いタクシー運行実証実験業務委託料に30万円。10月からの6か月分を予定しております。

15ページが一番上は、電子メディアタウンプロモーション委託料1,870万円で、臨時交付金を活用したのになっております。電子雑誌等でのプロモーションを行って、交流人口、それから定住人口の促進等につなげるものでございます。

それから、防災費は585万5,000円で、感染防護用の消耗品に436万8,000円。こちらのほうも臨時交付金を活用しているところです。

12節は、町ホームページの改修業務の委託料120万3,000円で、防災行政無線との連携のための改修費用でございます。

諸費は8,905万9,000円で、16ページのほうを開けていただきたいと思いますけど、一番上に小池竜田線の防犯灯の設置工事費5,755万2,000円。それから、新規事業で危険家屋等除却事業補助金3,000万円で、危険家屋の解体を促進するための補助金、1件300万円の10件分を計上させていただいております。

3款民生費、社会福祉総務費の自宅療養者等買物支援業務委託料70万円は、臨時交付金を活用したものです。

臨時特別給付金事業につきましては3,589万1,000円の増額で、18節は住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金3,500万円の事業費、それ以外につきましては事務費として計上させていただいております。コロナにおいて創設されたもので、1世帯当たり10万円の350世帯分を計上させてもらっております。

児童福祉総務費は3,687万2,000円の増額になっておりまして、18ページのほうを御覧いただき

たいと思います。18節のほうで、子育て世帯生活支援臨時特別給付金は1,580万円、1世帯当たり5万円の316世帯分の計上です。コロナの長期化に伴い低所得の子育て世帯を支援するという形で、全額国費で賄われております。

19節は、子ども医療費の助成金が1,250万円の増額で、10月からの半年を15歳から18歳に拡充するに当たっての不足分としての増額計上です。

児童福祉施設費1,348万4,000円につきましては、12節で町立保育所施設改修設計業務委託料が第1、第2保育所の長寿命化のための設計費600万円、それから、14節は照明器具のLED化の工事費184万8,000円で、第1第2保育所分になります。

17節は庁用車の購入費で、保育所への庁用車の導入で3台分を計上しております。

仮設住宅運営費、19ページですけれども、60万9,000円で、地権者の方々への記念品代、それから用地の耕起料等を計上しています。

6款の農林水産業費は農地費393万1,000円で、13節のほうでは施設整備の機械の借上料、15節では資材代を計上しています。

20ページをお願いいたします。

7款商工費です。商工業振興費で、営業時間短縮要請協力金の負担金866万9,000円で、臨時交付金を活用したものになります。県への支払い分で、財源としましては、国が8割、県が1割、町が1割になっていきますので、1割分の計上として866万9,000円を負担金として計上しております。

企業誘致推進費のほうでは、特別会計への繰出金210万円の計上。

8款土木費で、道路維持費は5,300万円で修繕料、それから、13の委託料は、機械借上料、工事費等の計上になっております。

道路新設改良費は2,968万2,000円の計上で、報酬関係では測量技師の方の会計年度任用職員の報酬関係。12節のほうでは改良業務の委託料で、下陳畑中線の改良として100万円。工事請負費のほうは広崎田原線が主なものとなっております、2,600万円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

都市計画総務費のほうでは、12節の用途地域の見直し業務の委託料に151万円、下水道事業会計への繰出金が252万3,000円などで、合わせて548万5,000円の計上です。

公園費のほうは、潮井自然公園策定の支援業務の委託料に600万円。秋津川河川公園の防犯灯設置に356万円等で、合わせて1,039万円。

都市再生整備計画の事業費で、16節公有財産購入費2,600万につきましては、文化会館の駐車場用地の購入費を計上しております。

24ページをお願いいたします。

住宅管理費のほうでは、パートタイムの会計年度任用職員の報酬関係。

9款消防費は非常備消防費で、総合行政システム改修業務委託料に21万2,000円で、消防団の管理システムの改修費用になっております。

消防施設費は4,752万7,000円の計上で、工事請負費が益城西原消防署の改修工事に3,700万円、

17節、消防団の小型動力ポンプの購入費は3台分の660万円を計上しております。

教育費のほうでは、学校管理費が2,270万1,000円で、12節学校施設整備の設計監理業務の委託料として750万円で、広安小学校のトイレ改修の設計費用になります。

14節は、広安小学校の施設整備費に550万円で、広安小学校のパソコン施設の改修費用です。

26ページ、中学校の学校管理費で、14節の木山中施設整備費1,100万円につきましては、中学校の施設整備になります。

27ページは社会教育費の公民館費113万円で、分館のトイレの修繕料で飯野、福田、津森分館のトイレの洋式化などの修繕費となっています。

文化会館の運営費については1,186万9,000円で、修繕料はトイレの修繕など、それから、17節はプロジェクターの購入費に623万円の購入、合わせて1,100万程度の増額です。

その下の集会所の運営費のトイレ修繕につきましても、トイレの洋式化の分としての修繕料になります。

28ページをお願いいたします。

交流情報センター運営費は、電子書籍の利用料に200万円、図書購入費に300万円等で、臨時交付金を活用したもので、補正額としましては722万3,000円の増額になります。

保健体育総務費は、29ページが一番上のほうで、17節庁用車の購入費236万6,000円が生涯学習課の庁用車の購入費、18節は、ふるさとづくり施設整備費補助金100万円で、土山地区の運動広場の整備費になります。

体育施設費は5,462万9,000円の増額で、14節工事費の中で、総合運動公園北側の調整池の浚渫工事に1,163万3,000円、町民グラウンドの外周の排水路の改修に524万6,000円、辻の城運動広場のトイレ設置に661万3,000円、駐車場の改修で279万円、遊具の改修に419万5,000円、社会体育施設のトイレの改修が1,600万円で、こちらのほうは洋式化を進めたいというふうに考えています。

30ページでは、総合体育館の情報通信回線強化の工事費に400万円。eスポーツを進めていきたいということで、強化費を増額しております。

災害復旧費の公立学校施設災害復旧事業に700万円を計上しておりますが、益城中学校の仮設の駐車場を農地に戻すための工事費になっております。

31ページのその他公共施設の6,000万円の増額につきましては、複合施設の造成工事費に6,000万円の計上をしております。

最後に予備費が25万3,000円の増額補正です。

議案第35号につきましては、以上になります。

次に、議案第36号です。令和4年度益城町下水道事業会計補正予算になります。

予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

第2条で収益的収入及び支出の補正をしております、収入、支出、それぞれ252万3,000円の増額補正を予定しております。

3ページを御覧いただきたいと思います。

補正予算1号の実施計画明細書になります。下水道事業の収益、収入になりますが、一般会計からの補助金で252万3,000円。支出のほうが、安永福富ポンプ場運転支援業務の委託料、2か所分で252万3,000円の増額補正となっております。

議案第36号につきましては以上です。以上で説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第37号、益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました条例改正は、子育てしやすいまちづくりを目指す本町として、子育て支援策をより一層充実させるため、子ども医療費助成の助成対象年齢を15歳から18歳に拡大するものです。本条例は令和4年10月1日から施行し、施行日以降の診療に係る医療費から適用します。

議案第38号、益城町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、産業団地整備事業の推進に伴い産業団地特別会計を新たに設けるため、益城町特別会計設置条例の一部を改正するものです。町としましては、企業誘致を加速させるため、企業にとって魅力ある産業用地の確保を図ることとし、昨年度までに適地調査を実施してまいりました。その結果を踏まえ、今年度からは用地交渉などに取り組んでまいります。

今後、事業を推進するに当たりまして、特別会計を設置し、産業団地の整備から売却に至る費用を一元的に管理することで、当該事業の円滑な運営と経理の明確化を図るものです。

議案第39号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について御説明申し上げます。

今回の規約の変更は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の一つである小国町外一ヶ町公立病院組合が、令和4年4月1日から小国郷公立病院組合と名称変更したことに伴うものです。一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、関係地方自治体の議会の議決を経る必要がありますので、今回議案を提出するものです。

議案第40号、町道の路線廃止について御説明申し上げます。

今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号226のテクノ8号線の1路線です。主要地方道熊本益城大津線工事に伴い、過年度に設置しました第2空港線を横断する田原農道橋の引渡しに伴い、終点が変更となるため、路線の廃止を行うものです。

議案第41号、町道の路線認定について御説明申し上げます。

今回、町道の路線認定をするのは、路線番号226のテクノ8号線をはじめとした3路線です。

まず、路線番号226のテクノ8号線につきましては、主要地方道熊本益城大津線工事に伴い、過年度に設置しました第2空港線を横断する田原農道橋の文書による引渡しができおりませんでしたので、熊本県と協議しました結果、町道認定基準を満たすことから路線の認定を行うものです。

次に、路線番号434の復興土地区画整備12号線をはじめとした2路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、仮換地指定が終了した土地に面する道路の路線認定を行うものです。

議案第42号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

飯野小学校屋内運動場外壁、屋根及び屋上防水その他改修工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行うとするものでございます。

本工事の概要ですが、学校施設の長寿命化を図る老朽化対策として、飯野小学校体育館の改修工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、外壁塗装、屋根改修、アリーナ床面の張り替えなどとなります。

契約金額は8,773万円、契約の相手方は、熊本県熊本市東区小山4-9-70番地、住商産業株式会社でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第34号から議案第42号までの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

---

散会 午前11時42分

6 月 7 日（火曜日）

令和4年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年6月6日午前10時00分招集
2. 令和4年6月7日午前10時00分開会
3. 令和4年6月7日午後0時12分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程  
日程第1 総括質疑

---

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木薫君
福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君

生涯学習課長 富永清徳君 下水道課長 吉本秀一君  
水道課長 山口拓郎君

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、説明を受けました議案の総括質疑を行います。

---

### 日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第34号「令和4年度益城町産業団地特別会計予算」から、議案第36号「令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの3議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

榮議員。

○9番（榮正敏君） おはようございます。9番榮です。

議案第35号令和4年度益城町一般会計補正予算書（第2号）中、16ページ、2款総務費1項総務管理費の中で7目14節小池竜田線防犯灯設置工事費5,755万2,000円、この詳細について、防犯灯設置場所は小池竜田線のどこからどこまでなのか、それから何基設置するのか、また1基幾らぐらいの工事費を予定しているのか。

それから、もう1点、その下の18節負担金補助及び交付金3,000万円、危険家屋等除却事業補助金、これは危険家屋に対する補助費だと思いますけれども、元は私のほうの袴野地区に数軒ありまして、地震後はもう終わって全部補助金で退去されました。まだ益城地区にこの対象になるような場所がどこにあったのか。これは多分1軒当たり300万円だったと思いますので、これが3,000万円ということで10か所分相当があると思いますが、この対象箇所はどこにあるのか。今後この事業をするような場所が継続してまだあるのか。

この点についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課長の岩本でございます。おはようございます。9番榮議員の御質問にお答えいたします。

まず、16ページ、2款総務費1項総務管理費7目諸費の14節工事請負費で、小池竜田線防犯灯設置工事費について、大体何基ぐらいを設置予定であるのか、1基当たり幾らぐらいを想定しているのか、どの辺について設置を考えているのか、そういった質問だったと認識しております。

まず、基数については、これから設計を出す段階で確定はしておりませんが、30基から40基、場所に応じてはスパン的には30メートルスパンであったり50メートルスパンであったり、そのス



パンによって本数は変わってくるものと思います。これから設計を行って基数が確定していくこととなります。1基当たりの金額につきましては、ソーラーパネル方式蓄電池方式で行う予定にしております。大体、積算のときには70万円から80万円程度、1基当たりかかるのではなかろうかというところで見込んでおります。延長につきましては、新しくできた県道、小池竜田線ですかね、その小池バイパスの東無田入り口付近から小池秋永の小池三差路付近まで、あちらのバイパスについて設置を予定しております。

続きまして、同じく総務管理費諸費の中の今度は18節危険家屋等除却事業補助金についての質問だったと思います。そういった危険な建物とかがまだ町内にあるのかというところで御質問があったと思います。

熊本地震後に、公費解体等で壊れた家というのはある程度除却されていきました。その後、地震から6年ほどたちまして、まだ公費解体にもなっていないような、申請がなかったような建物というのが見受けられるようになっております。今現在、町としても調査を行っております。区長さんの申出であったり、住民さんからの申出とか、それで調査を行った結果、著しく危険な建物というのを十数軒確認しております。町内一円でですね。また、今後経年劣化が進んで危険な住宅になりそうだという住宅もやっぱり十数軒確認されております。通行の支障になるような住宅もありますし、住民の皆さんの安心・安全を守るために景観上もよろしくないということで、町としてもどうにかしなければいけないというところで、今回、危険家屋等除却事業補助金というのを創設しまして対応に当たりたいと考えたところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 今の18節負担金補助及び交付金、危険家屋等についての答弁の中で、私はてっきり地滑り地区、県が指定した、そこから退去するための補助金と思い込んでおりましたが、それとまた別に景観上、今の答弁のようによろしくないというような、それから、この前の地震の解体補助金で無償で解体できた、それが取り残されている、そういうところも対象になるということを知りましたので、例えば、この前の地震で解体すべきだった、山の根っこで草に囲まれて家と判断できず忘れてしまうような家もその対象になってくるかね。危険箇所、見苦しい、防犯上よろしくない、そういうとも対象になるわけでしょうか。それだけ教えてください。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 9番榮議員の2回目の質問にお答えします。

総務管理費の諸費18節の危険家屋等の除却補助金について、地滑り地区にある建物の除却も含まれるのか、また草に隠れているような家も含まれるのかというところの質問だったと思います。

この除却補助金を創設するに当たりまして、土砂災害危険住宅移転促進事業、そちらのほうも補助金額を設定する上で踏まえてはおります。そういった危険なエリアにある建物で、建物危険度判定を行って、その基準に合致するようであれば解体補助金を交付するということとなります。ただ単にそこにあるから、そこに対して解体補助金を出すというわけではありません。そういった場合は、土砂災害危険住宅移転促進事業の補助金を使って移転してもらおうと。その中にも解体

費用とかは含まれますから。そちらはそちらの事業のほうで対応するということになります。ただ、もちろんある程度危険な家屋で基準に合致するようであれば、解体もできることになります。そういったところは2通りのやり方があるということです。

それと、草に隠れてしまったような家、あるかないか分からないような家、これが先ほど申し上げた景観上非常に好ましくないというところで、そういった家も、ただ単に草に囲まれているからではなくて、審査を行います。審査を行って、屋根の損傷であったり、壁の損傷であったり、基礎部分の損傷とか、基準表に基づいて判定を行って、その基準に合致していれば申請に基づいて補助金を交付するということになります。以上が制度設計の概要となります。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 今の件でもう1点。課長、家屋移動に対しては300万円という、今までの危険家屋移動はあったけれども、この3,000万円という金額は300万円掛ける10じゃなくて、家屋移動だったら300万円だけれども、例えば景観上あれで解体だったら300万円という金額は発生しないわけですね。大体を査定して、150万円であれば150万円と。そういう査定が出るわけですよ。だけ、300掛ける10じゃないということですね。上限300万円を補助するちゅうわけじゃないんですね。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 9番榮議員の3回目の御質問について、上限300万円を必ず交付するのだったと思います。

あくまでも、業者さんからの見積書を頂きその内容を精査しまして、上限が300万円であって、100万円で済むとなるならば100万円で交付するということで、あくまでも上限ということになります。予算計上につきましては、あくまでも上限の金額が300万円なものですから、空き家に対する除却費用については300万円掛ける一応10件分を予算としては計上いたしております。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村です。議案第35号令和4年度益城町一般会計補正予算書(第2号)中、2点ほど質問させていただきます。

ページが18ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費19節扶助費、ここに子ども医療費助成金1,250万円が10月からの助成開始ということで上程されております。私も、3年前に一般質問で、その当時新たに2億円程度増える税金、これを財源にして高校生まで医療費助成を求めていたこともありまして、今回の予算計上は非常にうれしくありがたいことでもあります。

ただ、このとき、当時高校生までの医療費助成は県内で1市17町が実施していましたが、当町においては、高校生まで引き上げた場合、熊本県乳幼児医療費助成事業補助金が受けられず単独費となったり、国保の減額調整措置等、国保運営にも影響があるため、現段階では厳しいということでした。また、増える税金を財源として提案したわけですが、税金について増えた部分については地方交付税がその分減額されるということで、当時としては厳しいものでした。今回につ

いては、そういった障壁というのは解消できたのでしょうか。また、財源については、恐らくふるさと納税なのかなとは思いますが、そういったところから持ってこられるのでしょうか。それと、現在、県内の自治体も足並みをそろえたように高校生まで医療費助成を行うようなんですが、幾つくらいの自治体が現在実施及び実施予定をしているのでしょうか。以上が1点目です。

それと2点目が、27ページ、10款教育費6項社会教育費3目文化会館運営費、この中の12節委託料、これが指定管理料として59万8,000円計上してあります。文化会館の運営費については当初予算案で3,983万4,000円計上してあったわけですが、ここで計上してある59万8,000円というのはどういったものなのか、何かを補填するためのものなのか、その辺を教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉川こども未来課長。

○こども未来課長（吉川博文君） おはようございます。こども未来課長の吉川です。3番上村議員の御質問にお答えします。

議案第35号令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）中の18ページ、19節の扶助費、子ども医療費助成金のことについてのお尋ねと思います。

財源についての御質問と思いますが、財源については、国・県の助成はございませんので一般財源となります。

あと、町村の18歳までの拡大状況ですけれども、県内45市町村中33町村が18歳へ拡大しております。郡内を申しますと、益城町を除いた町は全員拡大しております。それから、近隣の西原村、大津町、菊陽町においても、18歳まで拡大している状況になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） おはようございます。生涯学習課の富永でございます。3番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第35号、ページが27ページになります、10款6項3目文化会館運営費の12、委託料、指定管理料の59万8,000円は今回どういった理由で組むのかということでの御質問かと思っておりますけれども、今回、文化会館に関しましては、今の指定管理の契約が今年の12月までになります。それはなぜかと申しますと、文化会館の工事期間がちょっとずれた関係で、今年の12月末までが現在の契約期間になります。来年の1月から令和10年の3月31日まで、5年3か月を今度文化会館の指定管理として募集するというので今準備を進めております。その関係で、今回、債務負担行為で文化会館の業務委託料ということで、来年からの分、令和5年度から令和9年度までの2億5,655万円を組んでおります。それはあくまでもその5年間の分ですけれども、今年の分、1月から3月までの分が、委託料の集計で合計しております金額に不足分が出ましたので、その分を今回補正でするところで準備を進めております。この委託料は募集をするためには予算を確保しておかなければなりませんので、今回、募集するための金額ということで進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。まず、子ども医療費助成については、一般財源からということではあったんですけども、その一般財源についてもどれを当てにしてあるのか。一般財源でもともとできるのであれば、もっと早くからもできたわけですし、恐らく何か余裕ができたからそれに取りかかれる、そういう状況なのかなと思いますので、一般財源の何を当てにしてされているのか。この辺を2回目をお願いします。

それと併せて、先ほど1回目の質問のほうでやってたんですが、熊本県の乳幼児医療費助成事業補助金が受けられないとか、あと国保の減額調整措置等国保運営にも影響があるとか、こういったことについてはどうなんですか。それも併せて2回目、お願いします。

それとあと、文化会館の委託料については、指定管理の契約のほうがもともと予定していたのは12月までであったと。債務負担行為で令和5年度からの分は見ているけれども、1月から3月までの分を見ていない、その分が今回の金額に計上されているということですね。分かりました。

でしたら、先ほどの子ども医療費の件について、2回目をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。3番上村議員の2回目の質問で、ページが18ページ、子ども医療費の一般財源には何を当てにしているのかの分についてお答えさせていただきます。

一般財源になりますので、当然何をということではありません。一般財源、町税だったり、ふるさと納税だったり、いろんなものがいっぱい財源としてありますので、その部分についてはこれを一般財源として子ども医療費のほうに充てるんですよということはありませんので、全体的な一般財源の中でこの部分是对応していくというふうな状況になります。最近では町税も増えておりますし、ふるさと納税もある程度皆さんから寄附を頂いているような状況にありますので、その辺のところを活用していくという状況になろうかと思っておりますけれども、直接何かを充てるということではないというところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。すいません。いいですか。

○3番（上村幸輝君） 福祉関係になりますかね。ああ、そうか。子ども、乳幼児。

○議長（稲田忠則君） あれは、吉川課長ですけど、今、財源の件でしたから、山内企画財政課長に答弁をしていただきました。

○3番（上村幸輝君） 国保関係のほうについてはどうなんですか。

議長、もういいです。後で、また。

○議長（稲田忠則君） 後で担当に聞いてください。

ほかに質疑はありませんか。

4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） 4番下田です。

補正予算のページで19ページ、民生費仮設住宅運営費の中の報償費ですかね。仮設団地記念品代10万9,000円。今まではなかったような気がしますが、地権者に対してお礼みたいなこ

とがですね。この説明と、その下の仮設団地用地耕起料、実際建つとつとにこれを予算化するかどうかの件と、それとページが21ページの道路改良委託料で100万円、下陳畑中線ということでしたが、どういうことをされるのかちょっと説明してもらいたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村福祉課審議員。

○福祉課審議員（中村康広君） おはようございます。福祉課審議員の中村です。4番下田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、議案第35号令和4年度益城町一般会計補正予算書（第2号）の19ページの3、歳出、3款民生費3項災害救助費2目の仮設住宅運営費報償費、仮設団地地権者記念品代の10万9,000円につきましては、仮設団地用地として提供していただいていた地権者に対しまして、令和3年度中に用地の返還を行い記念品の贈呈を行うものとしておりましたが、小池・島田仮設団地の復旧工事後に手直しが必要となり、この手直し工事を令和4年度へ繰り越すこととなったため、令和3年度に記念品の贈呈ができなくなりましたので、令和4年度において記念品の贈呈を行いたく、今回補正予算として計上させていただきます。

もう一つの質問、3、歳出、3款民生費3項災害救助費2目仮設住宅運営費の11節役務費、仮設団地用地耕起料につきましては、令和3年度、農地復旧後に返還した農地の手直しを行うものであります。令和3年度返還後の農地において、3年度末から4年度4月初旬にかけて排水不良等が発生したため、今後営農再開後に発生した問題等への対応を行うため、今回の補正予算として計上をさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） おはようございます。建設課長の村上です。4番下田議員の御質問にお答えします。

議案第35号令和4年度益城町一般会計補正予算書（第2号）中、ページが21ページ、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費12節委託料100万円、町道改良業務委託料、この内容についてということでお答えします。こちらのほうは、場所といたしましては、下陳畑中線、行政区としましては平田下に当たるかと思いますが、高森線から鹿之子というところがあるんですが、あちらのほうの下陳畑中線にぶつかったところの四つ角の、地元からのこれは要望によります部分的な改良ということで、計画をしているところでございます。こちらのほうは、現在の予定では用地買収を伴う拡幅を行う予定としております。延長としましては約50メートル程度になるかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 1回目の答弁ありがとうございました。

このお礼は、じゃあ、4年度以降も続けて。何をしていくわけですか。謝礼3年分はあげんかったでしょうが。木山辺りも全部するってということですか。分かりました。

下陳畑中線は部分的に、ずっとするわけじゃなかですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 中村福祉課審議員。

○福祉課審議員（中村康広君） 下田議員の2回目の質問に対してお答えさせていただきます。

仮設団地の記念品を今後、まだ現在あります木山団地も含めて行うのかという御質問だと思いますが、木山団地以外の仮設団地の地権者への記念品代として今回は計上させていただいております。まだ、木山団地につきましては、存続がありますので木山団地は返還の後にまたこういった形で記念品の贈呈を今後行っていく計画となっております。

ちなみに令和3年度には、民間の地権者以外の安永団地、テクノ仮設団地のほうには、記念品の贈呈を行っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。私のほうから2点、議案第34号と議案第36号について質問をさせていただきます。

まず、議案第34号ですけれども、益城町産業団地特別会計予算の中で4ページの債務負担行為の産業団地用地購入費9億4,550万円について、その根拠でございますが、説明を受けた中では9.46ヘクタールの用地買収費と、こういう説明だったと思うんですが、その中で、特に基本計画を見ますと、第2空港線から100メートル離して用地が確保されております。なぜ100メートル離れたのか。これは、将来商業地か何かに利用しようというお考えなのか。その理由についてお聞かせください。

続いて、2番目の質問は、議案第36号益城町下水道事業会計補正予算書の中の3ページ、実施計画明細書、支出の部で、一番下の欄にポンプ場費の安永及び福富ポンプ場運転支援業務委託（2か所）252万3,000円というのが計上されております。この支援業務の内容とこれはポンプ代のリース料も含んだやつなのかを教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） おはようございます。産業振興課の松本です。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第34号令和4年度産業団地特別会計予算に関連しまして、先日、全員協議会でお配りした産業団地整備基本計画概要版、こちらで位置が100メートル、第2空港線から離してある、その理由は何なのかという御質問だったかと思っておりますけれども、今回、100メートル離しておりますのは、今回に限らずいろんな形で開発関係、県との協議あたりを行った中で、第2空港線の景観や農地の保全、そういった観点から100メートル離してということが今までもございましたので、今回の計画を用地として設定するに当たっても、今までのそういった交渉・協議等を基に、100メートル離れたところで設定させていただいたということになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉本下水道課長。

○下水道課長（吉本秀一君） 下水道課長の吉本です。8番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の質問で、運転支援業務委託の内容はどういったものなのかということの御質問ですが、議案第36号令和4年度益城町下水道事業会計補正予算書（第1号）中の3ページ、実施計画明細書中、支出、21款1項2目18節委託料の安永及び福富ポンプ場運転支援業務（2か所）252万3,000円についてお答えいたします。運転支援業務委託の内容とは何かということですが、安永・福富ポンプ場が今後稼働また本格的な完成という形で、試験運転を経てした場合に備え、本格的な運転に備え、ポンプ場運転規則に基づき、大雨などで警戒態勢に入った場合に不測の事態に備え、ポンプ操作の専門的立場からメーカーより人員を派遣してもらう際の労務費及び諸費となりまして、昨年度実績を参考に年間8日の2か所、安永・福富ということで、また、国土交通省の排水ポンプ設備の点検・整備費の積算基準に基づき、保守点検整備を含む委託業務を今回計上しているところでございます。出水対策につきましては、町民の生命と財産に関する重要な作業であることを御認識いただき、御理解いただければと考えております。

また、二つ目のリース料の中に含んでいるのかということですが、こちらにつきましては、仮設ポンプのほうの分かと思いますが、今回の予算に計上しておるものは完成した後のポンプ場の県の業務委託という形になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

まず、議案第34号についてでありますけれども、今、課長から答弁がありましたのを聞いておりますと、農地の保全、景観、その他これまでの経緯というのがあって、町が開発を行うときに第2空港線から100メートルを、これ自主的に町が判断して下げたと、こういう話なんですかね。それとも、県とのやり取りの中でそういう100メートルを離そうとしたのか。これだけ、2回目の質問をお願いします。

それから、2番目の議案第36号の話については、ちょっと私が勘違いしとったんですが、仮設のポンプのことでこの代金が今回計上されたのかなと思ったんですが、実際は、本番用のポンプの完成後の試運転とかその他災害が発生したとき、それを使う際に、本来は業務支援とかいう話があるんだろうけれども、会社をお願いして来ていただくための費用と。こういうお話ですよ。第2問目については了解をしました。

第1問目の34号について、先ほど言いましたように、これは町が自主的にやったのか、それとも県とのやり取りの中で100メートルが取られたのか、これは、地権者も含めて非常に地元も関心を持っておりますので、ぜひ答弁をよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 12番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今回の産業団地の用地の選定で第2空港線から100メートルを自主的に離して設定したのかという御質問ですが、今回、用地を設定するに当たりまして、先ほども申し上げたとおり、過去の経緯等を踏まえまして、町として自主的に100メートル離れたところで設定させていただいたということになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいまの答弁だと、過去の経緯という言葉で答弁されましたけれども、その過去の経緯が何か具体的にあったら教えていただきたいと思います。

この第2空港線沿いの、農家の人ももちろんそうなんですけれども町民も大概の人が、特に広安地区の人は、あの第2空港線沿いをいかにして開発を進めるか、これが非常に益城町の将来を決すると、こういうふうを考える人も多いです。災害復興計画の中にも、第2空港線沿いの開発その他もろもろ一切入れてもらえませんでした。そういう経緯もあって、何とか第2空港線沿いに少しでも開発の手を入れていくというのが、多分町民の多くの人の願いだろうと思うんです。ですから、今回の産業団地の開発、これは非常に大きなチャンスと。

ですから、ここを益城町が自主的に100メートル離して従来のおりの既定方針でいくと、全くそれが既成化事実とされて、ほとんど町は第2空港線沿いの開発ができなくなると。こういうのも当然考え合わせて町はそうされたのか。それとも、過去に何か痛い目に遭ってそういうふうにされたのか。これを含めて3回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 12番宮崎議員の3回目の御質問にお答えいたします。

先ほど2回目の答弁で過去の経緯等を踏まえてということで、具体的なものがあったのかどうかという御質問かと思いますが、以前も、第2空港線の開発といったことで、いろんな民間の事業者の方とかそういったところからの御相談等もありまして、そういった検討・協議の中で、先ほど申し上げましたように景観や農地保全といった観点からの100メートルというところがございました。ですから、具体的にここでこういったというのは、今ちょっと出てきませんけれども、過去にそういったものもありましたし、そういったところを踏まえまして、今回100メートル引いたところで設定させていただいたということになってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

2番西山議員。

○2番（西山洋一君） 2番西山です。1点だけ質問させていただきます。

議案第35号令和4年度益城町一般会計補正予算書中、ページが23ページ、土木費4項都市計画費の12項ですかね、都市再生整備計画事業費、これについては、補正額は発生しておりませんが、財源の内訳、これが、一般財源4,665万円が減額されて特定財源のその他4,665万円というふうに付け替えられております。この付け替えられた理由と特定財源のその他という内容が分かれば、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。2番西山議員の1回目の質問にお答えいたします。

議案第35号、ページが23ページ、土木費の都市再生整備事業費の財源の組替えにつきまして、その他の財源が増加して一般財源が減額していることについての内容ということですが、



その他につきましては、復興基金のほうを充当させていただいているというところですが。都市再生整備、当初予算では一般財源での対応をしておりましたが、補助対象外の部分に対して、都市再生整備計画につきましては国庫補助事業でやっておりますけれども、補助対象外の部分が結構大きくなる部分がございますので、補助対象外のところの一般財源相当の半分の額、2分の1の部分について、復興基金のほうを充当させていただいたと。その分の財源組替えになっているというところですが。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田です。34号と35号について質問をさせていただきます。

まず、35号のほうから質問をいたします。35号で、すいません、ページから申し上げます。先ほど同僚議員からも質問がなされた部分で確認をさせていただきます。16ページ、2款総務費の中の危険家屋等除却事業補助金3,000万円なんですけれども、先ほどの説明の中で、土砂災害警戒区域外ということでありました。このレッドゾーンについてはまた別途でももちろん出されておりますが、土砂警戒区域外の危険家屋等を除去する場合について、これは申請という言葉も出ましたけれども、個人の財産の解体になります。その辺について、町が予算を出すということについての根拠法令というのを教えていただきたいと思っております。

次に、ページで言わせていただきます。ページ、22ページの土木費都市計画費の中の8-4-1-12の委託料の中に用途地域見直し業務委託料151万円がありますけれども、これは毎回行われているものなのか、または特に何か出てきたために行うものなのかについて、中身について教えてください。

次に、ページ、30ページの教育費の中で、総合体育館情報通信回線強化工事費、これはeスポーツ関係ということでございました。eスポーツによる通信回線を強化されるということですが、ほかにeスポーツについて予算をつけようと思う部分があったら、先に教えておいていただければよろしいでしょうか。今からeスポーツは大変人気になっていくと思っておりますので、通信回線の強化だけで足るのか、それとも町としてそれ以外に何か特別なものをしようとするのかについて、教えていただけると助かります。

それと、34号なんですけれども、今、同僚議員のほうから質問がございまして御回答をいただいた件でありますけれども、第2空港線から100メートルを離して今回の益城町産業団地整備を行おうとする基本計画ということでもありますけれども、この景観とか農地保全について、町が自主的に100メートルを引いたというお話でございました。そして、過去の経緯から、民間から相談があって引いたということもございますけれども、先ほど同僚議員も言われたとおり、具体的なものがあつたら教えてくれということなので、これは具体的なものを言っていただきたいと。協議してるんですね、熊本県のほうと。協議をしたときに、その辺の具体的なものの資料というのがあつてしかるべきだと思いますので。これは益城町の発展にとって大変重要なもの、も

ちろん産業団地整備基本計画というののもとっても重要なものになりますし、この第2空港線の整備についてもとっても重要なものになってきます。もちろん地元のほうも大変興味を持っておりますので、この具体的なもの、協議したものについて教えてください。以上でよろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課、岩本でございます。11番野田議員の御質問の危険家屋等除却事業補助金について御説明申し上げます。除却事業補助金について、レッドゾーン、土砂災害危険区域の件と申請に基づく補助金の交付についての根拠法令はどういったものだったかというところでよろしいですかね。

まず、土砂災害警戒区域については、また別の移転促進事業とか、そちらのほうで対応をすることになります。

今回、この補助金については、老朽化したり壊れたり、危険な住宅であって空き家に限ります。空き家に限っておりますけれども、その根拠法令となると、補助金については各市町村独自の判断になるものですから、根拠法令はございません。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法というのが平成26年法律第127号に規定されております。その中で、特定空き家であったり危険住宅関係が規定されておまして、それに準じまして、空き家の認定であったり、認定された空き家について補助金を交付するというところで、この計画の補正予算を上げさせていただいております。ちなみに、先ほど300万円が上限ということになりましたけれども、あくまでも補助金でございますから、申請者負担としまして1割の負担をお願いするというところで計画をしております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。11番野田議員の一つ目の御質問にお答えさせていただきます。

議案第35号中の8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の12節委託料の中の用途地域見直し業務委託の内容について、定期的に行うものなのかという御質問かと思いますが、5年をめぐりに基礎調査というもので市町の実情を調査することとなっておりますが、それに伴って用途地域の見直しなどを行っております。今回は、益城町都市計画マスタープラン、それから立地適正化計画の策定を踏まえまして、将来都市構造の見直しに伴い、用途地域の指定基準の設定及び不適合箇所における用途地域の見直しを行う作業となっております。

この業務につきましては、令和3年度から作業を行っておりまして、最終的には今年度、住民説明会それから都市計画審議会を経て都市計画決定をする予定としております。昨年度中に本来都市計画審議会まで行う予定としておりましたけれども、立地適正化計画の策定が3月末になったことに伴いまして、昨年度の業務においては、住民説明会とその都市計画審議会に諮問する費用を減額しております。それに伴いまして、今年度の予算につきましては、住民説明会、それから都市計画審議会に係る費用について計上させていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） 生涯学習課の富永でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第35号、ページが30ページになります、10款7項2目の14、工事請負費の総合体育館の情報通信回線強化工事費ということで400万円を今回計上させていただいております。こちらに関しましては、企業版ふるさと納税を活用いたしましてeスポーツ関係の通信の強化というところで、総合体育館の多目的室、それから大会役員室、控室1及び2の情報通信の強化というところで計上いたしております。今回は、eスポーツのほうを活用するために整備するものですが、今後の予算については、今のところはまだ計上の予定がありませんので、検討していきながら予算に計上して進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課、松本です。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第34号令和4年度産業団地特別会計予算書に関連しまして、100メートルに関する具体的なものがあればという御質問ですが、現在手元にそういった資料がございませんので、これにつきましては改めて委員会のときに報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目になります。

まず、危険家屋等除却事業補助金については、補助金で行うもので1割は負担していただくというお話でした。ここで、先ほどこれは申請に基づいてということだったんですけれども、空き家対策の部分というので、申請というのはどういう相対関係になりますでしょうか。空き家になっているんで申請が上がらない場合とかもあるとは思いますが、その辺の相対関係について再度、すいません、教えていただきたいと思っております。

それから、用途地域の見直し業務については理解できました。ありがとうございました。

それと、eスポーツについても、通信強化ということで、今後についてはまだ未定ということでございますので、ぜひ、いろんなことで益城町も乗り遅れないような予算づけというものをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、益城町産業団地の基本計画、これ、委員会でももちろんやってもいいんですけれども、とても重要な部分だと思うんですね。今言われましたように、第2空港線を挟んで100メートルの地権者の方々は畑をつくって、その裏に産業団地ができるというふうに形的にはなると思うんですが、この第2空港線と産業団地に囲まれたといいますか、間に挟まった地権者の方への説明等はどうか。これについては、課長からの答弁でも結構ですが、町長、産業団地基本計画自体は私はすばらしいものだと思っておりますので、後は第2空港線との関連だけを、よければ町長のほうからどのような考えかを教えていただくと助かります。まず、課長からよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えします。

危険家屋等の除却に関する補助金について、申請に基づくと。誰が申請するのかというところの御質問だったと思います。

補助金の申請者については、家屋等建物の所有者であったり、土地所有者ということになります。というのが、建物の登記が済んでいれば建物所有者というのが確定できます。ところが、未登記物件等もあるものですから、土地の所有者の申請に基づいてもこの補助金の交付を行いたいと考えております。

今後につきましては、この予算可決後、今準備している段階ですけれども補助金交付要綱も整備しまして、広報紙とか町のホームページとかで住民の皆様にお知らせしていきたいと。また、先日の新規嘱託員会議のときにも、嘱託員様から、こういった建物が域内に結構あるからというところで御質問も受けてたものですから、行政区嘱託員さんあたりにも、こういった補助金制度ができましたよということで周知を図っていきたくて考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課、松本です。11番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今回の御質問の趣旨は、第2空港線の産業団地予定地と第2空港線の間に挟まれた農地を所有された方についての説明等をどのようにされていくのかという御質問だったかと思っております。

今回、この予算書、あるいは別途条例等提案させていただいておりますけれども、そちらのほうで可決いただければ、その後、用地交渉等に入っていくということになりますけれども、今御質問のあった農家の方への説明等についても、今後どのような形でやっていくのか、するのかしないのか、あるいはするとすればどういうふうにやっていくのかというのを、この後考えていきたいと思っておりますので、現段階でどのようにというのは今のところまだ考えていないといったところになります。今後検討させていただくということになります。以上でございます。

○11番（野田祐士君） 町長は。言わない。いいですか、町長は。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 町長はいいみたいでするので、また、じゃいいですよ。

すいません、何回でも。危険家屋の場合、申請をしなかったらしないことになるということですよ。心配してるのが、建物がある場合と建物を取り壊した場合の税金ですよ。固定資産税にだいぶ差が出ると思うんですよ。だけん、あったほうが税金は安いと、更地になると税金が上がりますよというところあたりで、されない人も結構おるんじゃないだろうかと思いますので、その辺の判断が、申請がないとできないというのであればどうなのかなと思いましたが、その辺の部分が、質問をさせていただいたところ。申請がなければしないということであれば、その辺の部分があるのかなと思いました。

それとすいません、一つだけ質問するのを忘れてたものがありまして、申し訳ない。いいです

かね、別途で。そのすぐ上の小池竜田線の防犯灯設置というのも質問されたんですけども、1基当たり70～80万円ということで、上を取って80万円ということでもいいんですけども、30基～40基ということで、これも上を取って40基と。これ、40基掛ける80万円で3,200万円なんですよ。消費税も込んで3,500万円ぐらいなんですけれども、この予算計上が5,700万円と。要するに1.8倍、約2倍近くになっただけなんですけれども、これってなぜだろうかというのの単純な数字の話なんですけれども、併せて御回答をお願いいたします。

それと、34号についてなんですけれども、住民説明会をどのような形でなさるかというのがまだ決まってないということだったんですけども、用地買収については、土地を持っておられる地権者なので説明するのは当然のことと。用買の話でされるんだろうと思いますけれども、この間の人たちですよ。間とか第2空港線から100メートルの土地を持っておられる地権者、この人たちには説明をしないと納得していただけないと思いますので、最後の質問になりますけれども、これはぜひ、その間の人たち、要するに産業団地と第2空港線の間の人たちにもきちんとした説明をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 11番野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、危険家屋等の除却補助金についてですけれども、税金問題で、あくまでも申請に基づいての補助金交付となります。熊本地震後の公費解体でも、議員がおっしゃるとおり、更地にしてしまうと税金の住宅軽減というのが外れてしまって高くなってしまいうところ、あえて公費解体を望まれなかったということも、ちらほら聞いてはおります。ただ、あくまでも今回については除却費用に係る補助金なものですから、申請に基づくということで、申請されなかった場合にこちらのほうから行政代執行みたいに危険家屋を除却するということは考えておりません。あくまでも申請に基づくものということで考えております。

それと、2款総務費1項総務管理費7目諸費の14節工事請負費、小池竜田線の建設費用の積算についてですけれども、さっきの1基当たり70万円～80万円、これはあくまでも製品単価になります。製品単価で、これにはこの後土工費用とかそういったものが入ってきて、それに諸経費とかを積算すると、今現在計上しているような積算金額になるということで御理解いただければと思います。終わります。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課、松本です。11番野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

議案第34号の産業団地特別会計予算に関連しての、今回の予定地と第2空港線の間農地所有者の方への説明会についてですけれども、まず御助言いただきありがとうございます。野田議員の御助言に基づき、今後課内のほうでその辺りも含めて、やるとすればどのような形でやるかなどを検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） では、ここで暫時休憩いたします。11時30分から再開します。

---

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。

議案第35号令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）の中の5ページ、債務負担行為補正でございますが、その中の集落部宅地開発支援事業、地区計画環境整備支援事業、この2点について御説明を。御説明がありましたがちよっと聞きそびれましたので、詳細な御説明をお願いいたします。

それから、16ページ、危機管理課の岩本課長には本当に申し訳ございませんが、先ほどから再三同僚議員からの御質問がございますが、1点だけお尋ねしたいと思います。この危険家屋等の除却事業補助金、これは300万円が上限と申されましたが、例えば申請をする人がいない場合、それと坪数によっても変動がありますか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

議案第35号、ページが5ページ、債務負担行為補正の上から四つ目、集落部宅地開発支援事業、期間のほうは令和6年度までで限度額が3,000万円。この内容についてのお尋ねですので、説明をさせていただきます。

対象地区としましては、集落部になりますので、飯野、福田、津森を予定しております。開発事業者向けの補助金という形で創設しております。内容につきましては、宅地の1区画が230平米以上、それから道路の幅員が6メートル以上、それから3区画以上の宅地を整備した場合に補助金を支給するということになります。補助金の支給の算定につきましては、道路1メートル当たり4万円を補助金として支給するというふうにしております。また、地区計画により整備をされる場合につきましては、4万円に1万円を上乗せしまして5万円の交付をするというところで計画しております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。15番渡辺議員の二つ目の御質問に対して回答させていただきます。

議案第35号中のページ、先ほどと同じ5ページの中で下から2番目、地区計画環境整備支援事業、期間令和6年度まで、限度額1,500万円の内容についての御質問かと思いますが、この事業につきましては、本町においては新住宅エリアなどの各地区において、総合計画に係る民間活力との連携により新住宅エリアの整備推進を進めております。地区計画を策定し、市街化区域及び既存集落の縁辺部から適切な開発誘導を図っているところでございます。地区計画の規模としましては5,000平米以上になりますが、地区計画策定に伴いまして、区画の道路や調整池の整備などの計画におきまして、埋蔵文化財調査などの各地区ごとに開発するコストのばらつきといえますか、不均衡を生じまして、宅地の整備の長期化や停滞などが生じている状況でございます。

このため、地区計画策定に伴う適切な開発誘導の推進や定住促進を図ることを目的とし、開発に要する調査費の負担軽減及び平準等を図るために、この埋蔵文化財調査における必要経費に対し一定の補助を行いたいと思っております。

期間につきましては、令和6年までの3年間と考えております。地区計画策定は、これまで取組から準備、法的手続など約2年間の期間を要しているものが実績として上げられますので、この期間を見込みとして設定させていただいております。

内容につきましては、埋蔵文化財調査の面積に応じまして、かかった費用の半分を支援すると。上限を1計画に対しまして500万円までというところで、約3地区を見込んでおりまして、今回1,500万円という計上をさせていただいております。説明は以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課の岩本でございます。15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

議案第35号令和4年度益城町一般会計補正予算書（第2号）中、16ページ、2款総務費1項総務管理費7目諸費の負担金補助及び交付金の中の危険家屋等除却事業補助金の中で、申請がなかった場合はどうするのかということと解体費用の積算方法についてはどうなっているのかというところの御質問だったと思います。

あくまでも補助金交付ですから、申請に基づきまして補助金交付を行うということで、未申請の場合についてはこちらのほうから強制的な除却、行政代執行みたいなものは行いません。あくまでも申請に基づきます。申請については、先ほども申し上げましたように、建物の所有者であったり、土地所有者、所有者の方が亡くなられている場合は相続人とか相続人代表者、そういった形の申請になってくるものと思います。

続きまして、除却費用の積算方法ですけれども、熊本地震のときは木造住宅であれば平米単価が幾ら、鉄筋コンクリートだったら幾らとかの基準が示されましたけれども、今回除却する可能性のある建物、空き家につきましては、建物構造が様々であり、老朽化の度合いとかがかなり違う、危険の度合いが違うものですから、あえて標準単価については設定しない方向で考えております。ただし、国が示されている基準の単価というのがあるものですから、それは参考にしながら見積書の精査を行って、補助金交付額の決定を行っていきたくと考えております。あわせまし

て、解体マニフェストの提出を必須として義務づけることとしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、ようございますか。渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 答弁ありがとうございました。

まず、債務負担行為のところの5ページ、集落部の宅地開発支援、企画財政課長から詳細に御説明がございましたので、ありがとうございました。それから、地区計画、ここも大分説明が分かりましたので、ありがとうございました。

それから、16ページ、申請者がいない場合、親戚、兄弟、その場合は例えば地区の区長さんあたりがするの、それとも役場から直属で見に来ていただいてやるの。それと、解体の費用等もあろうかと思いますが、それについては例えば町からの負担ができるのか、誰も支払いをする親族がいない場合。そういうところをお聞かせ願いたいと思います。以上です。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 15番渡辺議員の2回目の御質問にお答えします。

危険家屋等除却事業補助金の中で、申請者がいない場合というところで、例えば、先ほどおっしゃられた親戚・縁者でも、権利を有する可能性、相続人とかですね、そういった方々で関係権利者の同意を取られた上で代表申請ということは考えられます。それが、例えば亡くなられた方がおられて、被相続人の方の相続者代表みたいな形で、代表で申請していただいて、補助金を交付するということが可能です。

お支払いについてなんですけれども、お支払いが難しいとなるならば、この申請自体をうちのほうは受理ができなくなります。あくまでも補助金交付申請書ですから、申請書を頂いて、それに基づいて内容審査を行って交付決定を行って、事業が完了した後に補助金を交付するということになります。そのときには、事業者にお支払いが済んでいる領収書の添付も必要になりますから、必ずお支払いが済んだ後にしか9割の補助はいたしません。補助金の交付は行いません。ですから、お支払いが難しいところはどうするのかということについては、そもそもが申請を受け付けることができないということになります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） そうなりますと、課長、結局、誰も申請者がいないとそのまま放っておくわけですか。町からもどうもしなくて。補助金としては当然出ないかもしれませんが、そういうところが点々あろうかと思えます。そういう場合はどういう考え方ですか。もう1回お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 15番渡辺議員の3回目の御質問にお答えします。

誰も申請しない、申請できないような家屋の除却に対して、町は何もしないのかということだったと思います。

これにつきましては、市町村が行う行政代執行という制度がございます。先ほどの空家等対策の推進に関する特別措置法の中で、行政代執行についても規定はあります。ただ、こちらにつき



ましては、例えば除却を行政代執行で行った上で土地も同じ名義人であった場合は、土地の売却代金とかをもって除却費用に充てるといったこととなります。また、土地と建物の所有者名義が違う場合、建物を除去した場合、除却した費用を建物の持ち主宛てに請求するということとなります。そうなった場合、請求してお支払い可能であればよろしいんですけども、お支払いがなかなか難しい場合は町がずっとその分を債権者として債権を持ってしまうということにもなります。土地を売却した上で解体費用が捻出された場合は、解体費用を捻出した後、残金が残れば土地所有者に返金するといった制度で処理することになると思われまます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。

議案第35号令和4年度益城町一般会計補正予算書（第2号）中、ページ数でいきますと13ページ、総務費、総務管理費11節役務費、LINE機能開発手数料で80万円を計上されております。この具体的な内容をお知らせください。

次に、14ページ、にぎわいづくりイベント業務委託料で150万円計上されていますけれども、これを具体的にどこでやるのかお知らせください。

それから、企画費12節委託料、マイナポイント事業支援業務委託料で291万5,000円、これも具体的にどのようなことなのかお教えてください。

それから、同じく12節委託料で電子メディアタウンプロモーション委託料、これも1,870万円計上されていますので、具体的にお教えてください。

それから、20ページ、商工費、商工業振興費18節負担金補助及び交付金で、営業時間短縮要請協力金負担金で866万9,000円、これは国、県、町で、8割、1割、1割負担になっていますけれども、何件分を想定されているのかお教えてください。

それから、23ページ、公園費、委託料、潮井自然公園計画策定支援業務委託料で600万円計上されております。これも具体的な内容をお教えてください。

それから、17節の備品購入費、秋津川河川公園防犯灯設置費で356万円計上されております。これは、何基防犯灯をするのか、また1基につき幾らぐらいを想定されているのかをお聞きいたします。

それから、23ページ、都市再生整備計画事業費の16節公有財産購入費で公有財産購入費が2,600万円、これは文化会館の駐車場用地となっていますけれども、これも具体的にどこなのかお教えてください。

それから、27ページ、公民館費、需用費で公民館分館トイレ修繕料として113万円計上されております。これは、たしか飯野・津森というふう聞いてるんですけども、2か所とすると、これを半分にしたら55万幾らになると思うんですけども、トイレの洋式化につきということですから、これは何基のトイレの数なのかお教えてください。

同じく27ページの集会所運営費、教育集会所トイレ修繕費で、これ、馬水の教育集会所だと思

うんですけども、これも、トイレの洋式化ということで55万円計上されておりますけれども、洋式トイレ何個をするのかお教えてください。

それから、29ページ、教育費、保健体育費、備品購入費、庁用車購入費で236万6,000円計上されております。これは1台分なんですか、2台分なんですか。これもお教えてください。

それから、29ページ、体育施設費の14節工事請負費で辻の城運動広場トイレ設置工事費661万3,000円、これも具体的な内容をお教えてください。

それから、その下のほうに、社会体育施設トイレ改修工事費で1,600万円計上されております。これは、社会体育施設というところですので、何か所洋式化されるのかお教えてください。以上、質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。企画財政課としましては、ページが13ページ、LINEの開発手数料、それから14ページのマイナポイント、15ページのタウンプロモーションについて、説明をいたします。

まず、ページが13ページの11節LINE機能開発手数料80万円の内容につきましては、人工知能を活用した自動会話プログラムというのを設置、機能の充実を図りたいというところです。チャットボットといわれるもので、質問に対して自動的に回答をするというものです。

次に、ページが14ページの企画費の12節マイナポイント事業支援業務の委託料291万5,000円の増額分になりますけれども、マイナポイントの申請期限が延長になっております。当初9月までだったものが年度末まで申請できるようになっておりますので、窓口業務の支援についても延長するということで、10月から3月までの期間の分について増額をさせていただいているというところです。

次に、15ページです。電子メディアタウンプロモーション委託料につきましては、臨時交付金を活用した事業で考えております。益城町の特色を生かした内容の電子雑誌、それから紙媒体の冊子、動画を作成して、全国的に知名度を上げたいというところです。そして、移住・定住、それから教育旅行等の観光や人口交流の拡大、ふるさと納税の充実などを図っていききたいというところです。委託の内容につきましては、有名なタレントさんに出演していただいて、電子雑誌16ページぐらいを想定してございまして12か月間の掲載をしていくと。それから、紙媒体の冊子につきましては、大体20ページで2万部ぐらいの作成をすると。それから、動画につきましては、15秒ぐらい、60秒、180秒等の動画を制作して、12か月間こちらのほうもユーチューブ等に掲載するというところで計画をしております。企画財政課の分につきましては以上になります。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。7番吉村議員の御質問、議案第35号一般会計補正予算書（第2号）中、ページが14ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の12節委託料、にぎわいづくりイベント業務委託料ということでございますが、どのようなイベントをというところでございますが、これについては、これからのところでございます、回

数的には3回程度を予定しております。内容については、にぎわいづくりにつながるものということですので、これから検討していくということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課、松本です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第35号令和4年度益城町一般会計補正予算書の20ページ、7款1項2目商工業振興費の18節負担金補助及び交付金、これの営業時間短縮要請協力金負担金について、件数が何件かという御質問だったかと思えます。

まず、この協力金に関しましては、支給関係は直接事業者の方が県あたりに申請をされて、その実績等に基づき、県のほうから町の負担金を算出されて通知が来るといった形になっております。今回、期間としましては今年の1月21日から3月21日分までにつきまして、この金額が益城町の負担金額ということで県のほうから通知が来ましたので、その額をのせております。ですので、申し訳ございませんが、件数については正式にはまだ把握していないところでございます。

ただ、参考までに、1月21日から2月13日まで、この期間につきまして、益城町で申請された店舗数としては34件あるというふうには聞いております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。7番吉村議員の七つ目の御質問からお答えさせていただきます。

議案第35号中の、ページ数で言いますと23ページ中の12節委託料600万円の潮井自然公園計画策定支援業務委託料の内容についての御質問かと思えます。

内容につきましては、潮井公園につきましては、熊本地震以降に公園を取り巻く環境の変化がございました。北側断層帯の国文化財指定、それから四賢婦人記念館の移設、それから熊本地震災ミュージアム基本計画に伴う拠点として位置づけられまして、新たな魅力が課されたことは皆さん御存じのとおりと思っております。また、この公園の持つポテンシャルが大きくなったことから、より皆様へのメジャー化と地域の密着という2本の柱を基に、公園の整備を現在進めさせていただいております。町の新たなにぎわい拠点としていくためには、より景観デザインに特化した知見を取り入れながら、本公園にふさわしい空間づくりを進めていくことが不可欠であろうと思っております。

こういうことにつきまして、熊本大学のほうにそういった景観デザイン、公園の造り方についての業務支援を今回依頼することにしておりまして、約300万円を計上しております。

また、残りの300万円につきましては、そういった潮井公園の魅力を、整備をしながら益城町内外にPRすることも必要であろうといったことも考えております。そういったことから、潮井自然公園の使い方ブックというPRを兼ねた媒体資料を作成することにつきまして、予算を計上させていただいております。

また、八つ目の吉村議員の御質問は、その下の秋津川河川公園の防犯灯設置の内容についてだ

と思います。秋津川河川公園につきましては、春先の桜の開花時期に多くの方が花見に見えられる憩いの場ともなっております。しかしながら、国道443号から下流の木山橋の区間におきましては、現在街灯がない状況でございます。夜間についても散歩などをされる町民の方もいらっしゃいますことから、安全性を確保する目的で今回防犯灯の設置を計上させていただきました。

内容につきましては、30メートルから40メートルスパンに1か所という考えの下に、今回、区間が160メートルほどありますので、4基の設置を予定しております。1基当たりの防犯灯の費用につきましては、約80万円程度を見込んでおります。説明は以上となります。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） 生涯学習課の富永でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

まず、議案第35号の、ページ数が23ページになります、8款4項12目の都市再生整備計画事業費の中の16、公有財産購入費2,600万円の場所はどこかというところの御質問だと思いますけれども、こちらのほうが、文化会館の南側に階段があります、そちらの右側の民地を購入する分でございます。面積が833.05平方メートルでございます。

続きまして、ページが27ページになります。10款6項2目公民館費の需用費、公民館分館のトイレ修繕費の113万円ですけれども、こちらに関しましては、分館がどちらかというところでの御質問かと思っておりますけれども、まず、こちらはトイレの洋式化、それと自動手洗い器の設置というところで計画を予定しております。場所が飯野分館、こちらが61万円の一式、それから福田分館、こちらが26万円の一式、津森分館が26万円の一式になります。

続きまして、同じページの4目集会所運営費の需用費の55万円の集会所トイレ修繕費になりますけれども、こちらと同じくトイレの洋式化と自動手洗いの設置になります。平田集会所のほうは27万5,000円の一式、それから馬水集会所のほうは27万5,000円の一式になります。

続きまして、29ページ、10款7項1目、17の備品購入費、庁用車購入費は車何台かということの御質問だと思いますけれども、こちらに関しましては、現在使用しているバンの車のほうがもう20年を経過しております、車検が難しいような状況ですので、今回、バンの1台を計上させていただきました。

続きまして、同じページの2、体育施設費の14、工事請負費、辻の城運動公園のトイレ設置工事の場所はどこかということですのでけれども、現在、辻の城運動公園のほうは仮設のトイレを設置しておりますけれども、やはり衛生面が不衛生というところで地元からの要望がありまして、トイレを設置するというところで、場所が辻の城運動公園の北の上の道路の隣というか、北側の空き地のところに設置するとして予定をしております。

続きまして、最後にその一番下、社会体育施設のトイレ改修工事1,600万円ですけれども、こちらと同じくトイレの洋式化の改修、こちらが60万円の19か所、それから自動手洗い器の設置のほうは20万円の23か所で計上しております。これで全部だったですかね。以上終わります。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 各課長さん方、ありがとうございました。内容、分かりました。

1点、ちょっと。29ページの備品購入費、庁用車購入でバンの1台分で236万6,000円となります。益城町の庁用車、公有財産ですけれども、これが全部で何台なのか。多分今の段階では掌握されていないと思うので、後で結構ですので、公用車の台数をお教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで、議案第34号「令和4年度益城町産業団地特別会計予算」から、議案第36号「令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの質疑を終わります。

次に、議案第37号「益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第38号「益城町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第37号「益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第38号「益城町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を終わります。

次に、議案第39号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」から議案第42号「工事請負契約の締結について」までの4議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第39号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」から議案第42号「工事請負契約の締結について」までの質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第34号「令和4年度益城町産業団地特別会計予算」から議案第42号「工事請負契約の締結について」までの9議案については、お手元に配付しております常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「令和4年度益城町産業団地特別会計予算」から議案第42号「工事請負契約の締結について」までの9議案については、お手元に配付しております常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を終了しました。これにて散会します。

---

散会 午後0時12分

6 月 8 日（水曜日）

令和4年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年6月6日午前10時00分招集
2. 令和4年6月8日午前10時00分開議
3. 令和4年6月8日午後3時24分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
- 3番 上村幸輝議員
- 12番 宮崎金次議員
- 11番 野田祐土議員

---

7. 出席議員（17名）

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 2番 西山洋一君   | 3番 上村幸輝君  | 4番 下田利久雄君 |
| 5番 富田徳弘君   | 6番 松本昭一君  | 7番 吉村建文君  |
| 8番 甲斐康之君   | 9番 榮正敏君   | 10番 中川公則君 |
| 11番 野田祐土君  | 12番 宮崎金次君 | 13番 坂本貢君  |
| 14番 中村健二君  | 15番 渡辺誠男君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |           |

---

8. 欠席議員（1名）

- 1番 木村正史君

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 金原雅紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 町長 西村博則君     | 副町長 濱田義之君    |
| 教育長 酒井博範君    | 政策審議監 桶谷哲也君  |
| 土木審議監 持田浩君   | 会計管理者 深江健一君  |
| 総務課長 塘田仁君    | 危機管理課長 岩本武継君 |
| 企画財政課長 山内裕文君 | 税務課長 坂井浩章君   |
| 住民課長 竹林浩幸君   | 福祉課長 荒木薫君    |

福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君		

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、1番木村議員から欠席する旨の届出があっております。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は6名です。一般質問は、本日と明日9日の2日に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に吉村建文議員、2番目に上村幸輝議員、3番目に宮崎金次議員、4番目に野田祐士議員、明日9日は、1番目に甲斐康之議員、2番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

---

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。仮庁舎でモニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださり、ありがとうございます。

世界に目を向けると、2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻を始めて、連日、そのニュースが報道されています。戦争は絶対悪であります。即時停戦を強く訴えていきたいと思っております。

転じて、国内ではいまだにオミクロン株の影響で予断を許さない状況です。3回目接種も済んだ方も増えてきておりますし、子どもの接種も始まっている状況です。

熊本地震から6年2か月の月日がたちます。まだまだ仮設団地での生活を余儀なくされる町民の方々もおられますが、最後のお一人まで寄り添って生活再建に取り組んでまいりたいと思っております。

本日は4点にわたって質問させていただきます。

1点目、学校給食について、2点目、小中学校のバリアフリー化の加速について、3点目、今後の公園整備について、4点目、新庁舎の設備について、以上4点にわたって質問させていただきます。



それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の長期化並びにウクライナ危機による物価高騰の影響が学校給食の値上げにつながると懸念されます。学校給食の食材費は、保護者負担が原則の考え方ではあるものの、その考え方を維持しつつ、自治体の判断により保護者負担を増やすことなく給食が実施できるよう、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みを自治体が活用することを推進します。

去る4月1日に、内閣府地方創生推進室より発出された「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱い」についての中に、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減が追加されております。また、各教育委員会等の対応を促進するため、4月5日に文部科学省より事務連絡も発出されているところでもあります。そこで、本町の現状をまず確認させていただきたいと思います。現在、町の学校給食の1食分の値段は小学校、中学校幾らか。また、1か月分の給食費はそれぞれ幾らか。

次に、本年4月に内閣府より発出された文書「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」の中において、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減という項目が追加されております。物価高騰による給食費値上げを抑えるため、地方創生臨時交付金を活用できるとするものです。

本町においても活用すべきと考えますが、本町での対応はいかがですか。今般の食材費の高騰は、輸入食材に頼る状況に起因するものです。さきの質問と相反する部分がありますが、地域地元産の食材を採用することによって、供給の安定化が図られるとともに、地元農家の振興や食育の観点からも有用と考えますが、見解をお伺いいたします。

それから、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減と、「学校給食等」と書いてありますが、この「等」には、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の給食費や介護施設等の食事の提供も含むとされています。そうすると、この対象幅が大きくなると思います。担当する課に、子ども課、福祉課も入ると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。また、学校給食センターは防災備品の拠点にもなっていますが、ローリングストックの現状をお知らせください。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、現在、町の学校給食の1食分の値段は小学校、中学校幾らか、また、1か月分の給食費はそれぞれ幾らかについてお答えします。

学校給食に関する費用につきましては、給食費として、児童生徒の保護者に、議員も先ほどおっしゃいましたように、食材費のみを負担していただいております。この給食費を基に、給食センターの栄養教諭が子どもたちの心身の健全な発達を考慮しながら、栄養バランスの取れた献立を作成し、給食センターにて給食の提供を行っているところです。

さて、議員お尋ねの給食費の件ですが、まず、給食1食分の値段につきましては、小学校が240円程度、中学校が270円程度となっております。また、1か月分の給食費は、小学校が4,100

円、中学校が4,600円となっております。

次に、一つ目の御質問の2点目、物価高騰に伴う学校給食費の値上げを防ぐため、地方創生臨時交付金を活用することに対しての本町の対応はどうなっているのかについてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウクライナ情勢や円安の進行などが追い打ちをかけ、原料や石油の価格などが高騰しております。文部科学省によりますと、原料などの高騰に伴い、学校給食食材の仕入れ値は、昨年から今年にかけて平均で1割ほど上昇していると言われております。食料品の値上がりにより、食材を見直さざるを得ないなど、学校給食の運営を現状どおり維持することが全国的に困難となっており、今後その影響がさらに大きくなっていくことが危惧されております。中には、既に学校給食費の値上げを決定した自治体もあるようです。

こうした中、議員御指摘のとおり、国から「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」の事務連絡が発出され、感染症対応や雇用維持、事業継続等に関する事業の例の一つとして、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減が挙げられております。

また、4月26日に開催された原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設することで、地方公共団体が実施する学校給食等の負担軽減など、子育て世帯支援の取組をしっかりと後押しするとされたところです。

本町学校給食センターでは、これまでも、食材の価格上昇に対応するため、また、地産地消の一環として、地元食材の購入や献立の工夫などを通して、健全な運営に取り組んできたところです。しかしながら、最近の食材価格の高騰を鑑みますと、給食の質と量を維持するためには、今後、給食費の改定を検討せざるを得なくなる状況となることも想定されます。

こうしたことを踏まえ、教育委員会としましても、食育を通した子どもたちの心身の健全育成を図るため、また、食材の高騰に伴う保護者の負担をできるだけ増やすことなく、学校給食が円滑に実施できるよう、今後の物価高騰の状況を見極めながら、臨時交付金事業の活用につきまして、関係課とも連絡を図りながら検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の質問の2点目のうち、学校給食を除く保育所、幼稚園などの給食費及び介護施設などの食事代について、私のほうからお答えをします。

議員お尋ねの保育所などの給食費、いわゆる副食費につきましては、現在、物価上昇の副食費への影響について調査を行っているところです。状況によりましては、地方創生臨時交付金の活用を検討してまいりたいと考えております。

また、介護保険施設などの食事代につきましては、国が定めた基準を基に施設と利用者との契約により、その費用が決められております。その中で、非課税世帯の方など一定の要件を満たした方は、食事代を低く抑えられる制度を利用することができますが、その他の方は施設との契約により決められた額を支払うこととなります。

このような仕組みとなっていますことから、今後、物価上昇が介護施設の食事代にどのように影響するか見極めながら、施設利用者に円滑に食事が提供されるよう、必要に応じて地方創生臨時交付金の活用も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 次に、一つ目の御質問の3点目、給食センターは防災備蓄品の拠点となっているが、ローリングストックの現状はどうなっているのかについてお答えします。

給食センターでは、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するため、食育や地産地消の推進を図りつつ、現在、町内小中学校7校へ1日約3,600食の給食を提供しているところでございます。

御存じのとおり給食センターは、熊本地震の経験を踏まえ、非常時には地域の防災拠点として、災害に強い早期復旧可能な施設、また、消防団の拠点施設の機能も持ち合わせた施設として、平成31年2月に現在の場所に新築移転したところでございます。

以後、防災拠点として備える対策の一つとして、米につきましては、給食使用量より多くの米を購入しておき、先に入庫した米から順に使用し、使った分だけ新しく買い足していくというローリングストック方式を採用しているところです。

そのローリングストック方式の現状はどうなっているのかという議員の御質問ですが、現在給食センターでは、災害などの有事に備え、約3万食分の米3トンを保冷库に常備しております。先に入庫した米から順に学校給食の御飯に使用し、使用した分量を新たに買い足して、常時3トンの米の備蓄を維持しているところでございます。なお、学校給食の御飯では、1日に約240キロの米を使用するため、約1か月で備蓄分が全て入れ替わる計算となります。

ローリングストックにつきましては、災害などの有事に対応できるよう、関係機関との連携を図りながら、今後も安定した米の備蓄を維持していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。1食分の値段が小学校は240円程度、中学校は270円程度、給食費については、月に小学校が4,100円、中学校が4,600円だということを確認しました。

現在、ロシアによるウクライナ侵攻によって、様々な形で物価が高騰しています。この物価高騰はこれからも続くことが予想されます。先日の熊日新聞の記事によれば、食品の値上げが年内1万品を超えるとも伝えられております。特に、お子さんをお持ちの保護者にとって、身近な給食費の値上げは避けなければならないと思います。

給食センターにお伺いしたところ、現在は栄養士さん方の懸命な努力によって、給食の質を落とすこともなく、バランスを考えてメニューを考えていらっしゃるとのことでした。しかし、今後の物価の上昇を考えると非常に難しくなるのではないかとの話でした。ただ、益城町の場合は、地産地消の観点から、地元の農家さんから野菜等は値上げを極力されないとのことで助かっているとのことでしたが、肉や魚、小麦粉、乳製品は、今後、値上がりするであろうとのことでした。また、配送する燃料費も値上がりすることは避けられないであろうとのことでした。

そこで、臨時交付金事業の活用について、関連課と連携を図りながら検討していきますとの回

答でしたが、保護者の不安を解消するためにも、今年度においては、給食費の値上げを益城町はしませんとの回答を出していただけないでしょうか。

また、保育所等の副食費に関しても調査を行っているところのことですが、ぜひ、地方創生臨時交付金の活用を図っていただきたいと思います。そして、介護保険の施設等の食事代についても、施設利用者の負担を増やすことなく、食事の円滑な提供のためにも、地方創生臨時交付金の活用を図っていただきたいと思います。

給食センターのローリングストックの現状については、約3万食分の米3トンを保冷庫に常備しているとのことで、学校給食の御飯で1日約240キロの米を使用しているため、約1か月で備蓄品は全て入れ替わるとのこと、ローリングストックについては災害などの有事に対応できること、安心いたしました。

改めてお伺いいたします。今年度について、臨時交付金の活用を図り、給食費の値上げはしないとの回答をお願いしたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の2回目、保護者の不安を解消するため、今年度においては、地方創生臨時交付金の活用を図り、給食費の値上げはしないとの回答をお願いしたいについてお答えします。

学校給食センターでは、先ほども申し上げましたとおり、保護者からの御負担いただいている給食費を基に、これまでも地元食材の購入や献立の工夫などを通して、食材の価格上昇にも対応してきたところです。しかしながら、繰り返しになりますが、ウクライナ情勢や円安の進行などにより、既に原料や石油の価格などが高騰しているところでありまして、特に輸入に頼る食材につきましては今後さらに高騰することが予想され、学校給食の運営に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

例えば、さらなる高騰が危惧されております小麦につきましては、原産国における生産量の減少や輸出停止の動きがあります。こうした動きは、給食の主な食材であるパンをはじめ麺類などの高騰にもつながってまいります。学校給食センターでは、直接、生産者から食材を仕入れるなど、品質及び新鮮さを保ちながら食材費の低減に努めているところですが、このような取組による対応も限界があると思われれます。

議員御指摘のとおり、特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活が厳しくなっている子育て世代にとって、物価高騰はさらなる不安を与えており、大変憂慮しているところでございます。

議員からは、今年度においては、給食費の値上げをしないとの回答をとということではありますが、町といたしましては、食材価格の高騰状況を十分見極めながら、可能な限り保護者の負担が大きくならないよう、必要に応じ地方創生臨時交付金の活用を視野に入れ、適切に対処してまいりたいと考えます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございました。

給食費に関しては、食材価格の高騰状況を十分に見極めながら、可能な限り保護者の負担が大きくならないよう、必要に応じて地方創生臨時交付金の活用を視野に入れて適切に対応していただくことを要望いたします。

次に、小中学校施設のバリアフリー化の加速についてお伺いいたします。

令和3年4月、改正バリアフリー法が施行され、バリアフリー基準への適合義務の対象として、公立小中学校が追加されました。今後、新築で整備するもののみならず、既存の学校施設についても、基準への適合努力義務が課せられました。

また、近年、通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあります。学校施設は、多くの児童生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であり、障がいのある児童生徒を含めて、誰もが支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があります。さらに、災害時の避難所として、障がいをお持ちの方や高齢の方々の利用も想定されることから、学校施設のバリアフリー化を一層進めていくことが重要であります。

この状況を受けて、国において、令和3年度から7年度末までの間に、緊急かつ集中的にバリアフリー化の整備を行うための目標が示され、財政面でも補助率が3分の1から2分の1へ引き上げられている現状です。本町においても、学校施設のバリアフリー化を加速し、誰もが安心して学び育つことができる環境を計画的かつ着実に構築していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、質問をいたします。

1、本町内の小中学校における車椅子利用者用トイレ、スロープによる段差解消、エレベーターの整備といったバリアフリー化の現状をお答えください。

2、また、現に在籍する、または将来入学する児童生徒が、障がい等の有無にかかわらず、支障なく学校生活を送ることが重要です。そのため、学校設置者として、一刻も早く既存校舎へのエレベーター設置をはじめとしたバリアフリー化を推進すべきです。については、国の整備目標も踏まえつつ、速やかに具体的な整備計画を策定し、令和7年度末までの間に集中的にバリアフリー化の取組を加速していくべきだと考えます。今後どのように進めていくのか、教育長の決意をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、本町内の小中学校における車椅子利用者用トイレ、スロープによる段差解消、エレベーターの整備といったバリアフリー化の現状についてお答えします。

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の改正で、公立の小中学校がバリアフリー基準の対象となったことを受けまして、文部科学省が設置した学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議は、学校施設のバリアフリー化に関する報告書を取りまとめ、車椅子利用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターにつきまして、令和7年度までに整備するという目標を掲げております。

議員御質問の本町の学校におけるバリアフリー化の状況でございますが、学校によって多少違いはありますが、車椅子利用者用トイレの設置やスロープ等による段差解消につきましては、全

校で対策を講じております。また、エレベーターにつきましては、4校が設置済みとなっております。未設置となっている3校のうち、木山中学校につきましては今年度設置する予定でございます。また、津森小及び飯野小につきましては、令和7年度までに設置できるよう計画的に対応してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の御質問の2点目、速やかに具体的に整備計画を策定し、令和7年度末までの間に集中的にバリアフリー化の取組を加速化すべきだと考えるが、今後どのように進めていくのかについてお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、学校施設のバリアフリー化につきましては、文部科学省から令和7年度までに整備するという目標が示されているところです。本町では、学校施設のバリアフリー化について、バリアフリーに特化した整備計画の策定は行っておりませんが、長寿命化計画の中に組み込んでおりまして、長寿命化改修と併せて実施しているところでございます。

議員御指摘のとおり、学校は多くの児童生徒が1日の大半を過ごす、学習、生活の場であり、障がいの有無などにかかわらず、子どもたちが安全、安心で生き生きと過ごせるよう、快適で豊かな空間として整備することが求められます。教育委員会といたしましても、学校施設のバリアフリー化につきましては、文部科学省の整備目標を念頭に置きながら、全ての児童生徒が支障なく、学校生活を送れるよう計画的に取り組んでまいりたいと考えます。

特に、体育館に関しましては、生涯学習の場でもあり、災害時には避難所として、地域の高齢者や障がい者の方を含めた様々な人たちが利用されるところでございます。その体育館のバリアフリー化につきましては、少しずつ改善しているところですが、まだ十分と言える状況ではありません。引き続き、関係課とも協議しながら、令和7年度末を目標にバリアフリー化を進めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

本町内の小中学校における車椅子利用者用トイレ、スロープによる段差解消、エレベーターの整備といったバリアフリー化の状況については、学校によって違いがあるが、全校で対策を講じている。エレベーターの設置については、4校で設置済みであり、残り3校についても、木山中学校は今年度に設置する。また、津森小学校、飯野小学校についても、令和7年度までに設置できるよう計画的に対応していくとのこと、よろしく願いいたします。

また、学校施設のバリアフリー化については、文部科学省の整備目標を念頭に置きながら、長寿命化改修計画の中に取り込んで実現してほしいと思います。回答の中にありましたように、体育館につきましては、災害時には避難所として地域の高齢者や障がい者も含めた様々な人たちが利用される場所でもありますので、今後とも引き続き関係各課とも協議されながら、令和7年度末の目標に、バリアフリーの加速化に邁進していただきたいと思います。

次に、今後の公園整備について伺います。

第6次益城町総合計画によれば、公園の整備が掲げられております。

熊本地震の際、避難場所となる公園が不足したことを教訓とし、住宅地近辺における公園の設

置を進めていくと。具体的には、各地区のまちづくり協議会からの提案に基づき、災害発生時に一時的な避難所、一時避難所となる公園や緑地の整備を進めていきます。

施策の展開として、1、まちづくり協議会からの提案に基づきながら、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業区域内において、計画的に公園を配置していく。

2、まちづくり協議会からの提案に基づきながら、小規模住宅地区改良事業等を活用し、まちづくり提案に基づいて、住宅地における公園を整備していく。

3、まちづくり協議会からの提案に基づきながら、地区計画を策定し、計画区域内における公園を誘導していきます。

また、潮井自然公園の整備の推進として、工期に遅れが出ないように着実に整備を進めていく。そして、敷地内に四賢婦人記念館が移設され、また、天然記念物となる布田川地層断層が保存されることから、学習の場としても活用されるよう整備を進めていきます。

成果指標として、2020年度末までに復興まちづくり計画に掲載する公園整備事業の完了率が100%、潮井自然公園の整備完了が2022年度末までに完了となっていました。現在町が管理している公園は何か所あるのか、確認させてください。また、潮井自然公園は、令和4年度の一般会計予算にあつて、整備工事費は1億2,700万円計上してありますが、本当に年度末までに完成するのでしょうか、お伺いします。

次に、ある支援者から、今後、益城町として公園整備に力を入れてもらいたい、特に、インクルーシブ公園の整備をしていってくださいとお声をいただきました。

インクルーシブ公園という聞き慣れない言葉でしたので、調べてみました。インクルーシブという言葉は直訳すると、包み込むような、包摂的となります。少し分かりやすく表現すると、社会的包摂という言葉から、あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという社会政策の理念として表現されています。その上で、インクルーシブ公園とは、海外では既に先行して広がっているようですが、障がいのある子もいない子もみんなが一緒に遊べる公園のことです。

全米一住みたいまちと言われるポートランドには、遊具ゾーンだけではなく、公園全体がインクルーシブな視点で設計されており、園路をはじめ敷地内に段差がほとんどなく、車椅子やベビーカーの方はもちろんのこと、誰もが快適に移動しやすいようアクセスのしやすい考慮がなされているようです。また、子どもと一緒に来た大人もリラックスができるような心地よい木陰があったり、ちょっと腰かけられるような場所があったりと、あらゆる人が快適に過ごせる工夫が随所に見られるそうです。

日本では、2020年3月、初めて東京都世田谷区砧公園「みんなのひろば」が誕生し、その後、豊島区に「としまキッズパーク」、昨年3月には、神奈川県藤沢市秋葉台公園がオープンするなど、徐々に日本国内にもインクルーシブ公園が広がりつつあります。今は、コロナ禍でもありませんので、公園に遊びに行く機会は減っているかもしれませんが、公園は、子どもたちが伸び伸びと遊べて、心身の成長を助けたり、想像力や社会性の発達などにも期待できる貴重な場所であると思います。

しかし、このようなインクルーシブ公園を整備していこうとするには、公園整備上の問題だけでなく、福祉の観点や教育の観点から各課が連携していくことが必要でありますし、大変重要であると考えております。

つい先日、熊本市南区にある平成中央公園内にインクルーシブ遊具が新設されたとの記事が載っていました。まちの将来像として、住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまちを掲げる益城町であります。今後、魅力あるまちづくりの取組の一つとして、このインクルーシブデザインを取り入れたインクルーシブ公園の整備が必要ではないかと考えておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村建文議員の三つ目の御質問の1点目、現在町が管理している公園は何か所あるのか、潮井自然公園は本当に年度末までに完成するのかについてお答えをします。

現在、本町が管理しています公園は97か所でございます。内訳としまして、潮井自然公園など都市計画決定を行った公園が3か所、熊本地震後に避難地として整備した公園が18か所、その他、各地区の街区公園が76か所となっております。

潮井自然公園は、熊本地震前の平成25年度に整備に着手し、令和4年度完了の予定で整備を進めておりました。しかし、熊本地震により、布田川断層帯が国の天然記念物に指定され、町でも四賢婦人記念館を移設するなど、公園に新たな魅力が加わりましたことから、潮井自然公園が持っている豊かな水源や自然とともに、これらの新たな魅力を最大限活用した公園とするため、公園の基本計画を改定しました。現在、この基本計画に基づき、地元や幅広い層の公園利用者の方々などから意見をお聞きしながら整備を進めているところでございます。

このようなことから整備期間を延長して取り組むこととしており、現在進めている空港からのアクセスルートである町道潮井公園線の整備が完了する令和6年度を念頭に、今年度、交付金をいただいている国と整備期間の延長につきまして協議を行う予定でございます。

なお、現在の整備状況としましては、主に四賢婦人記念館に隣接する多目的広場の造成工事と広場に設置する大型複合遊具の製作を行っており、今年の秋頃にはこれらを利用していただけの予定です。今後も、地域の大切なコミュニティの場として、また、まちのにぎわいに大きく寄与する観光スポットの一つとして、四季を通した潤いとにぎわいのある公園を目指して整備してまいります。

次に、三つ目の御質問の2点目、最近、徐々に増えているインクルーシブ公園があるが、本町にあっても導入を検討すべきではないかについてお答えします。

本町では、熊本地震の際に、避難地となる公園が不足しましたことから、これを復興における喫緊の課題の一つとして、住宅地周辺における公園の整備を進めております。整備に当たりましては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れて段差をなくすなど、高齢者や障がいのある方にも配慮した、誰もが利用しやすい公園づくりに努めてまいりました。今後も、災害時には住民の方々の避難地となる公園整備を、地元の方々の声をお聞きしながら進めてまいります。

また、規模の大きな公園としましては、潮井自然公園とともに、今年度から都市部の憩いの場



として、惣領地区の公園広場の整備を行う予定です。本町が現在整備を進めているこれらの公園では、子どもの遊びの対象は、遊具だけではなく、自然の変化に富む風景や景色の中で、自ら探検や発見をする喜びや自由でオープンな遊びを見つけることも重要であると考えております。さらには、多彩な植物から季節の変化を感じたり、虫や鳥などの生き物に出会えたりする環境は、子どもだけではなく、大人にとっても繰り返し訪れたい憩いの場となると考えております。

このような中で、インクルーシブ公園の考え方は、子どもが障がいの有無にかかわらず同じ場所で楽しむことができる空間を生み出し、人の多様性を自然に理解でき、共に生きる心が育つことを期待できるものであると認識をしております。

このため、今後の公園整備におきまして、現在の公園整備のコンセプトとともに、インクルーシブの考え方に基づいた公園整備の手法を導入することは、地域の子育て支援の観点などからも大変重要なことと認識をしております。そのためには、議員御指摘のように、公園を整備する部署だけではなく、福祉や教育に関わる部署などとの連携も重要であります。

今後、導入に当たりましての課題などについて調査し、公園整備に当たり、どのような公園に、どのようにしてインクルーシブの考え方を取り入れていけるのかを地域の声や要望などもお聞きしながら研究してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

本町が管理している公園は97か所あるということをお聞きして、正直びっくりしました。どうしても、公園というと規模の大きな公園をイメージするものですから。97か所の内訳として、潮井公園など都市計画決定を行った公園が3か所、熊本地震後に避難地として整備した公園が18か所、その他、各地区の街区公園が76か所あるということで、本町としては適正な箇所であると思いでしょいか。

それから、潮井自然公園についてであります。現在整備中の空港からのアクセスルートである潮井公園線の整備期間である令和7年度を念頭に、今年度に交付金をいただいている国と期間延長について協議を行う予定であると回答いただきましたが、現在、具体的に建設内容、道路幅が何メートルあって、地権者への土地買収の状況等お知らせください。

次に、都市部の憩いの場として、惣領公園広場の整備を行う予定であるとのことですが、公園整備において、先ほども申しましたように、インクルーシブの考え方に基づいた公園整備の手法を取り入れていただきたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村建文議員の三つ目の御質問の2回目の1点目、本町が管理している公園は97か所あるということだが、本町として適切な箇所であるかについてお答えします。

現在、本町が管理している97か所の公園を市街化区域と市街化調整区域の別で見ると、市街化区域が52か所、市街化調整区域が45か所となっております。国の政令によれば、快適な住環境の確保などのために必要となる住民1人当たりの公園面積は、市街化調整区域と市街化区域を合わせた町全体では10平方メートルで、市街化区域のみでは5平方メートルとなっております。

この基準に対して、本町の状況は、町全体が8.98平方メートルで、市街化区域が1.74平方メートルとなっており、いずれの数値も基準を下回っております。特に、市街化区域において、公園が不足している状況です。

こうした状況を踏まえて、昨年3月に策定しました都市計画マスタープランや今年3月に策定しました立地適正化計画などに基づき、今後も計画的に公園の整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、三つ目の御質問の2回目の2点目、現在整備中の潮井公園線の具体的な建設内容、道路幅、地権者への土地買収の状況などについてお答えします。

町道潮井公園線につきましては、これまでの湧水や自然に加え、国特別天然記念物の布田川断層帯や四賢婦人記念館といった新たな魅力が加わった潮井自然公園への主に空港側からのアクセスルートとしまして、令和6年度内の完了をめどに整備を進めているものです。

工事内容としましては、町道農免道支線を起点とし、潮井自然公園進入路までの延長約2,000メートルにおいて、約5メートルの現況幅員を7メートルに拡幅するものです。

これまでの進捗ですが、昨年度に地元説明会を実施し、地域の御意見も取り入れながら実施設計を行っており、今年度からは用地交渉に取り組むこととしております。今後は、用地取得が完了したところから順次工事に着手していく予定でございます。

最後に、三つ目の御質問の2回目の3点目、惣領公園広場の整備において、インクルーシブの考え方に基づいた公園整備の手法を取り入れることについて町長の見解は、についてお答えします。

惣領地区の公園広場は、先ほど答弁いたしましたとおり、市街化区域において必要となる住民1人当たりの公園面積が不足していますことから、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、ゆとりある住環境の形成と良好な都市空間のために整備を行うものです。また、災害時の一時避難地としての機能とともに、惣領地域拠点のにぎわいに資する地域コミュニティの場としての機能を併せ持つ公園です。

議員御指摘のインクルーシブの考え方に基づいた公園整備につきましては、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、地域の子育て支援の観点などからも大変重要なことと認識をしております。まずは、町全体で、導入に当たりましての課題などにつきまして、調査、整理し、その上で、惣領地区の公園広場におきましても、インクルーシブの考え方を取り入れていけるのかを地域の声や要望などもお聞きしながら検討をしてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございました。

公園の整備については、今後とも計画的に整備を行っていただきたいと思っております。潮井自然公園についても、大型バスが入ってこられるように、町道潮井公園線の整備が必要と考えます。計画では現在約5メートルの幅員を7メートルに拡幅することですので、大型バスも通行可能であり、空港側から約2,000メートルのアクセス道路の完成に期待したいと思っております。

また、惣領公園広場においても、インクルーシブの考え方をぜひ取り入れていただきますよう

検討をお願いいたします。

最後に、今、着々と建設が進んでいる新庁舎の設備について、要望を兼ねて質問させていただきます。

まず、トイレについてであります。車椅子対応のトイレは各階に配置されているのか。また、オストメイトの方に配慮したトイレになっているのか。また、合志市がLGBTの人でも気兼ねなく使えるよう「だれでもトイレ」という案内標示が設置されたトイレを我が町にも設置することはできないか。

それから、先日の熊日新聞に男性トイレの個室にサンタリーボックスを設置する動きが、自治体や商業施設に広がっているとの記事を目にしました。尿漏れパットの捨場に困る前立腺がんや膀胱がんなどの患者の悩みに応えるものとしての設置の動きが広がっているとのことでした。私もこの記事を読んで、こういった方にも配慮ができる新庁舎が必要だと思いました。

そして、エレベーターに防災用具の入った椅子を設置することはできないものか。小さなことかもしれませんが、熊本地震の体験者としての配慮をお願いしたいと思います。

そして、町の防災拠点となる庁舎に、衛生用品や液体ミルクの備蓄は考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問の1点目、新庁舎のトイレについて、車椅子対応のトイレ、オストメイトへ配慮したトイレになっているのか、また、LGBTを考慮したトイレは配置できるのかについてお答えをします。

新庁舎建設工事につきましては、議員をはじめ関係者の皆様の御協力により、順調に工事が進んでおります。本年5月末の進捗率は41.6%となっており、現在、2階床のコンクリート打設を行っております。

新庁舎には、1階に3か所、2・3階にそれぞれ1か所ずつの計5か所にバリアフリートイレを設置します。これらのトイレは、車椅子を利用される方、オストメイトの方、乳幼児をお連れの方、介添えが必要な方など、幅広く皆様に快適に御利用いただけるよう設置する計画としております。

車椅子を利用される方への配慮は5か所のトイレ全てでなされており、その他の機能につきましては、全てを網羅すると限られた建築面積の中では狭く、使いづらくなる側面もございますことから、それぞれのトイレの設置場所に応じ機能を特化する計画としております。

具体的には、1階の東側に設置されるバリアフリートイレにはオストメイトの方、介添えが必要な方が利用されることを想定した設備機器を配置しております。また、西側のバリアフリートイレには車椅子を利用される方に適したオストメイト対応機器を設置するとともに、こども未来課に最寄りのトイレとなりますことから、乳幼児の便器も設置しております。

新庁舎のトイレは、これまで町民ワークショップ、パブリックコメント、また、日本オストミー協会熊本県支部など、様々な方々からいただいた御意見を反映させたもので、議員御指摘の車椅子御利用の方、オストメイトの方にできる限り配慮したものであると考えております。

次に、LGBTを考慮したトイレを配置できるかとの質問についてお答えします。

LGBTの方々におかれましては、国内のメーカー調べによりますと、コンビニや飛行機などに設置される男女共用のトイレが使いやすいとされ、性別の区別がないトイレの設置を希望する声が多いとのこと。しかし、不特定多数の来庁者が利用される庁舎内の全てのトイレを男女共用とすると、混雑時などは男性と女性が交ざった状態となり、利用者が不快と感じられる可能性もあります。また、一度に複数の方が利用可能な一般的なトイレのように、扉や仕切りの上部や下部に隙間がある個室ブースの場合は、盗撮、のぞきといった犯罪などの発生の懸念もあります。

このような理由から、ジェンダーの区分を設けないトイレではなく、男女を分けた上で、LGBTの方には、5か所のバリアフリートイレを御使用いただくことを想定しております。それに当たりましては、議員お示しの合志市と同様、適切なサインなどを施すことで、入りやすい、また、利用しやすいトイレとなるように工夫を行いたいと考えております。

また、議員御指摘の男性トイレへのサニタリーボックスの設置につきましても、備品として整備することについて検討してまいりたいと考えております。

次に、四つ目の御質問の2点目、エレベーターに防災用具の入った椅子を設置できないかについてお答えします。

御質問の趣旨は、ふだんはお年寄りや足の不自由な方などの優先席や荷物置場として利用でき、また、非常時には、長時間閉じ込められた場合に必要となる水や簡易トイレなどの防災用品を収納する機能のついた椅子が設置できないかということと認識しております。

エレベーターは、有事の際に安全な場所とは考えにくいことから、新庁舎の設計意図としましては、速やかに電源を確保し、最寄り階への避難を適切に誘導することとしております。そのため、エレベーター内に長時間閉じ込められるような事態は極力避けられるのではないかと考えておりますが、議員お尋ねの防災用具を収める椅子につきましても、備付けではなく備品として配置することができないか、今後、検討をしてまいりたいと考えております。

最後に、四つ目の御質問の3点目、町の防災拠点となる庁舎に、衛生用品や液体ミルクの備蓄は考えておられるのかについてお答えします。

令和5年3月竣工予定の新庁舎におきましては、屋内と屋外に防災倉庫を整備することとしております。収納する物品としましては、現在、町内一円に配置を進めております防災倉庫の収納物品と同等のものを考えております。したがって、マスクや嘔吐物処理セット、簡易トイレや生理用品などの衛生用品、また、粉ミルクや哺乳瓶、ウエットティッシュや紙おむつなど乳幼児向けの物品に加えまして、毛布やパーティションなどを保管する予定としております。

議員御指摘の液体ミルクの備蓄につきましても、令和元年第2回定例会及び令和3年第4回定例会におきましても、同様の御提案をいただいているところでございます。液体ミルクにつきましても、粉ミルクと比較して価格が高く、保存期間が短いという課題もありますので、現在は備蓄品に含めていないところです。今後、より普及が進み、課題の改善が見込まれるような状況になりましたら、液体ミルクの導入につきましても、改めて検討したいと考えております。以上でご

ざいます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

来年3月に完成する新庁舎は、町民の皆様も楽しみにしておられると思います。トイレについても、回答にあったように様々な配慮がされていることを確認しました。LGBTの方についても、その入り口について利用しやすいトイレになるよう工夫をお願いしたいと思います。

また、男性トイレへのサンタリーボックスの設置については、ぜひ備品としての整備をお願いしたいと思います。

また、エレベーター内に設置される防災用具の入った椅子についても、できるだけ備品として設置をお願いしたいと思っております。

そして、新庁舎における防災倉庫ですが、その備蓄の中に液体ミルクをぜひとも入れていただきたいと思っております。町当局は、液体ミルクは粉ミルクと比べて価格が高く、保存期間が短いため、将来、より普及が進み、問題が解決されれば、改めて導入を検討したいと回答されました。全国の自治体に、既に導入されたところがたくさんあります。震度7を2回も経験した益城町の新庁舎に液体ミルクの備蓄がなされてもいいかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 最後に四つ目の御質問の3点目の2回目、震度7を2回体験した町として、新庁舎に液体ミルクを備蓄できないかについてお答えします。

液体ミルクにつきましては、全国的には自治体での導入例もあり、大震災を経験した本町として、不測の事態に有効な備蓄物品の在り方を考えていく観点から、災害時における町民のニーズや有効性など、備蓄物品としての適性を検証していきたいと考えております。そのため、まずは、試行的な液体ミルクの導入について検討に入りたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございました。

一步踏み込んだ町長の発言で、まずは試行的な液体ミルクの導入を含め検討に入りたいとの回答をいただきましたので、その実施に向けて検討をお願いいたします。

(290字削除) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

以上で一般質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時10分から再開します。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村でございます。今回も一般質問の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。また、傍聴モニター前の皆様におかれましても、日頃より町政のほうに関心を持っていただきまして、深く感謝いたします。

さて、本日は二つのことについて質問させていただきます。1点目は、双方向性を持った町民通報システムについて、また2点目は、成人年齢の引下げにおける学校教育の役割についての、以上2点となります。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、早速1点目の質問の双方向性を持った住民通報システムについて質問させていただきます。

前回の3月議会におきまして同僚議員の方が取り上げておられた項目ですが、私が考えていたものとは若干切り口が違うようでしたので、今回新たに質問させていただきます。

益城町は大きく分けて市街地部と集落部に分かれ、集落部には多くの中山間地が含まれております。集中的な雨や強風が吹いたりすれば、落石や土砂崩れ、倒木等による道路の通行不能など、頻繁ではないにしても、年によっては数回程度発生しております。

そこで、それまで常々思っていたのが、迅速スムーズに町に連絡できないものかということでした。平日の役場開庁時や台風や豪雨など、事前に予測できる場合においては、町のほうで災害対策本部等設置され、連絡等は常時取れるようになり、スムーズな対応というものが期待できるんですが、休日や夜間の閉庁時などの場合は開庁時まで待つこととなります。もしこれが、そのとき、その場で、位置情報つきで、住民側から通報するシステムがあればどうでしょうか。道路の不具合等については、現在、委託されている道路の見回り業務においても、いち早く把握ができ、補修等の効率化ができると思いますし、ごみの不法投棄やカーブミラーや街灯の不具合の通報など、住民生活に関するものや災害の発生が予想される場合の情報収集等にも活用ができ、安心安全なまちづくりを目指す上では必要なものだと思います。

現在、行政からは、ホームページ、広報紙、回覧板、防災行政無線、メール、LINE、ツイッター、これらで様々な情報の発信が行われておりますが、全て情報発信という一方通行のものであります。しかし、そればかりでなく、万一の緊急時の情報収集等も行えるような双方向性を持った町民通報システムが必要だと思いますが、どうでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問、双方向性を持った町民通報システムについてお答えをします。

行政情報の発信につきましては、従来からの広報紙や回覧板、防災行政無線に加え、平成28年熊本地震発生時に、災害対策などの情報を町民の方々に十分に届けることができなかったという反省を踏まえ、現在では、LINEやツイッターなどのSNSを活用した情報発信にも力を入れているところです。

議員お尋ねの町民からの通報システムにつきましては、個人でのスマートフォンなどの保有率が高くなっていることもあり、これらを生かして町民の方々から情報をいただくシステムを昨年度に導入したところです。通報できる内容としましては、道路や公園での事故を未然に防止するため、道路の段差や水路の詰まりなどの異常について情報提供をお願いしております。

具体的には、町ホームページから異常が発生している項目を選択し、写真、地図による位置情報、異常内容の説明、通報者の情報を提供していただく方法を取っております。現時点では、道路舗装、水路、カーブミラーなどの道路状況及び遊具、照明、樹木などの公園状況の2項目となっておりますが、そのほかにも、水道の漏水や開栓、犬、猫の死骸報告などにつきまして、項目の追加を検討しているところです。

また、本定例会におきまして、LINEの改修に係る補正予算を上程させていただいております。改正の主な内容は、自動返送機能の追加と画面の下段に表示されるリッチメニューの充実です。リッチメニューに住民通報システムを表示させることなどにより、通報の方法を分かりやすくし、道路の異常などを発見した場合には、その場ですぐに通報できるようにしたいと考えています。

町有施設を安心安全な状態で維持していくために、町民の皆様のお力をお借りすることは大変有効だと考えております。また、通報していただくことで、スムーズな対応も期待でき、ひいては安心安全なまちづくりにつながっていくものだと思います。今後も、災害発生時を含め、町民の皆様から様々な情報を提供していただけるような環境整備に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

町民の方々から情報をいただくシステムを昨年度から導入しているということなんですね。分かりました。ちょっと知りませんでした。

この町民通報システムについては、いろんなアプリの種類がありますが、確かに、答弁にありますように、不具合等の発見者がいち早くその不具合情報、画像、位置情報を簡単に通報することのできる画期的なシステムだと思います。答弁では昨年度から導入しているということでしたが、これまでホームページ等でいろいろ確認していたんですが、どのセクションから、どういうふうに入っていけば、そのシステムにたどり着くのか、そういったことが分からなかったこともあり、今回、災害が多く発生する季節の到来前のこの議会に、住民の方々にとって少しでも安心

できる対応がなされるよう質問させていただきました。

ただ、今回の定例会に上程されている補正予算により、町のLINE公式アカウントページのリッチメニューのほうに住民通報システムを表示させるとのことですので、直接アクセスができるようになることで非常に使い勝手はよくなるのかなというふうに思います。

昨年度から導入しているとのことですが、これまでの活用状況と、その通報があった場合の内容の確認頻度というのはどうなっておりますでしょうか。また、リッチメニューに追加表示されることでワンアクションでアクセスできますが、その利用の仕方等の使い方については分かりやすい周知をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の2回目、これまでの活用状況と内容確認の頻度、また、使い方の分かりやすい周知についてお答えをします。

実は今年5月に入ってから、上村議員の近くの柳水と三竹の間、水道施設のあるところで倒木があって、これはとても手でどけられないということがありましたが、私がそのとき建設課長に電話して、すぐ倒木の撤去ができたんですが、通常の場合はなかなか連絡が役場につながらなかったり、現場が分からないというのもありますので、こういったシステムがあるとやはりいいなということは今改めて感じているところです。

さて、通報システムにつきましては昨年9月に運用を開始しており、これまでに、道路舗装の損傷で2件、カーブミラーの破損などで4件、街灯などの設置要望が1件、また、公園の不具合も1件の通報がっております。これらの通報があった場合は担当課へその内容のメールが届くことになっておりますので、その都度対応している状況です。

これまでは、ホームページから電子申請システムによる申請可能な手続までたどり着くのが少し分かりづらい状況にありましたので、通報件数が伸びなかったのではないかと感じております。このため、今回、LINEのリッチメニューに追加表示し、通報の方法を分かりやすくするとともに、広報紙やホームページなどで通報できる項目や方法をしっかり周知してまいります。

道路の損傷につきましては、職員による管理に加え、業務委託によるパトロールも実施しておりますが、町民の方々からの通報でさらに万全を期すことができると思いますので、分かりやすく簡単に通報できるよう、通報システムの改善に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 昨年9月からの運用開始以降、道路の不具合、カーブミラー損傷、公園の不具合等といった通報と街灯の要望の合計8件の通報があったということです。

また、住民の方から通報があった場合の内容の確認、頻度については、担当課へメールが届くため、その都度の対応をやっているということで、早めの対応ができる状態にあることが分かりました。

住民の方からの通報システムによる通報については、ただ単に利用数が多ければいいというものでもなく、極力そういったことはないほうがいいわけではあります。万が一、発見や遭遇し



た不具合が重篤なもので緊急を要するものだった場合、時間をかけずに誰でも簡単にすぐ通報ができる、そういったことができれば、その不具合等による被害を最小限にとどめることができます。

リッチメニューの追加表示で、ワンアクションでアクセスできるようになり、非常に使いやすくなります。答弁にありましたように広報紙やホームページ等でしっかりと使い方を周知いただくようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

それでは、二つ目の質問の成人年齢の引下げにおける学校教育の役割について。

平成30年6月、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることの内容とする民法の一部を改正する法律が成立しました。そして、施行期日の到来により、本年4月1日より18歳以上は社会的に成人として扱われることになりました。

引き下げられた背景には、世界的に18歳で成人するのが主流であり、18歳、19歳を社会活動に参加させるためといったことや、少子高齢化に伴い若者の自立を支援していくためといったことがあるようです。

これにより何が変わるのかというと、民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」といった意味と、「父母の権限に服さなくなる年齢」といった意味があり、これにより、親の同意を得なくても自分の意思で様々な法律行為ができるようになります。

例えば、身近なところで、携帯電話の契約であったり、独り暮らしの部屋を借りること、クレジットカードを作ること、高額商品の購入でローンを組むことといったことは、未成年の場合、これまでは親の同意が必要でしたが、成年として扱われることで、親の同意なしでこういった契約が自分一人ですることができるようになります。

特に契約においては、未成年者であった場合、もし、親の同意を得ず契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権によって、その契約を取り消すことができました。これは未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を持っていますが、これも適用されなくなってきました。平成30年という早くから分かっていたことですが、実際に始まった今、非常に心配されます。

第一義的な教育の責任者というものは、もちろん家庭や保護者にありますが、学校教育においても、自分の身は自分で守るという生きる力を育てていくことが求められます。

そこで、質問です。高校教育があるとはいえ、中学校卒業後から僅か3年を待たずして成人年齢となり、幾つかの法律行為ができる半面、未成年者という法律の庇護を受けなくなります。

そこでの2点ですが、1点目、前倒しで自分の身は自分で守るという生きる力が必要になってきますが、学校ではどのようなことに力を入れているのでしょうか。そして2点目、これに対するこの町独自の取組というものはございますでしょうか。以上2点を1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 3番上村議員の二つ目の御質問、成人年齢の引下げにおける学校教育の役割についての1点目、前倒しで生きる力が必要となってくるが、学校ではどのようなことに

力が入れているのかについてお答えします。

本年4月1日付で民法の一部改正が行われ、成人年齢が18歳へと引き下げられました。この民法改正に伴い、今後、学校では、日々の授業やキャリア教育の充実を通しまして、社会人としての自覚、法律内容の周知徹底やトラブルに巻き込まれない危機回避能力の育成にも取り組んでいく必要があると認識しております。

現在、本町の中学校においては、社会科の授業等で、18歳以上が法律で成人として扱われるようになったことに関する学習内容を取り扱っております。具体的には、18歳以上の成人に、既に与えられてきた選挙権に加え、携帯電話や部屋などの賃貸契約や保護者の同意なしに婚姻届等ができるようになること、また、そのような行動を取るに当たっては、より社会的な責任が伴い、法律を遵守するとともに、自分の行動を律して他人に迷惑をかけることがないようにすることなどを生徒に指導しているところでございます。

さらには、家庭科の授業では消費者教育がなされており、18歳になりクレジット契約を結ぶとき、親のお金を当てにした契約を結んだり、安易にお金を借りてしまうことのないよう指導しているところであります。特に、婚姻届につきましては親の承諾なしに届けることが可能になることから、十分な社会性や経済力を身につけた上で、婚姻に関して適切な判断ができるように取り組んでまいりたいと考えます。

言うまでもなく、18歳成人に関しましては、学校のみならず、各家庭での話合いや家庭教育も大変重要になってまいります。教育委員会としましては、今後、18歳成人に関しまして保護者への啓発を行いますとともに、学校や保護者との連携を図りながら、児童生徒に対し18歳成人の時代を生き抜く力を育ててまいりたいと思っております。

次に、2点目の御質問の2点目、町独自の取組はあるかについてお答えします。

町内の中学校では、成人年齢引下げに伴い、社会人としての自覚を育てるためのキャリア教育の充実に力を入れているところでございます。中学校2年生では、これまで、町内の会社、学校、幼稚園、保育所、商店等におきまして、3日間の職場体験を行ってまいりました。令和元年度からは、職場体験希望調査の段階で、これまでになかった面接を取り入れております。

具体的には、地方の方を面接官に迎え、職場体験に関する自分の考えをアピールする面接を行っています。その際、エントリーシートを記入し、面接官に自分の強みや志望理由を語ることで、将来の入社試験、入学試験等に対応できる基礎づくりの取組を始めているところであります。

また、本町では、中学生や高校生に対し、認定NPO法人が全国で展開しておりますマイプロジェクトへの参加を推奨しております。マイプロジェクトとは、中高生が自分の周囲の気になる課題に気づき、実際に自分たちが行動できることを考えながら課題解決に取り組むものでございます。このような機会を通じて、消費者や受け手としてだけではなくて、生産者や主体者としての経験をすることによって、地域の未来を担う人材が育つものと考えておまして、18歳への成人年齢引下げに対して、若者の自立を早期に支援する貴重な機会の一つであると考えております。

教育委員会としましては、今後とも、このような様々な機会を関係各課とも協力しながら児童生徒に提供しまして、社会の一員として、その責任を自覚するとともに、主体的に考え、判断し、

行動できる児童生徒の育成を目指してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

法の改正というものは、早くから分かっていたことではありますが、家庭での教育がそれに向けて追いついていけていたのかということと心配な部分もあります。そんな中で、中学校を卒業して僅か3年にも満たない高校教育の途中で成人を迎え、未成年としての庇護を受けることができなくなる現実。では、学校教育においては、どのように内容が変遷し、どのような教育が行われているのか、非常に気になる場所でした。

1点目については、社会科や家庭科の授業の中において、18歳以上が成人として扱われる中でできること、その反面、社会的責任が伴っていること、そして、その注意点など、学習内容の取組を通して、法律の遵守と他人に迷惑がかからないよう自らの行動を律するといったことに力を入れた指導が行われているということですね。

また、18歳成人に関しては、学校のみならず、各家庭で話合いや家庭教育も大変重要になってくるため、今後において、保護者への啓発と併せて、学校や保護者との連携を図りながら、18歳成人の時代を生き抜く力を育てていくということになりました。

2点目のこの町独自の取組については、成人年齢引下げに伴い、社会人としての自覚を育てるため、キャリア教育の充実にも力を入れているということですね。職場体験というものは以前からありましたが、その中に、地域の方を迎えた中で自分の強みや志望理由をアピールする面接等、令和元年度から取り入れているということで、確かに、将来の入学試験や入社試験、それに適用する基礎づくりができるのかと思います。それと併せて、いろんな物事に物おじしない頼もしさというものも養われるような取組かなと思います。

また、令和2年度からは、町の中学生、高校生を対象に、地域課題や関心事へのアプローチを主体的に行う姿勢を育むため、希望者に対してマイプロジェクトに取り組む機会を提供しているということですね。この取組は、中高生が自分の周囲の気になる課題に気づき、実際に行動ができることを考えながら課題解決に取り組むものというふうにありました。このマイプロジェクトは全国的なものということですが、どういったものなのか。実際にこの町の生徒の取組例等がありましたら、簡単に教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 3番上村議員の二つ目の御質問の2回目、マイプロジェクトに関する実際の取組についてお答えします。

初めに、益城町でのマイプロジェクトに関連する催しとしましては、令和2年12月に、マイプロジェクトに取り組む県内の高校生54人が16のプロジェクトを携えて集まり、「高校生マイプロジェクトAWARD in 熊本・益城」という会が開催されました。本町からは、3人の高校生が出場したほか、7人の中学生が運営ボランティアとして参加しております。

また、令和3年9月には、マイプロジェクト経験を持つ大学生の話聞き、参加者自らがプロ

プロジェクトを企画する「マイプロジェクトスタートアップ1DAYキャンプ in 熊本・益城」が開催されまして、本町からは、5人の中高生が参加しました。

次に、これまで益城町の中高生からの提案で、実際に取り組みられた三つのマイプロジェクトについて紹介いたします。

一つ目に、「インスタマガジンで飲食店を応援！プロジェクト」について御説明します。このプロジェクトは、木山中出身の高校生がコロナ禍で大変な思いをしている人に何かできないかと考え、生まれたものであります。その内容は、各地で中止になっている夏祭りに着目し、屋台などで売っているものを特集し、高校生世代が実際の店舗に行きたくなるような投稿をインスタグラム内で作成するとともに、益城エール飯とも連携して情報発信をするものでした。

二つ目は、益城中生徒が考案した「みんなでゲームをしよう」というプロジェクトです。これは人と接することが苦手な人を減らすことを目的としておりまして、その一歩として、友達と一緒にゲームをしたり、遊んだりすることに取り組むものでした。

三つ目に、益城中出身の高校生が考案した「ソフトテニスで活性化プロジェクト」です。これは地震で被災した益城町で、ソフトテニスを通して、人とのつながりの大切さを感じ、人々が交流する機会をつくるというものでした。

これら個別のプロジェクトや、さきに述べましたように、いろいろな催しの中で交流を通じまして、参加した中高生は自ら考え、試行錯誤し、自らのテーマを探求するとともに、互いのアイデアを語り合うことで、不確かな現代においても未来に進もうとする主体性と協働性を持った想像力を培うものであるというふうに考えております。

教育委員会としましては、益城町の子どもたちが身の回りの課題に気づき、その解決に向けて主体的に考え、自ら行動できる力を身につけることができますよう、今後とも、マイプロジェクト等の取組に対し支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） マイプロジェクト、非常に面白い取組だなと思います。益城町からも木山中出身の高校生による「インスタマガジン飲食店応援！プロジェクト」、そして、益城中の生徒による「みんなでゲームをしようプロジェクト」、益城中出身の高校生による「ソフトテニスで活性化プロジェクト」と。コロナ禍の経験はもとより、熊本地震で絆の大切さというものを経験した生徒ならではの、それぞれの思いの詰まった三つのプロジェクトかと思います。それを提案し、課題解決に向けて取組がなされたということですよ。

いろんな発想の中で取り組みたい課題を見つけ、これが正解というものがない中で、試行錯誤しながらも課題解決に向けて、自分に何ができるのかを考え、行動を起こし、進んでいく。

答弁にありましたように、この不確かな時代においても未来へ向かって進もうとする主体性と協働性を伴った想像力をしっかりと培うことができるのかなというふうに思います。

また、このプロジェクトは全国的なプロジェクトですが、これに関する催しが益城町を会場に2年にわたって行われたということで、多くの町内の中高生においても、刺激を与えてそれぞれの精神的成長を助長し合っていることかと思います。

今回質問した成人年齢の引下げについて、18歳選挙権は平成28年6月からと一足先に始まっていますが、このような教育が行われている中、未来の益城町を担う若い力が社会的参加、また、政治参加してくれることを待つことが私自身も楽しみになったように思います。

家庭や地域の地域力を生かし子どもたちを育むということはもちろんのことなんですが、学校や行政においてもしっかりと子どもたちの成長を育んでいただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

答弁、ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を再開します。

---

休憩 午前11時45分

再開 午後1時30分

---

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き午後の会議を開きます。

吉村議員から午前中の件で発言がございますので、お願いいたします。

○7番（吉村建文君） 1番質問の最後で、子ども医療費無償化について所感を述べた部分に関して、議事から削除をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ただいま吉村議員から取消しの申出がっております。皆さん、取消しに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） ありがとうございます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） こんにちは。12番宮崎でございます。

本日は3人目の一般質問者でございまして、午後のやや眠い時間帯ではありますが、地域住民の人たちがとても心配されている事項について、住民の皆さんの要望を受けて、今回は質問させていただきます。

本議会も、コロナ感染症対策のため、本議会を直接傍聴することはできませんが、本日の質問内容がとても住民の皆さんに大きく関係するということから、各区長さんはじめ、地域住民の代表の皆さんがモニター室で傍聴されておられます。モニター室で傍聴されている皆さんは本当にお忙しい中で、本日おいでいただきましてありがとうございます。一生懸命やらさせていただきます。

さて、本日の質問は事前に通告しております、まず一つ、安永中井出排水ポンプ設置工事の現況について。二つ目は、県道熊本高森線4車線化工事の住民説明について、三つ目に、鉄砂川の異臭問題について、以上3点について質問をさせていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

本日も元気はつらつと1問目の中井出排水ポンプ場の件から質問させていただきます。

この中井出排水ポンプについては、昨年の12月議会でも取り上げました。皆様も御承知のように、安永1・2町内を流れる中井出及びその流域は、熊本地震で秋津川より大きく地盤が沈下したため、豪雨時に、特に、秋津川の水位が上がったときは、中井出からの秋津川への排水ができず、ダム湖のように変容してしまい、域内の道路の冠水や住宅の床下、床上浸水、停車中の車への浸水等が発生しています。

地元でも被害をできるだけ少なくするために、安永1町内、2町内にそれぞれ自主防災クラブを立ち上げ、定期的に防災訓練や中井出の清掃、泥上げ等を行うとともに、被害が予想される豪雨時には、24時間体制で冠水道路の交通止めや通行車両の誘導、浸水地域の車を高台への移動、特に、仮設ポンプをいち早く稼働させ、被害の局限化に努めてまいりました。おかげさまで、この2年間は被害の発生はありません。

昨年、安永住民の念願であった中井出に強力な排水ポンプの設置が決定され、安永の人たちも大変喜んでおりました。昨年の3月には、工事用の連絡橋は完成しましたが、その後、なかなか本格的に工事が行われず、8月になってやっと請負工事業者が決定し、本年の梅雨までには排水ポンプを稼働させるとのことでした。

そうこうしている状況で、4月22日に、下水道課長から突然、4月20日をもって大栄企業との請負契約を解除したと聞かされ、大変驚きました。今年は梅雨までに強力な排水ポンプが設置されて安心できると思っていた安永の中井出沿いの皆さんや自主防災クラブ員へ知らせる必要があることから、安永1・2町内区長さんから説明会への案内チラシをそれぞれ配布していただき、5月の連休明け後の5月11日に、安永1・2町内公民館において、約60名集まっていたいただきました人たちに、町の下水道課長から契約解除の経緯や今後の町の取組について説明していただきました。

町の説明では、請負業者が町の指導を聞かず、工事が遅れ、とても梅雨までにはポンプの稼働はできないことから、町内の新たな工事業者2社と契約して、梅雨に間に合わせるようにしたいとのことでした。しかし、説明を受けた住民は、この時期の業者の変更に変心配しており、そこで、一昨日議会で一部答弁をされた内容もありますけれども、通告どおり、まず2点、質問させていただきます。

まず1点目は、現在の中井出排水ポンプ工事の進捗状況及び稼働開始時期について、2番目に、本日、これは通告を議長に報告した時期なのですが、5月20日現在で、工事は既に約1か月停止中で、梅雨までにポンプ稼働は多分不可能だとして、被害をできるだけ少なくするために、先般、これは町の説明会時に町へ要望した排水ポンプの増強、それに秋津川からの逆流防止柵、それから照明の設置については可能なのか。

以上2点について、まず御質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の一つ目の御質問の1点目、現在の中井出排水ポンプ工事の進捗状況及び稼働開始時期についてお答えをします。

安永中井出地区の雨水ポンプ場建設工事は、昨年8月10日に請負契約を受注者である大栄企業株式会社と締結し、今年の梅雨前の5月20日を工期として工事を進めてまいりました。しかしながら、大栄企業は、着工届提出後に、108日間も本格的な工事に着手せず、また、この間、適切な施工計画書の提出もありませんでした。このため、担当の下水道課から指示書により、適切な施工計画書の提出や施工体制の強化などについて、度重なる指示を行うとともに、発注者と受注者による工程会議を何度も開催してまいりました。

また、大変異例なことですが、大栄企業の社長を役場に招き、私自ら社長に対して、工事の適切な進捗について強く要請し、社長からは工期までには間に合わせる旨の回答がありました。大栄企業は、県の格付から見ても、地場でトップクラスの企業であり、その社長が、工期までの完成を明言したことから、その後は、総力を挙げて工事に取り組み、企業の威信にかけて、工期までに完成させるものと考えておりました。

しかしながら、その後の大栄企業の対応は必ずしも適切なものではなく、令和4年5月2日の工期までに工事を終了させる見込みが立たなくなりましたことから、益城町公共工事請負契約約款に基づき、令和4年4月20日付で工事請負契約を解除するという大変重い措置を取らざるを得ませんでした。

契約解除に伴う残工事につきましては至急進める必要があるため、工事を2工区に分割し、町内の機動力のある2社と6月3日までの工期で契約し、大栄企業が設置した矢板などの仮設備を活用して工事を進めることとしておりました。しかし、5月になって、この時期としては、比較的大きな出水があり、ポンプ場造成の現場が水没してしまったことから、現場を遮水するための仮設備の検討を行う必要が生じました。これはもともと大栄企業の工期が5月2日という出水期前の工期であり、予定どおりに工事が完成していれば必要がなかったものです。この仮設備の検討に不測の時間を要しましたことから、現場では、工事着手が遅れ、5月26日に着手をしたところでした。

なお、6月6日時点の進捗率は、2工区合わせて、おおむね6%程度となっています。残工事の受注者とも工程会議を何度も行うなど、工事の進捗に努めていますが、今後、梅雨入り後の降雨による工事の遅れなども考慮すると、ポンプを稼働できるようになるのは、本格的な台風シーズン前の8月下旬頃になるのではないかと考えております。このようなポンプの稼働時期になったことは、大栄企業が工期内に工事を完成させることができず、契約解除という措置に至ったことが第一の原因です。

町としましても、大栄企業の格付や社長の工期に間に合わせるという言葉を用い、契約解除を慎重に判断せざるを得ず、早期の解除に踏み込めなかったことが悔やまれるところです。梅雨前のポンプの稼働を求められてきた住民の皆様に対して大変申し訳なく思っており、この場をお借りして、深くおわびを申し上げますとともに、受注者とともに全力を挙げて、残りの工事に取り組んでまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、本日現在で、工事は既に1か月停止中で、梅雨前までにポンプ稼働は不可能だとして、被害を少なくするために、先般、町に要望した仮排水ポンプの増強、

現状の2倍、秋津川からの逆流防止柵、照明の設置について可能かについてお答えをします。

ポンプの稼働が8月下旬頃を予定していますので、それまでの間は、ポンプ以外の対策で内水被害の軽減に全力で取り組んでまいります。まず、議員御質問の仮排水ポンプの能力を2倍に増強することにつきましては、既にポンプ台数を2倍とすることで対応しております。また、秋津川からの逆流防止用の柵につきましては、矢板や大型土のうで対応することとしており、夜間でも、仮排水ポンプの操作を確実にを行うための照明につきましても、設置を完了しているところです。さらには、道路冠水被害の激しい箇所への看板設置や職員による仮排水ポンプの迅速な稼働など、内水被害を最小限とするための、できる限りの対応を地元と連携させていただきながら行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいま町長から1回目の答弁いただきました。

まず1番目の中井出排水ポンプの進捗状況については、今、町長からいろいろ御説明があったとおりで、5月2日現在で6%だそうです。それから、完成の時期については、いろいろこれから出水期を迎えて、工事等長引くだろうということで、8月の下旬ということだそうです。

それから、町への要望事項については、仮ポンプの増強については2倍に早速していただきました。照明装置についてもすぐ処置をしていただくということでございました。ただ、秋津川からの逆流防止については、現在まだ完成しておりませんので、これは早急にやっていただきたいなというふうに思います。いずれにしましても、要望事項については早速対応していただき、本当に感謝いたしております。

2回目の質問に入る前に、もう一度、安永中井出排水ポンプ工事状況について、これまでの流れを時系列的に整理しますと、昨年8月に請負業者が決まりましたが、なかなか本格的な工事に着手せず、地元住民の心配の声が聞こえたことから、12月の議会的一般質問で、ポンプの稼働時期及び梅雨までに間に合わなかった場合の町の処置について、質問をさせていただきました。そのときの議事録はこれなんですけど、私もそのときだいぶんしつこく3回目まで質問させていただきました。町長は答弁で、稼働時期は梅雨前までに工事が遅れないように、きつく業者を指導して工事を完成させる、こういうふうにお答えになりました。

さらに、3月議会中に、建設経済常任委員会の皆さんが現地視察をされ、4月の19日、これは、ちょうど町長選挙で告示日でありますけれども、町長選挙が終わり、翌20日に工事の契約解除、私が知り得たのが22日で、安永1・2町内区長さんに連絡して、5月の連休明け、5月の11日に安永地区の説明会、そして、町から新たな2社と契約して、梅雨前までにポンプを稼働させるというふうには町からお答えをいただいております。

5月の15日には、地元住民による中井出の泥上げ、5月の20日、これがこの質問表を出す時期だったんですけど、1か月間、もう工事が止まっている。それから5月の29日に防災訓練をやりました、安永は。そして、その冒頭に、下水道課長から中井出の排水ポンプの稼働は、梅雨前までに間に合わない、こういうふうには説明がありました。

これが、以上が簡単にまとめたポンプに関する時系列的な事象です。



そこで、住民の皆さんが特に疑問に感じられた事項、3点についてお伺いをします。

まず1番目に、梅雨前の4月20日に契約を解除して、たとえ新規の2社で工事に着手したとしても、梅雨前には稼働できないのに、なぜこの時期に契約を解除したのか、これが1点です。

それから2番目に、契約解除に当たって、当然、メリット、デメリットを分析し、デメリットへの対策を考えれば、次の業者が直ちに工事に着手できるように、つまり、契約解除に当たって周到な準備の下で行われなかったのではないか、これが2点目です。

3番目に、12月の一般質問の答弁で、町長は町民の生命財産を守るのが自分の使命だと力強く言われました。また、町長は日頃から町民に寄り添うというような言葉をよく使われていますが、今回の排水ポンプ契約の解除により、梅雨前のポンプ稼働はできず、稼働時期が延びてしまった。さらに、2回の住民への説明会に際しても、町長、副町長、土木審議監のお一人も出席されず、住民から住民を軽視してるんじゃないかという言葉が聞かれています。

以上、この3点について、住民に代わり質問します。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の一つ目の御質問の2回目の1点目、なぜこの時期に契約を解除したのかについてお答えをします。

大栄企業とは、昨年8月10日に工事請負契約を締結しましたが、その後、提出された施工計画書に不備な点が多数ありましたことから、是正を求めるとともに、早期の工事着手を求めてまいりました。その後も、度重なる指示書により、施工体制の強化や工程会議を何度も繰り返すなど、工事の進捗を図るための対応を行ってまいりました。しかしながら、大栄企業の対応は、その後も必ずしも適切なものではなかったため、4月20日に契約を解除したものです。

しかし、現時点で振り返ると、大栄企業の格付や社長の工期内に完成させるという言葉から、契約解除を慎重に判断せざるを得ず、早期の解除に踏み込めなかったことは悔やまれるところです。

次に、一つ目の御質問の2回目の2点目、契約解除に当たって、メリット、デメリットを明らかにし、デメリットへの対策を考えて、次の業者が短時間で工事に着手できるように、契約解除に当たっては周到な準備の下で行われたのかについてお答えします。

私が契約解除の判断をしたのは、工事着手後の一連の大栄企業の対応が度重なる指示書により、施工体制の強化を求めても適切に対応しない、工程会議で工程を確認してもその工程が必ずしも守られないなど、工事請負契約書にある「信義に従って誠実にこれを履行する」からはほど遠いもので、工事完了の時期を全く見通すことができなかったからです。このため、これ以上、大栄企業に施工を任せることは町民の利益を大きく損ねることになり、町長としてそのような選択は到底できるものではなく、契約を解除して地元の機動力のある企業に工事を任せることが、町民の利益にとってメリットであると判断をしたところです。

デメリットとしましては、この時点で契約解除することで梅雨までに工事を完成することができないのではないかという懸念です。この懸念に対応するために、大栄企業が設置した仮設備をそのまま利用して工事を行うという段取りで工事を発注しました。しかし、5月に入り大きな出

水があり現場が水没してしまったことから、遮水するための仮設備の検討を行う必要が生じ、この仮設備の検討に不測の時間を要しましたことから、現場では工事着手が遅れてしまったものです。この遮水のための仮設備は、大栄企業が当初の工期の5月2日に工事完了していれば必要のなかったものです。

最後に、一つ目の御質問の2回目の3点目、今回の排水ポンプ契約解除については、8月下旬まで延びてしまい、2度の住民説明に際しても、町長、副町長、土木審議監のお一人も出席されず、住民を軽視していたのではないかについてお答えをします。

今回の住民説明会につきましては、先日5月6日に行われた全員協議会におきまして、安永地区住民への説明を行ってほしいとの要望を受け、急遽、5月11日午前10時より安永1・2町内公民館において開催させていただいたため、事情に最も詳しい下水道課から説明させていただいたものです。また、5月29日の安永1・2町内自主防災クラブの主催で行われた防災訓練に際しての説明につきましても、町からは危機管理課とともに下水道課が出席をさせていただきました。このように丁寧な説明に努めたもので、議員がおっしゃられるように住民を軽視していたのでは決してないことを御理解いただきたいと思います。

そういった思いも踏まえ、先ほど申しましたが、現状の2倍の仮排水ポンプの増強、照明や看板設置に加えまして、先週、私自身が、国土交通省熊本河川国道事務所長を訪ね、梅雨時期の大型の排水ポンプ3基あります、そちらのほうの借用を依頼して来週打合せをする予定となっております。

私は、住民の生命と財産を守ることは町長として最も重要な責務と考えており、今後もこのことを忘れず、内水被害の軽減に限らず、全ての職務に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から2回目の答弁いただきました。

確かに、工事契約については、私もやむを得ないなという感じは持っています。しかし、やる時期、要領については、もっとほかにやり方があったんじゃないかという感じを持っております。

それから、町長、今、るる住民を軽視したんじゃないというお話ございました。確かに軽視したとは、こういう言葉では言ったんですが、それよりも、では、なぜ下水道課長だけがいろんな質問に対してやり玉に上がって、彼はやっぱり一生懸命答えてくれます。しかし、下水道課は表面だけなんですよね。住民はもっと広く質問されます。そのとき答えられない。やり玉に上がる。つるし上げに遭う。それだったら、やっぱりきちんと全般を把握した人が来てちゃんと説明すべきだと。今回の出水期を前にした排水ポンプの契約解除は、それくらい私は大きい問題で、当然、町長か副町長か土木審議監が来て、きちんと住民に説明すべきだというふうに思います。

そこで、3回目の質問に入るんですけども、まだ被害が発生しておりませんが、梅雨に入っておりませんので、しておりませんし、町がこれまでに厳しく業者に指導してきたとしても、町が住民にこれまで説明してきた梅雨前までに排水ポンプを稼働させるということは、具体的にできないわけですよ。できなくなった。ですから、住民から、町は本当に被害を受ける住民の立場に立って、この排水ポンプ問題を処置してきたのか、こういう大きな疑問を住民は持つ

ています。この住民の疑問に対して、再度町長から安心させる言葉をいただければありがたいと、  
こういうふうに思います。

これを3回目の質問にいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員、3回目の御質問にお答えします。

熊本地震のときに、まず、内水がはけなくなって多くの災害が出たということで、まず、その  
ときに考えたのがとにかく排水ポンプをつけようという思いで、今回の工事に至ったところ  
です。そういった中で、工事の契約が遅れた、工事が遅れたということで、こちらについては、やはり、  
二重三重の手を打たなければならないということで、排水ポンプの容量を2倍にする。そして、  
河川事務局のほうから、熊本地震のときにあれはお借りしていました。かなりの容量の排水をや  
ります。そういったことで、地元の方たちが不安にならないように、職員と一緒に、また、地元  
の自主防災組織の皆さん方にも協力を仰ぎながら、しっかりとまた取り組んでまいりますので、  
どうぞよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ありがとうございます。現在、新しい業者さんの下で、工事が進めら  
れているようで、ともかく一日も早く完成を願うとともに、豪雨の場合は、町職員と地元が連携  
して、被害をできるだけ少なくしたいと思いますので、どうぞよろしく願いして、次の質問、  
県道4車線化に入らせていただきます。

県道熊本高森線の4車線化工事は、我が町の熊本地震から復興事業の一つとして、平成28年に  
着手、令和7年度完成を目標に、県の事業として、それを町が協力するとして進められ、令和4  
年3月末時点で、用地の契約約90%、歩道部の工事が55.2%、車道部30.2%と順調に工事が進め  
られているようで、我々としても大変喜ばしいことと思っております。なお、県の益城復興事務  
所によれば、令和5年度末以降、整備が終わった惣領交差点以西の道路の供用を開始したいとの  
ことで、いよいよ4車線化された県道熊本高森線の使用も間近になってきたように思います。

そこで、本県道の完成が目に見えるようになったことを踏まえ、沿道住民が心配している事項  
について、3点質問します。

まず1点目は、県道と町道、里道等の交差点、出入口、取付け道路とも言います。に幅6メー  
トル、長さ13メートルを整備するのは、いつ、どこを整備しようと考えておられるのか。

2番目に、現在の信号機の設置位置、目的は、4車線化になっても変わらないのか、変わるの  
か。

それから3番目に、道路面に降った雨の排水はどうなるのか。内水氾濫地域へも流すのか。

以上の3点について質問します。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の二つ目の御質問の1点目、県道と町道や里道などの交差  
点に、幅6メートル、長さ13メートルを整備するのはいつ、どこをするかについてお答えします。

お答えの前に、まず、県道熊本高森線4車線化工事の令和4年5月1日現在の進捗状況につい

てでございますが、用地につきましては、先ほど話がありましたように、契約率が約90%で、工事の着手率につきましては、歩道部が55%、車道部が約30%となっており、令和7年度末までの完成に向けて、おおむね順調な進捗であると県からお聞きをしております。

議員御質問の県道と町道や里道などの取付け道路の整備につきましては、工事の円滑な推進を図る観点などから、県で4車線化の一環として整備していただくことで協議が調っており、町も早期完成に向け、県と連携して取り組んでいるところです。この取付け道路は、普通自動車が離合できるように、幅員を6メートルとし、熊本高森線の車道の端から13メートルの区間を整備する計画となっております。このような県道への取付け道路は35か所ありますが、県が県道熊本高森線4車線化事業の用地買収を行う際に、地権者の方へ取付け道路に必要な用地の御協力も併せてお願いしているところです。既に、地権者の御協力をいただいている箇所もあり、今後、県道熊本高森線整備の工事に併せ、順次整備していく予定です。

次に、二つ目の御質問の2点目、現在の信号機の設置位置、目的は4車線化になっても変わらないかについてお答えします。

信号機や横断歩道の位置や仕様につきましては、基本的には、現在と変わらない計画となっております。ただ、一つ目の質問でもありましたように、取付け道路の整備を行う場合に、幅員を広くする計画となっておりますので、その関係で、横断歩道の位置を移設する必要がある箇所もあります。また、広崎公園の西側につきましては、二つの横断歩道が近接している箇所があり、警察からの指導により、1か所に統合される予定であると県から伺っております。

最後に、二つ目の御質問の3点目、道路面に降った雨の排水はどうなるのか、内水氾濫地域へも流すのかについてお答えします。

県道熊本高森線4車線化工事におきましては、平成9年度に作成しました町の公共下水道事業計画との整合を図っており、計画上は、4車線化による下流地域への負荷が増加することはないと考えております。また、安永や福富に設置予定の排水ポンプは、平成28年熊本地震直後の大きな出水でも、内水被害が解消される十分な能力となっており、このことから、県道熊本高森線4車線化の影響による内水被害のおそれはないものと考えております。

なお、今後の熊本高森線4車線化と排水ポンプの工事の進捗状況、それに伴う内水状況を踏まえ、対策を検討しなければならない状況が確認された場合には、県とも連携し、適切に対応してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から1回目の答弁をいただきました。

県道熊本高森線の4車線化は、これは熊本県の事業である関係上か、なかなか地域住民の声が県に伝わっていないと感じています。一昨年、広安地区の区長さんたちを県の益城復興事務所に御案内したことがありましたが、その後も、住民との意見交換会や住民説明会等が行われたという話は聞いておりませんので、町民への説明会は行われていないように思います。その観点から、沿線住民が声が上がっている3項目について先ほど質問をさせていただきました。

先ほどの町長の答弁によりますと、県道と町道との交差点、つまり取付け道路の拡幅について

は、6メートル、13メートルですね。これが35か所、整備予定だと。これを県道に併せて逐次整備していくということでした。それから、信号機の位置や目的、これについても、取付け道路の関係で、小移動や統合する場合もあるとのことでしたが、基本的には現行と変わらない。それから、道路面に降った雨についても、排水ポンプが稼働すれば大丈夫じゃないか、どうしてもときは、また検討調整する、こういうお答えでした。やはり、この県道4車線化事業は、県の担任で、どちらかという町にはあまり関心がないように感じましたが、それでは、困ると思うんです。

そこで、2回目の質問として2点伺います。

まず1点目は、県道への取付け道路の整備予定35か所のうち、これまでに何か所が整備され、今後、今年度以降、どのように整備していかれるのか。もう来年度の末には、惣領から向こうは供用開始になります。どんどんそれに早く手を打っていかないと、多分4車線化できて、取付け道路が狭いから、事故が多発して非常に困るんじゃないかと思えます。

1点目は、どことどこを今後どのように整備されていくのか。

2点目は、信号機の問題で、4車線化になれば、道路の横断は信号機があるところでないとい、多分、横断できなくなることから、お年寄りの話では、バス停は歩行者信号機の近くでないとい大変なようで、例えば、現在の安永や広安小学校前のバス停、このようなバス停では、反対側のバス停に移動するのは、非常に大変になる。また、4車線化された県道への出入りは、時間帯によって県道に入れない状況も発生すると思われま。

現在の車両用信号機、現在は、寺迫、木山、惣領、それから高速下、それから広崎の変電所の5か所しかありません。それ以外は、押しボタン式の信号機ですから、誰か降りて、押しボタンを押せば別ですけど、それ以外は、車が、交通量が多いときには多分出れない。特に、右折は非常に困難になります。が予想され、車両用信号機の増加、これが必要だと思います。

そこで、質問は、地域住民の声を聞いて信号機についても改善する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

もう1回、ちょっとこここのところを整理します。

1点目は、県道への取付け道路の整備状況、今後の予定について。2点目は、信号機について、今後改善する必要があるのではないか。この二つを2問目の質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の二つ目の御質問にお答えします。

まず、取付け道路の状況なんですが、これは先ほど申しましたように35か所ということで、こちらの詳しい、どこが何か所整備してあるというのは、後ほどまたお答えをさせていただきたいと思えます。

それと、住民の意見や要望を受けて行ったのかということで、いろいろ横断歩道への迂回であったりとか、バス利用者の横断歩道への迂回とかいろいろありますが、まず、都市の骨格としまして、熊本地震からの復興には欠かせず、復興のシンボルとなる県道熊本高森線の4車線化事業

は、現在の2車線で10メートルの幅員を、4車線化により、27メートルにするとともに、両側に歩道5.5メートルを整備することで、渋滞緩和など、円滑な交通ネットワークの形成とともに歩行者の安全を図り、歩きやすい快適な歩行者空間を確保するものです。

このため、横断歩道の位置や信号機の処理方法とその位置の検討につきましては、これらの県道熊本高森線の持つ道路機能の確保を念頭に置くとともに、利用者の利便性にも最大限配慮したものでないかと認識をしているところです。

このようなことから、町としましては、横断歩道や信号機に関する住民の方の御要望を県に対して様々な機会を通じて伝えてきたところです。県におかれましては、本町から要望内容などを踏まえた上で、県警との交通協議を行われ、横断歩道や信号機の設置場所などを決定をされていると認識をしているところです。また、バス停の位置につきましても、バス利用者の利便性を考慮し、原則、位置の変更は行わないとのことでした。

これらのことにより、議員の御質問にもあるとおり、道路横断者やバス利用者が横断歩道へ迂回される際など、場合によっては利用される方が不便を感じられることもあるかもしれません。しかし、これらのことを検討するに当たって念頭に置かなければならないのは、利用者の利便性ととも、歩行者など道路横断者の安全性の確保と4車線化により格段に向上する県道熊本高森線の道路機能の確保です。

確かに、住民の方が御希望される全ての箇所に信号や横断歩道を設置すれば、横断者の方の利便性は向上します。しかし、横断者の利便性が向上することにより、その分、円滑な交通ネットワークといった県道熊本高森線の道路機能は期待どおりには発揮されないこととなります。このため、重要なのは、地域住民の方々の声を踏まえながら、これら相反する関係にある機能を全ての利用者にとって、できるだけ最適なものとなるよう工夫しながら、計画整備することが大切だと考えております。県と県警との協議におきましても、これらのことをしっかり念頭に置きまして、具体的な検討が行われていると認識しているものであります。住民の皆様にも、どうか御理解をいただきたいと思っております。

なお、本町におきましては、今後も、町民の方、皆様方の御意見、御要望につきましては、真摯に耳を傾け、県に対しまして、様々な機会を通じて伝えてまいります。議会や住民の代表などで組織されている都市計画道路益城中央線連絡協議会などにおきましても、引き続き御意見をいただければと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から答弁いただきました。大分時間が迫ってきておりますが、まず、先ほどから言いますように、いろんな今町長が話されているのはそのとおりだと思います。私が問題にしているのは、住民と県、町、これが調整をする場が全然ない。確かに、今、町長が言われたとおりなんですけれども、それを住民に説明されていない。だから、そういう場をつくっていただきたい。これがこの質問の狙いでありたい。

全く、多分、私が2回目の質問したやつについても、担当課でスムーズに答えられない。それぐらい関心が薄い。今まで、ほとんど県にお願いしているとおりに、ましてや、住民にそういう意

見を聞いたこともない。こういうことでは困るので、ぜひそういう場をつくっていただきたい。これがこの趣旨であります。大体そういうことでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。次の質問は、鉄砂川の異臭問題であります。

皆さんも御承知かと思ひますが、安永の鉄砂川流域の皆さんから昨年秋頃から異臭が始まり、特に今年に入り、2月、3月頃は、とても我慢できないぐらいの汚臭となり、住民の総意を受けた安永3町内のましき野自治会長から町へ改善要望書が提出され、要望を受けた町は、現状を確認し、水質検査と鉄砂川の汚染土を取り除くとの回答があり、現在除去地域と時期を調整中とのことでした。

町に要望書を出した後、特に5月の連休間は、鉄砂川上流の工場も休みに入ったことから、これまでの大雨で、河川が大掃除をされたことから影響して、現在までに異臭はあっておりません。しかし、きちっと原因を明らかにしておくことが必要でありますので、通告どおり、まず、2点お伺ひします。

1点目は、鉄砂川の異臭の原因について、2点目は、鉄砂川流域住民の生活環境を悪化させないため、今後、町が行おうとしている異臭防止策について。

以上2点についてお伺ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の三つ目の御質問の1点目、鉄砂川の異臭の原因は何かにについてお答えします。

今回の異臭の原因は、水質検査を行った結果、水面に多数見られた浮遊物から発せられる脂肪酸系の異臭成分や硫化水素などによるものと見られます。浮遊物は一過性のものではなく、それまで川底に蓄積していた樹木の枝や葉などの堆積物が、内部でのガス発生や冷水の流入などにより浮上したものと考えられます。加えて、特に異臭が発生する場所は、堆積物を蓄積しやすい構造となっており、また、水の流れがない場合は、常に滞留し、酸欠状態となるなど、異臭が発生しやすい環境でもあります。

しかし、最近になって、異臭がするようになったことを考えると、流入水の水質などに何らかの変化が生じたことも考えられます。異臭発生箇所の上流側には2社の工場からの排水が流入しておりますが、降雨時以外では、この2社からの排水以外の流入はほとんどないため、これらの排水が影響している可能性も考えられます。

そこで、今回の水質検査では、工場にも協力をいただき、排水検査を併せて実施しましたが、検査結果は、水質汚濁法などの基準を満たしており、また、異臭の原因となる物質も確認をされませんでした。したがって、過去において、何らかの理由で一時的に異臭の原因となる物質が排水に混入した可能性があるのではないかと考えており、工場にも調査をお願いしたところです。

次に、三つ目の御質問の2点目、鉄砂川流域住民の生活環境を悪化させないため、今後、町が行おうとしている異臭防止策はどうなっているのかについてお答えします。

現在は、異臭の原因となる物質などの流入は確認されておりませんので、しゅんせつ工事を行い、堆積物を除去することで、今回のような異臭の発生は改善できるものと考えており、現在その準備を進めているところです。また、工場側も、調査結果を基に、原因物質の流出の可能性のある箇所には、既に十分な改善対策を取られており、排水基準にも問題がないことを町も確認しております。

今後、町としましては、定期的に、経過観察を行い、水質悪化の兆候が見受けられるようであれば、随時、原因を調査し、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいま、町長から異臭の原因について答弁がありました。

鉄砂川流域の住民の声に、その答弁は全く私は答えてないというふうに感じます。

私たちは過去の経験から異臭を発生させた物質はどこで発生し、どこからどのように流され、どのように住民の生活環境を悪化させてきたか、これらをどのように改善すれば、住民は安心して生活できるのかを明らかにすることが必要であるというふうに思っています。

さて、今回の鉄砂川異臭問題も、2、3月頃が一番臭いがひどく、4月にましき野自治会から町へ改善要望が出されて以降、喜ばしいことに、なぜか異臭はほとんどなくなりました。特に、5月の連休間には工場が操業停止したため、鉄砂川は本当にきれいで、臭いも全くありませんでした。現在も、週一、二回見に行っておりますが、悪臭はほとんど感じなくなりました。改善されているようです。しかし、改善されたということは、悪臭の原因が分かり、悪臭を出さないように処置されたというわけで、このことを被害を受けた住民に、なぜ連絡しないのか。本当におかしいと思います。

そこで、2回目の質問として、再度、町長に、3～4月頃、鉄砂川で発生した異臭の原因とこの改善策、要は悪臭を発生させないための方策と町のチェック体制について、どう考えられるのか、再度お聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員、2回目の御質問にお答えします。

本当の原因はということで、先ほども述べましたとおり、原因の特定には至っておりません。異臭発生箇所には、2社の工場からの排水が流入しておりまして、これらの排水が影響している可能性も考えられます。また、現在は、2社の工場排水の水質には問題がなく、過去に何らかの理由で一時的に異臭の原因となる物質が排水に混入した可能性があるということです。

また、改善対策につきましては、今回の工場が行った調査結果を基に、町職員が工場敷地内において、改善対策の説明を受けております。私自身も、先週工場を訪問し、箇所を確かめてまいりました。内容としましては、今回の異臭問題となり得る原因物質が河川に流出したような箇所の特定はできませんでしたが、総点検の中で、工場内での異臭の原因となり得るであろう物質を扱う設備と河川につながる排水路が近接している箇所に流出の可能性を考慮し、間仕切りを新たに施工したという説明で、我々も、その箇所を目視し、確認をしております。さらに、河川に一番近い調整池内の沈殿槽におきましても、沈殿物の抜取り回数を増やして対応されております。



以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から答弁いただきました。いろいろ対策は取られていると、こういうような感じをします。その中の一つが、多分異臭防止をさせなくしたんだらう。ですから、もう少し突き詰めれば、非常によく分かりやすいのかなとそういうふうに感じます。

鉄砂川上流には、異臭を発生させる工場は二つしかありません。そのうち一つは、もう数十年前から操業をし、これまでに異臭問題等発生したことはありません。また、汚物の不法投棄の可能性もあるとして、鉄砂川に沿って上流まで歩いてチェックしてまいりましたが、全くその痕跡はありませんでした。ですから、新しく操業を始めたもう一つの工場で、操業の当初で、不慣れや手違いから異臭を発生する物質を流してしまったのではないのか。それとも、工場設立当初の熊本県の浄化槽設置基準が不適切で異臭を発生させてしまったのか。

いずれにしても、原因をきちんとしておくことが対策の基本だと思います。いろんなところに配慮するあまり、原因が不明確となってしまうと、対策が不十分となり、その結果、住民に迷惑をかける。何よりも、町民と工場との信頼関係がなくなってしまうことがあってはならないと思います。

そこで最後の質問として、今後、町は積極的に企業を誘致していくわけで、その際、新しい工場や企業がすんなり何にもなく、何にも問題なく、町に溶け込んでくれるとは限りません。今回は臭いでしたが、煙、騒音、交通の問題、言葉、景観、居住の問題、その他いろんな問題が発生すると思います。町として、当然、いろんな問題等を解決するように努力をされると思いますが、その中で、一番町として大事なものは、何であるか、これを最後の質問として町長にお伺いします。これから企業を誘致するに当たって、いろんな問題が発生すると思います。それを解決することが、やっぱり町にとって一番幸せですから、そういう形を取ると思うんですが、その際、一番、町として大事なものは何でしょうか。これについて、町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の3回目の御質問にお答えします。

企業誘致するに当たり、何が一番大事かということで、今回、企業誘致を積極的に進めるということで、攻めの町政運営があるということで行っております。ただ、企業誘致をする際には、様々な打合せをします。水道であつたり下水道であつたり、その中でも環境であつたり、あとは高さ基準であつたりとか、様々な開発基準もあります。

やっぱり一番大事なものは、やはりできないことはできない、できることはできるというお互いの、そこを発信できる信頼関係、ここの信頼関係がないと、企業は町には来てくれない。しっかりとした町のこちらのスタンス、そして、今の状況、条件、それから町民の皆さん方の思い、ここ辺りもしっかり企業に伝えていくことが一番大事かということで考えております。以上でございます。

○12番（宮崎金次君） ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時40分から再開します。

---

休憩 午後2時28分

再開 午後2時40分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。本日最後の質問者になります。

質問内容は、木山地区の土地区画整理事業、県道4車線化問題、そして安永地区ポンプ場工事についてであります。最後までしっかり質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、木山地区土地区画整理事業、そして県道熊本高森線4車線化事業の取組についてであります。前回は質問をさせていただいているところでもありますけれども、工事もずっと続きますので、それに応じて、進捗状況等は質問をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

木山区画整理事業及び県道4車線化事業は、熊本地震からの被災者の住まい再建と着実な復旧・復興、防災・減災のまちづくりに取り組んだものであります。ここで重要なものは、住民の意見を十分にに取り込み、反映することです。このことを踏まえて、質問をさせていただきます。先ほどの同僚議員とかぶる面もございますけれども、御容赦をさせていただきたいと思ひます。

それでは、まず1回目の質問でございます。

現状と地元住民の声、そして、分析、見解についてでございます。事業自体の進捗状況について教えてください。そして、住民の意見を十分に取組んだものになっているか、先ほど、信号機、取付け道路、バス停等もございましたけれども、併せて質問をさせていただきます。また、その時々での問題・課題に対して、きちんと対応ができていくかについて質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の一つ目の御質問の1点目、事業自体の進捗状況はどうかについてお答えします。

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業は、熊本地震の被害が相当数の建築物が滅失しており、これを放置すれば、再び不良な街区が形成されるおそれがあるという、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に制定された被災市街地復興特別措置法の要件に沿うことから、この特措法に基づき、都市計画決定された事業です。この土地区画整理事業の実施により、良好な都市空間が創出されるとともに、被災された住民の生活再建に大きく寄与することになります。

併せて、第6次益城町総合計画に位置づけられた都市拠点の形成を図るための大変重要な事業であり、町では、復興整備課にまちづくり推進室を設置するとともに、熊本県益城復興事務所に5名の町職員を派遣するなど、県と連携して取り組んでいるところです。

土地区画整理事業の進捗率ですが、令和4年5月1日現在で、画地ベースで約69%の仮換地指定が完了し、そのうち、工事着手したものは約48%となっております。また、宅地の引渡しが完了したのは約20%となっております。また、県道熊本高森線は、都市の骨格を形成する道路であります。平成28年熊本地震以前からも、恒常的に渋滞が発生しており、また、熊本地震の際には、沿道の家屋などが倒壊し、道路を塞いだため、避難や支援、復旧活動に支障を来しました。これらの課題を解消するとともに、創造的復興のシンボルとして、県施工で4車線化事業が実施されております。県道熊本高森線4車線化事業の進捗率ですが、令和4年5月1日現在で、用地契約率約90%、工事着手率は、歩道部が約55%、車道部が約30%となっております。

次に、一つ目の御質問の2点目、住民の意見を十分にに取り込み、反映できているかについてお答えします。

住民の方々との合意形成はどのような事業にも限らず、大変重要です。中でも、木山地区の土地区画整理事業は、熊本地震が、宅地が密集する中、道路が狭い、避難地となる公園が極めて少ないなど、都市構造上の課題がある中で発生しましたことから、土地区画整理事業の本来の目的である公共施設の整備改善と宅地の利用増進とともに、被災された方の生活再建をいかにして図っていくかが大切な観点となっております。したがって、土地区画整理事業の目的と権利者お一人お一人の御意向をいかにして融和させていくのが大変重要となります。

このため、都市計画の決定に当たりまして、町と県が連携して全ての権利者の方を訪問し、丁寧に説明するとともに、仮換地指定の際も、県益城復興事務所が権利者の方を戸別訪問する際に、必要に応じて、町も同行するなど、連携して取り組んだり、また、町が単独で御意向をお聞きするなど、町としましても丁寧な対応を行ってきたところです。木山地区土地区画整理事業、県道熊本高森線4車線化事業のいずれにつきましても、県とのさらなる連携を図り、権利者の方の声にしっかりと耳を傾けながら、早急な整備に向け、より一層努めてまいります。

最後に、一つ目の御質問の3点目、その時々での問題・課題に対し、きちんと対応できているかについてお答えします。

事業を進めていく中で、問題や課題が生じた場合につきましては、権利者の方を戸別訪問する際に、必要に応じて町も同行するなど連携して取り組んだり、また、町が単独で御意向をお聞きするなど、町としても丁寧な対応を行ってきたところです。これからも、県とのさらなる連携を図り、権利者の方の声にしっかりと耳を傾けるとともに、より一層丁寧な説明に努め、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 進捗率については、今、御説明があり、よく分かりました。今の御説明の際の、その時々への問題・課題に対してきちんと対応できているかという点でございますけれども、県、町、権利者の方を個別訪問する際に、同行して連携を深めてやっているということで

あります。

ここで1点だけお尋ねしておきますけれども、町から、復興に同行する職員、いわゆる出向している職員については、これは元来町にいた職員でしょうか。それとも他の自治体からの出向していただいている職員でしょうか。それについて、少しお答えいただければと思います。

理由については、どうしても地元のほうから、出向職員については期限があるものですから、言った言わないの問題が発生するんですよということを受けております。できれば、元来の町職員に同行してもらえると、そういうお話はなくなるのかなと思っておりますので、そここのところを1点お答えください。

それと、進捗率は分かったんですけれども、今回の議案等にありましたけれども、区画整理、または県道4車線化関連事業について、町が取得した用地がございます。その町が取得したというより、益城町土地開発公社が取得した土地がございます。その土地について、どれくらいの土地を益城町土地開発公社が取得しているのか。また、それをどのように使用しようとしているのかについて、具体的に説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えします。

先ほどの職員は、復興事務所にいる職員でしょうか、それともここの役場にいるのか、同行する職員というのはどちらのことを指されているのでしょうか。

○11番（野田祐士君） もしよければ、同行している職員についてのお話で結構なんですけれども。

○町長（西村博則君） こちらのほうでもプロパー職員だったりとか、任期付職員が、その都度またいろいろな問題があったりとかしたときは同行しているということで、御理解お願いしたいと思います。

それと、土地開発公社の益城中央被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、町の要請によりまして、事業地内でまず購入する土地の目的については、一つ目に町有地の機能確保に必要な土地、それからにぎわい創出等に必要な土地、三つ目として換地を円滑に進める調整用に必要な土地ということで、土地開発公社からの報告によりまして、令和4年3月末現在で購入件数は39件、面積が1万5,664.72平米、購入金額は5億2,985万6,598円となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

まず、区画整理についても、4車線についても、同行する町の職員、要するに県と町で一緒に行くということなので、できればですけども……。私は直接誰がどういう形で、いつ行っているのかまでは把握しておりません。ただ、地元からの要望としては、そういうものがございます。できれば、本来、町にいる職員でいろんなことを御相談しておいたほうがいいんじゃないだろうかということですので、その辺を御理解いただいて、また、調整をしていただければ助かります。

この益城町土地開発公社の報告によりますと、今、町長が言われたように、区画整理地内で39件、面積1万5,664.72平米、購入金額にして、5億2,985万6,598円を取得しております。木山区画整理地内ですね。この39件ですね。1万5,664平米がまとまった土地であれば、十分使いやすい土地になっていくのだらうと思います。これは換地によるところもあるかもしれませんが、現在のところ、どうしても虫食いのような状態で用地購入がなされております。目的として、町有地の機能確保に必要な土地とか、にぎわいの創出、または換地というお答えがありましたけれども、これはまだ必要な土地ですか。今の土地以上にもっと買うことがありますか。もしくは、もし今度買った土地1万5,000平米についてにぎわいの創出とかありますけれども、具体的な用途についてはどういうものがあるんでしょうかというのを、もし、分かれば教えていただきたいと思います。

また、4車線化についても、益城町の取得件数、4車線化について、土地の取得件数が、私が調べたところ3件、面積的に698平米、購入金額が2,580万3,000円となっております。この県道についても、本来は熊本県のほうが必要な土地を用地買収されていると思います。県道沿線において、説明によりますと、にぎわいのある都市空間の形成を図るといふようになっておりますけれども、これについても実際もっと土地を購入することがあるのでしょうか。もしあるのであれば、それをどういふふうに、これも具体的に利用もしくは使用をしていくのかを最後の質問にさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員、3回目の御質問、ここは中身が濃いものです。まず、先ほどの任期付職員とかの話もありましたが、まず、あちらのほうにおいては、本当にひたすら町のために仕事をしたいという職員がかなりおります。思いもかなり強いということですので、そういうことも御理解をいただきたいということで思っております。

それと開発公社ですね。町でということ、にぎわいづくりという話があったんですが、コワーキングスペースであったりとか、シェアオフィス、それから町の駐車場であったりとか、活用しているところです。

やはり、仮にこの開発公社がなかったら、恐らくこの区画整理事業は非常に厳しかったと思います。ミリミリでやったら、町が、今、調整地辺りで買っているいろいろ調整をやっているということで、これが全くないと、皆さん、仮定してみてください。もうこれは区画整理事業が進んでなかったと思っておりますので、こちらのほうもしっかりまた活用しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、皆さん方にはそこのところも御了承をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 3回目の質問が終わりましたので、もう質問をすることができませんけれども、具体的なことを質問したつもりでありましたけれども、御回答がなかったものですから、できれば、具体的なものが分かれば、地域住民のほうには早めに周知をしていただきたい。その前に、教えていただくということ、先ほどの同僚議員の質問にかぶりますけれども、いろんな

ことを早め早めに地元のほうにも周知していただくとスムーズに進むかと思えます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、次の安永地区のポンプ場工事についてでございます。これについては、一人前の同僚議員のほうからも質問をしていただいております。今回、私もさせていただきますけれども、それだけ重要な問題であるという御認識で御回答をいただけると助かります。

それでは、先ほどの御回答も踏まえて質問をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

先ほどの工事の時系列については、同僚議員のほうから説明がございました。去年の8月10日契約、8月11日着工で約7か月ですか、3月いっぱいぐらいの工期だったということでございます。それが工期延長で、5月20日ですか、約2か月ほど延ばしたものだということに説明を受けております。

先ほど、町長のほうからいろいろな御説明をいただきました。その中で、受注業者様のほうが不手際を強調されているというふうに、どうしても聞こえてしまっております。工事を受注して工事をしない、指示を聞かないというのは、もちろんこれはもってのほかということでもありますけれども、これはあくまでも町の発注工事であります。町は、どうしても管理監督責任がございまして。そのところを踏まえて質問をさせていただきたいと思えます。

というのも、去年ですか。去年の5月の15から17日の雨によりまして、妙見川が氾濫をいたしております。それについて、福富、本村地区については、大きな被害を受けております。議会のほうでも取り上げさせていただきました。県への対応、そして、町の対応として、地元に対して何がしかの援助、補助をしたかどうかということでもございましたけれども、県、そして町のほうでも、これは想定外ということで、そういう補助等はやっていただけなかったという経緯がございまして。

その経緯も踏まえまして、今回、先ほども言いましたように、受注業者様が工事をしなかった、指示に従わなかったというのは大きな問題でありますけれども、基本的なお話として、町の発注工事でございますので、町は、工事の際の約款、仕様書を作成しております。その中に、これは特記仕様書というものを入手している分なんですけれども、例えばですけれども、施工に関して、施工計画等に関して、受注者が工事の進度、要するに工事の進み具合に遅れが生じた場合には、発注者から、資材、労務等の状況を命じられた場合、これを拒んではならない。受注者はですね。工事が遅れているよということを発注者が言った場合、受注者は、いろんなことに対して対応しなければならぬとなっております。

また、施工状況の報告という欄には、受注者は約款第11条の規定に基づき、毎月第1月曜日に施工状況を報告しなければならない。要するに、町に報告しなければならないとなっております。これは仕様書ですね。

それと、これも工事のほうの施工計画書のほうを見させていただきました。その中に、工期8月11日から3月までの工期に対する施工状況の確認と月ごとの確認、そして週の確認、そして毎日の連絡等は、きちんとうたっております。

要するに、何を言いたいかという、町長、先ほど受注者企業様の責任が大きいと責任ばかりを強調されているようですけれども、これは町としての監督管理者責任も大きいのではないかと、いうふうに感じております。それについてきちんと説明をすべきではないかと思っております。

すいません。前置きが長くなっておりますけれども、1回目の質問として、この工期から約4か月間何もしなかった、ほぼほぼ工事が進まなかった、この原因に関して、工事業者と町執行部の問題・課題について、どのように考えておられますか。そして、町の責任者としての対応については、どのように考えておられますか。そして、現時点で、また、どのように対応すべきと考えておられますか。そして最後に、住民の生命と財産、これは町長が第一義的に私は守るんだというふうにおっしゃっていただけますけれども、これが守れなかった場合の責任についてどのようにお考えかを質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の二つ目の御質問の1点目、工事業者と町執行部の問題・課題についてお答えをします。

その前に、先ほど土地開発公社、買う予定はあるのかと、地権者の申出によって必要に応じてまた、買いたいということで考えております。

それと、先ほどの宮崎議員の答弁で申し上げましたとおり、ポンプの稼働時期は本格的な台風シーズン前の8月下旬頃になる予定ですが、まず、このような事態になったことへの工事業者に関する問題・課題につきましてお答えをします。

工事業者である大栄企業とは、昨年8月10日に工事請負契約を締結し、翌11日に着工届が提出されました。その後、益城町公共工事請負工事契約約款第3条にある工程表を含む施工計画書が規定の14日以内に提出されましたが、不備な点が多数あり、是正を求めました。しかし、適切な施工計画書の提出は、その後も長期間ありませんでした。また、契約後108日もの間、本格的な工事に着工しませんでした。

不備とはいえ、施工計画書どおりの工事着手がなされないことにつきまして、当初、請負工事約款には、受注者が提出する工程表は、受注者を拘束するものではないことが規定されていること、また、大栄企業は地場ではトップクラスの企業なので、多少の遅れは取り戻すものと考えておりました。しかし、108日もの間本格的な着工をしないことは異常な事態でありますことから、担当の下水道課から度重なる指示書により早期の着工や施工体制の強化などについて指示を行いますとともに、発注者と受注者による工程会議を何度も開催してまいりました。

さらに、大変異例なことですが、大栄企業の社長を役場に招き、私自ら社長に対して、工事の適切な進捗について強く要望し、社長からは工期までには間に合わせる旨の回答がありました。しかしながら、大栄企業の対応はその後必ずしも適切なものではなく、令和4年5月2日の工期までに工事を終了させる見込みが立たなくなりましたことから、令和4年4月20日付で工事請負契約を解除したものです。

大栄企業の着工から契約解除に至る一連の対応は、公共工事請負契約書にある「請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する」からはほど遠い対応であり、このような対応が工事

業者に関する問題・課題であると認識しています。このため、損害賠償を伴う契約解除という大変重い措置を取ったものです。

次に、町執行部の問題・課題についてお答えします。

今回、ポンプの稼働時期が本格的な台風シーズン前の8月下旬頃になったことは、大栄企業が工期内に工事を完成させることができず、契約解除という措置に至ったことが第一の原因です。この契約解除に至るまでの間、本町では、着工当初から施工計画書の是正を求める、口頭で本格工事着工などを指示するなど、発注者としての対応を行ってまいりました。さらに、着工から108日を過ぎても本格的に工事着工しないことから、指示書により強く施工体制の強化などを求めるとともに、発注者と受注者で何回も工程会議を行うなどの対応を行ってまいりました。

それでもなお、大栄企業の対応が誠実ではなかったことから、契約解除という措置に至ったものですが、この契約解除という措置は発注者から受注者に対する損害賠償請求を伴う大変重い措置であり、その判断を行うには弁護士との綿密な打合せも必要で、また、恐らくこれまで熊本県内でも例のない措置でありますことから、慎重に判断せざるを得ませんでした。しかし、現時点で振り返ると、大栄企業の格付や社長の「工期に間に合わせる」という言葉を信用し、契約解除を慎重に判断せざるを得ず、早期の解除に踏み込めなかったことが悔やまれるところです。

次に、二つ目の御質問の2点目、町の責任者としての対応についてお答えします。

町長は、町の責任者として、何事も町民の立場に立って、町民の利益を最優先に行動しなければなりません。今回の安永ポンプ場に関する大栄企業の対応につきまして、大栄企業は地場ではトップクラスの企業ですが、このままでは、ポンプ場の稼働時期に大きな影響があるのではと思います。担当の下水道課の指示などとともに、私自ら大栄企業の社長に直接、工事の適切な進捗について強く要請しました。しかし、その後の大栄企業の対応が必ずしも適切でなかったことから、このまま大栄企業に施工を任せることは、町民の利益を大きく損ねると考え、損害賠償を伴う契約解除という大変重い措置を決断しました。

今回、安永ポンプ場の梅雨前までの稼働が間に合わなかったことにつきましては、住民の皆様に対して大変申し訳なく思っており、深くおわび申し上げます。今後は、ポンプ場の早期完成に向け、全力で努力してまいります。

次に、二つ目の御質問の3点目、現時点での対応についてお答えします。

まずは、一日も早いポンプ稼働に向けて、受注者と最大限の努力を行ってまいります。ポンプが稼働するまでの対策としまして、例年、設置しております仮排水ポンプの能力を2倍に増強するとともに、秋津川からの逆流防止のための矢板や大型土のうによる対策、夜間でも、仮排水ポンプを確実にを行うための照明の設置、道路冠水箇所への注意看板の設置などを行うこととしております。また、実際の出水時には、職員による仮排水ポンプの迅速な稼働など、内水被害を最小限とするための、できる限りの対応を地元と連携させていただきながら行ってまいります。

最後に、二つ目の御質問の4点目、住民の生命と財産が守れなかった場合の責任の所在についてお答えします。

住民の生命と財産を守ることは、町長として最も重要な責務です。このことを常に忘れず、内



水被害の軽減に限らず全ての職務に取り組んでいるところです。このため、安永地区の内水被害対策につきましても、住民の生命と財産を守るため、大栄企業に対して契約解除という措置を取りました。

今後は、安永ポンプ場の一日も早い稼働に全力で取り組むとともに、それまでの間は、仮排水ポンプの能力を増強させるなど、最大限の努力を行ってまいります。なお、今回の安永ポンプ場の工事につきましては、町としても、企業ブランドを信用し過ぎたことなど、今後の教訓とすべき点も幾つかございます。しかし、受注した企業におかれましては、出水対策は、町民の生命と財産に関する重要な工事であることをぜひ認識いただき、公共工事請負契約書にある「信義に従って誠実にこれを履行する」ということ以前に、この生命と財産を守ることに関わるという社会的使命の重要性につきまして深く自覚していただくことを、町民の生命と財産を守る町長として強く希望するものです。このような対応が見られなかったことから、今回、契約解除という措置を取ったものです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

まず、私が聞いたのは管理者責任ですね。この管理監督責任についてどうかということについて、あまりお答えがないと。今後重要なのは、万が一のときどうするかについて、はっきり町長にここで答えておいていただくということかと思っております。

それは最後にまた聞きますけれども、まず、管理監督責任の一番大きなものとして、先ほどから言ってますけれども、毎月、毎週、進捗率については上げてきて当然のものとなっております。これは上げてくるべきものとなっております。また、資料によりますと、この11月の終わり、12月の段階で、要するに受注者様の現場組織において、組織表も決まっていない。基本的にですね。8月10日に受注して、11月の終わり、4か月たっても、現場の基本的な組織表も決まっていないというふうな打合せになっております。要するに、その段階でもう工期内に終わることは不可能。その前の段階できちんと対応を取るべきだったと思っております。

12月の議会のときには、もちろん、議会のほうで、現地のほうを視察にも行きましたし、終わるというふうな、きちんとやりますよというふうな答弁もいただいておりますけれども、実際の工事を行う準備すらできていなかったというのを、これは役場も承知しとったわけですね。要するに、そういうことを理解した上で、さらにやってください、やってくださいと言っても、これは、5月に契約解除しても遅きに失してると。要するに、やるのであればこの段階でやれていなくてはいけないというところがあると思います。これは一つの例ですけれども、ほかにいっぱいあります。もうちょっときちんと管理監督者として、ちゃんと精査すべきでしょうと、それを精査していれば工期内に終わったんじゃないですかというのがいっぱいあります。

要するに何を言いたいかという、これは町の対応の不備、不手際で、もちろん受注者様が一番悪いと町長が先ほど言われたとおりでありますけれども、町も半分の責任を負っているというふうには私は理解しております。もし万が一のことがあれば、これは災害じゃなく人災になってい

く。その人災になったときに、町としてどう対応を取るんですかというのを町長に質問をしたいというふうに思って、さっきから聞いているわけですが、町長一人が悪いというふうなことを言っているわけではありません。

昨年度の妙見川の大雨に関しても、一番被害を被ったのは住民であります。今回も住民が被害を被った場合に、あくまでも災害の中の人災に区分されるものだろうと。今までの答弁を聞いているとですね。そういう場合、町長は、町として、住民または地区の方々に対してどのような対応、補償をやっていかれるのか、それともやらないのかについてきちんと説明をしておくべき、もしくは考えておくべきだろうということをお尋ねしたいと思っております。

2回目の質問になりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の答弁を行います。

まず、先ほど申し上げたとおり、施工計画書が出た段階で不備な点があったということで、何回も下水道課のほうから是正を求めていると。口頭であったりとか書面であったりとか行っているんですが、この時点で、指示した時点で大栄企業に対して工事着手を強く求めなかったのは、請負契約約款には受注者が提出する工程表は受注者を拘束するものではないことが規定されていること、そして、大栄企業は地場ではトップクラスの企業なので多少の遅れは取り戻せると考えていたからです。

しかしながら、その後、108日もの間、本格着工しなかったため、異常な事態であると判断し、担当の下水道課による指示書による指示に加え、社長に対して私自らも工事施工の要請を行うなどの工事監督者としての対応を行ったと。しかしながら、その後も大栄企業の対応が適切でなかったため契約解除に至ったことは、これまでの答弁で申し上げましたとおりです。

あと、浸水被害が発生した場合の町長の責任ということで、本当にいかにこれからの大雨出水期に災害が出ないようにするかが私の現在の責任であると私は考えております。そのために全力で取り組むというのが私の責任であるとと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） なかなかお答えにならないので、早めに2回目で核心の質問をさせていただいたんですけれども、やっぱり答えていただけないようです。3回目になりますので、最後の質問になります。先ほど来申し上げているのは、町が発注した工事において、受注者様が工期に間に合わない、指示に従わないということを行った。これは受注者様の責任でありますけれども、あくまでも管理監督責任は町にあります。要するに、町の責任も相当分あるという御認識をしていただかないといけないということが前提であります。

その上で、もちろん、今の町長の立場としては、そういう被害を出さないことを精いっぱいやるというのは当然のことだと思いますけれども、初めに申し上げましたとおり、昨年妙見川のケースもでございます。要するに、最終的に泣きを見るのは住民でありますので、そういうふうにならなくするのは町長の責任でもありますけれども、万が一そういうふうになった場合、今回の場合は、昨年とは違い人災によるものも大きくなるわけでありまして、その点について町とし

ての責任、町長だけの責任を求めるつもりはありませんけれども、もちろん、最終的には町長の責任になるかもしれませんが、町としてどういうふうな責任を負うものとの理解か、そしてそれに対してどういうふうな対応をするのかについて聞いております。

もう3回目ですので、できれば答えていただいたほうが。これは町のトップとしての姿勢に関わると思いますよ。住民の皆様も聞いていらっしゃるので、どういうふうな対応をするか、または町としての取組を答えるべきだと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員、3回目の質問にお答えします。

浸水被害が発生した場合の責任についてということなのですが、もちろん、住民の生命、財産、これを守ることは町長としての最も重要な責務であり、このことをいつも念頭に置いてどの事業においても仕事を行っているところです。安永地区の内水被害につきましても、町民の生命と財産を守るため、ポンプ場の一日も早い稼働に向けての対応とそれまでの間の応急対応に全力で取り組むことが、現在果たすべき私の責任であり、責務であると認識をしているところです。

そういったことを踏まえまして、現状の2倍の仮排水ポンプの増強、照明や看板設置に加え、私自身が、国土交通省熊本河川国道事務所長を訪ね、梅雨時期の大型の排水ポンプ3台ありますが、この借用を依頼して取り組んでいるところです。以上でございます。

○11番（野田祐士君） ありがとうございました。責任をきちんと取っていくべきだということをお伝えして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

---

散会 午後3時24分

6 月 9 日（木曜日）

令和4年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年6月6日午前10時00分招集
2. 令和4年6月9日午前10時00分開議
3. 令和4年6月9日午前11時30分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程  
日程第1 一般質問  
8番 甲斐康之議員  
9番 柴 正敏議員

---

7. 出席議員（17名）

2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君	4番 下田利久雄君
5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君	7番 吉村建文君
8番 甲斐康之君	9番 柴 正敏君	10番 中川公則君
11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君	13番 坂本 貢君
14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君	

---

8. 欠席議員（1名）

1番 木村正史君

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田 浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田 仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木 薫君
福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永 昇君	産業振興課長	松本浩治君

建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君		

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、1番木村議員から欠席する旨の届出があっております。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に甲斐康之議員、2番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、甲斐康之議員の質問を許します。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。8番、日本共産党の甲斐康之です。

関東地方は梅雨入りをしましたが、熊本県はまだまだ日差しが強くて、梅雨入りにはほど遠い気候が続いています。梅雨入りと同時に大雨にならないことを望むものであります。

今、あらゆる物価の値上げが続いています。ロシアのウクライナ侵攻、円安などでエネルギーや穀物などの物価上昇に歯止めがかかっていません。生活に直結する品物の値上げは、私たちの家計を直撃し、暮らしと営業に深刻な打撃を及ぼしています。

岸田政権は、物価高騰で私たちの生活が大変なときに、年金支給額の削減、75歳以上の後期高齢者の医療費負担を2倍に引き上げようとしています。また、黒田日銀総裁は、国会で日本の家計は物価値上げを受け入れている、私はスーパーで買物をしたことがあるが、ふだんは家内が行っているのだから直接値上がりを感じていない、このような国民生活から乖離した発言をし、批判を浴びました。昨日、黒田総裁は、家計が値上げを受け入れているという発言を撤回したようです。こういう方たちが政権や日銀のトップにいては、国民の暮らしは楽にはなりません。もっと国民目線で政権を担える人に替わってほしいものであります。

今回は、町民の方たちから相談や声がありました項目について質問いたします。

1点は、惣領橋の西側に架かる歩道橋の利用はいつからできるようになるのか。

2点は、雨水ポンプ場、安永福富の工事進捗状況、課題は何か。

3点は、災害公営住宅入居者への見守りはどのようになされているか。

以上3問について質問を行います。それでは、質問席に移ります。

それでは、1問目について質問いたします。

秋津川に架かる惣領橋の歩道橋の利用はいつからできるようになるのか、これについて質問いたします。

県道益城菊陽線の秋津川に架かる惣領橋の西側に歩道橋が完成していると思われるが、今、柵があり通行できない状態にあります。県道益城菊陽線は大型車両も含め通行が頻繁で、登下校の時間帯は危険な状況にあります。通学路の安全を図る上でも、一日も早い利用を求める声が出ています。

歩道橋と町道に接する部分に段差があつて整備が必要と思われませんが、このようなことからまだ工事自体が完了していないのか。惣領橋の北側の県道沿いの拡幅工事との関連があるのか。関連があるならば、通行できるようになるのはいつ頃なのか。

加えて、橋の南側の交差点について、歩道橋からの信号と横断歩道は拡幅されるのかについて伺います。

1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。令和4年第1回益城町議会定例会も4日目を迎えております。本日は一般質問ということで、2名の議員の皆様の質問をいただいております。

それでは、8番甲斐議員の一つ目の御質問、秋津川に架かる惣領橋の歩道橋の利用はいつからできるようになるのかについての質問にお答えをさせていただきます。

惣領橋のある益城菊陽線は、第6次益城町総合計画におきまして、都市幹線道路として位置づけているとともに、益城中学校などの通学路でもありますことから、幹線道路としての機能確保とともに、歩行者の安全確保が大変重要な路線であると認識をしております。このため、益城町通学路安全プログラムに位置づけるとともに、道路改良工事を道路管理者である県に要望をしてまいりました。

この要望を受け、県におきましては、平成26年度から工事に着手をされ、惣領橋北側の1工区では、両側の歩道を現況1メートルから3.5メートルに拡幅し、惣領橋南側の2工区では、東側に新たに2メートルの歩道を設置する計画で工事を進めていただいております。

議員御指摘の惣領橋の下流側に設置する歩道橋につきましては、令和4年3月には架設し、橋面舗装を除き完成している状況です。しかし、県にも確認しましたが、この歩道橋につきましては、その前後の区間で整備を予定している歩道が用地の関係で未整備でありますことから、歩道橋のみを供用開始することは、交通安全上かえって危険であると判断をされている状況です。

惣領橋には現在も歩道が設置されておりますので、前後区間の歩道が完成するまでの間は、この歩道を利用させていただくこととなります。県では、惣領橋前後の歩道部分の早期供用を目指されており、今年度中には用地を取得するとともに工事を発注し、惣領橋南側の横断歩道と信号機の整備も含めて、令和5年度中の完成を見込まれていると伺っております。

本町としましても県と協議し、できる限りの協力を行い、早期の工事完成を目指してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 答弁ありがとうございました。

惣領橋のある益城菊陽線は、益城中学校などの通学路でもあることから、歩行者の安全確保が大変重要な路線である。歩道橋は令和4年3月に架設されているが、しかし、橋の北側の区間で、両側の歩道の拡幅整備予定の一部用地が取得できておらずに現在は未整備となっている。このような状況で歩道橋のみを供用開始することは安全が保証できないとの判断で、現在利用できていないということです。県では、今年度中には歩道用の用地取得を行って、来年度中には歩道橋が利用できるよに見込んでいるとの御答弁がありました。

歩道橋工事は、平成26年度から着手されているようであります。歩道橋と町道の段差を含め、橋の南北区間の歩道拡幅工事に用地取得などで時間を要しているとのことで、地震があったことを考慮しても8年を要しています。保護者たちは、通学路の安全確保を目指して、一日も早い完成を望んでいます。惣領橋南側の横断歩道と信号機の整備も含めて、県は令和5年度中の完成を見込んでいるとのことですので、町は県と連携をして一日も早い供用開始ができるよう取り組まれるよう要望して、この質問は終わります。

続いて、2番目の質問に移らせていただきます。

雨水ポンプ場の質問については、昨日、同僚議員が行っていますので、答弁については重複する部分があると思いますが、よろしく願いいたします。

この件については、度々担当側から進捗状況について説明を受けているところですが、地元からの声もありますので質問を行います。

まず、雨水ポンプ場、安永地区、福富地区工事の進捗状況、課題は何かについて、次の3点について質問いたします。

昨今の豪雨によって、安永、中井出地区と馬水南地区、福富地区の内水氾濫が起きています。豪雨に耐える内水部分からの秋津川への強制排出を行い内水氾濫を防ぐために、両地区ともに昨年からの雨水ポンプ場造成本体工事が行われているところです。工事の進捗を見る限り、完成が計画から大きく遅れている実態があります。

そこで1点目は、特に安永地区の工事については、昨年4月の35回災害復興特別委員会で工事を進捗状況について説明がありました。説明によると、本体工事は昨年の4月から基礎くいや躯体工事が計画され、建築工事を行い、施設機械工事などを経て、試運転などを行って、供用開始は梅雨の時期に対応できる今年の6月の計画でありました。仮橋もできて通行止めの看板も出していたので、地元の方はほぼ計画に沿った工事が始まると思っていましたが、なかなか始まりませんでした。

昨年の9月議会で、安永地区、福富地区の雨水ポンプ場造成本体工事の概要が示されました。安永地区は山都町の大栄企業株式会社、福富地区は益城町田原の有限会社城下建設が契約相手でありました。両地区ともに工期は令和3年8月から令和4年3月となっていました。特に、安永地区では本体造成工事がなかなか始まらなかったこと、始まっても、度々の中断、少人数での工事などが要因と行われ、本体造成工事が工期を過ぎて完了しておらず、計画から大きく遅れてい



ます。

そこで、梅雨の時期を控え、地元から心配の声が聞こえてきました。福富地区も含めた造成工事の遅れの原因と課題、完成時期はいつなのか、再度これはお答えいただきたいと思います。

2点目として、令和4年3月議会で、安永地区造成工事について、予定変更計画工程表、工事進捗写真が配付されました。それには、町、土木、設備、建築の4者会議を今年の1月から3月まで、予定を入れると4回開催しているように記載されています。さらに、5月の臨時議会前にした全員協議会で、安永ポンプ場の工事業者との契約解除と今後の対応について説明を受けています。

契約解除に至った経緯として、初期の工事着手が遅れ、適切な施工計画書の提出がなかった。今年の梅雨には間に合うように指示書を再三発出していたこと。ほかの電気設備、ポンプ本体などの受注企業を交えた工程会議を5回開催した。しかし、本体造成工事業者の工程表は実現性がないことから、契約解除に至ったとの説明を受けております。契約解除を受けて、本体造成工事業者である大栄企業はどのような対応を取っておるのか。それに対して町はどのように対処していくのか。

3点目として、地元住民への説明会が行われたと聞いています。町はどのような方法で説明会の周知を行ったのか。安永1町内、2町内の一部の世帯しか周知されていないようであります。現場近くに住んでいるが、説明会の案内を受けていない世帯もあります。特に、通行止めが続いていて、基礎くい打ちの大型機械の工事振動・騒音もひどかった。町からも業者からも工事の説明を受けていなかった、このような相談がありました。豪雨の心配もあり、工事近くの世帯はあわや車が浸水するという状況も出ていました。安永中井出地区や馬水南地区の工事現場にお住まいの方は、一日も早いポンプ場の完成を望んでいます。

今後の工事の進捗において、基礎くいを打つ工事が残っているとも聞いています。また振動や騒音に悩まされるのか、こういう声があります。今後の工事の工程、再開時期、完成時期についても明確にして周知を図る必要があります。町は、説明会を広く周知を行うべきであります。

以上3点について、具体的な答弁を求めます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問の1点目、両現場の遅れの原因と課題、完成時期はいつかについてお答えをします。

まず、安永地区雨水ポンプ場についてでございますが、ポンプの稼働時期につきましては、昨日の答弁でも申し上げましたとおり、本格的な台風シーズン前の8月下旬頃になる見込みです。

次に、このような事態となった原因と課題は何かにつきましては、第1に、ポンプ場造成工事の受注者の大栄企業が受注した工事につきまして、公共工事請負契約にある「信義に従って誠実にこれを履行する」からはほど遠い対応を行ったからと認識しております。その対応につきましては、これも昨日の答弁でも申し上げましたが、提出された施工計画書は不備な点が多数あり、何度も是正の指示を行っています。

また、契約後108日間もの間、本格的な工事に着手しないため、担当の下水道課から度重なる

指示書により、早期の着工や施工体制の強化などについて指示を行うとともに、発注者と受注者による工程会議を何度も開催してまいりました。さらには、私自ら大栄企業の社長を役場に招き、工事の適切な進捗について要請も行っております。社長の回答は、工期までには工事を完成させるというものでしたが、大栄企業の対応はその後も誠実なものではなく、工期までに工事を完了させる見込みが立たないことから、4月20日に契約を解除したものです。

私の要請に対する社長の回答どおりの対応を大栄企業が行っていたならば、このような事態にはなっておりません。町としても、大栄企業の格付や社長の工期に間に合わせるとの言葉を信用し、契約解除を慎重に判断せざるを得ず、早期の解除に踏み込めなかったことが悔やまれるところです。

次に、福富地区雨水ポンプ場についてでございますが、福富地区雨水ポンプ場につきましても、ポンプの稼働時期はいまだ不透明な状況です。これは、福富地区雨水ポンプ場では、ポンプ場の造成工事とポンプ本体の製作は順調に進んでおりましたが、ポンプの作動に必要な不可欠な制御盤の製作完了時期がいまだ不透明な状況です。これは、現在、コロナ禍やウクライナ情勢などにより、世界的な半導体不足の状況にあることが大きな要因です。

安永のポンプと比較すると、福富のポンプは、より高出力なポンプであり、制御盤に必要な半導体が大変な品薄状態にある中で、安永の制御盤は何とか半導体を調達し製作できましたが、福富の制御盤につきましても半導体の調達の明確な見通しが立たず、製作時期がいまだ不透明な状況です。このため、福富地区雨水ポンプ場につきましても、梅雨前までのポンプ稼働は間に合わない状況となりました。現在も、制御盤の受注者には引き続き、早急な半導体の調達と製品の製作完成をお願いしているところです。

次に、二つ目の御質問の2点目、契約解除を行った工事業者の対応はどうか、それに対し町はどのように対処していくかについてお答えをします。

受注者の大栄企業が、指示書による施工体制の強化を適切に行わない、工程会議で確認した工程どおりの工事進捗でないなど、信義に従って誠実にこれを履行しなかったことから、4月20日に契約解除に至りました。その後、大栄企業の社長並びに専務から、担当の下水道課に説明を求められました。本町としましては、契約解除に至った理由としまして、令和4年4月20日付の指示書第17号で、これまで施工体制の強化などについて再三にわたり指示書による指示を行っていることや、本工事が安永地区の内水氾濫の軽減を目的とする重要な工事であり、工程会議で工程を確認しながら工事を進めてきたが、大栄企業から提出された工程表は実現性がなく工期内の工事完了が見込めないことといった解除理由を示すとともに、工事の中断とその後の取扱いを指示し、併せて同日付で請負契約解除通知書を発送しております。

来庁された際にも、同様の内容を下水道課から丁寧に説明したところです。しかし、その場では納得された様子ではなく、その後、しばらくの間、下水道課や総務課に電話がありましたが、本町としては既に必要な説明は行っており、それよりも残工事を一日も早く完成させ、ポンプ稼働を行うことがより重要であると認識しています。そのためには一方で、これまでに大栄企業が施工した工事出来形の精算までの一連の手続を粛々と進める必要があります。

本町では、契約解除後の4月25日に現場代理人に対し、これまでの出来形数量の提出を求めましたが、3週間以上経過しても提出がなかったことから、弁護士と相談の上、5月18日付で出来形数量の提出を催促したところです。その翌日の5月19日に現場代理人より報告書の提出があり、5月25日に出来形検査を行いました。また、その間、5月20日には、大栄企業に対し、請負工事約款に規定されている解除に伴う工事請負契約金額の10分の1に当たる違約金の請求を行っております。今後も、これら契約解除に伴う手続を粛々と進めるとともに、一日も早いポンプの稼働に向けて全力で取り組んでまいります。

最後に二つ目の御質問の3点目、地元住民への説明会はどういうふうに周知を行ったのか。豪雨の心配もあり、一日も早い完成を望んでいる。秋津川沿いの住民、安永1町内、2町内、馬水南に広く周知し、工事進捗の説明をすべきであるについてお答えします。

先日5月6日に行われた全員協議会におきまして、安永地区雨水ポンプ場造成工事の請負契約解除の説明を行いました際、安永地区住民への説明を行ってほしいとの要望を受け、5月11日午前10時より、安永1・2町内公民館にて住民説明会を行いました。説明会の日時につきましては、地元の安永1町内、2町内の区長と協議して決定したところです。また、住民説明会の案内につきましては、地元でチラシを配布されております。

なお、工事現場近くにお住まいの方で案内を受けていない世帯もあるとの議員の御指摘があったことにつきましては、案内は地元にお任せするだけではなく、町が責任を持って案内すべきであったと反省をしているところです。配慮が足らなかったこと、深くおわびいたします。

今後は、一日も早いポンプの稼働に全力で取り組むとともに、秋津川沿いにお住まいの方々が工事の進捗状況などにつきまして適切に把握できるよう、説明会などを通じて広く情報を発信してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 1回目の答弁ありがとうございます。

遅れの原因については、大栄企業が工事請負契約にある「信義に従って誠実にこれを履行する」、これを行わなかった。

2点目、課題については、大栄企業は当初の格付が特Aであったことから、そういう企業の代表者が工期までには完成させると言っていたので信用した。

3点目、安永雨水ポンプ場のポンプの稼働は、台風シーズン前の8月下旬頃となる。福富ポンプ場については、造成工事とポンプ本体製作は順調であったが、半導体の調達が必要な制御盤の完成が不透明であることから、稼働時期については梅雨には間に合わない。このような答弁でありました。

それでは、質問を行います。

大栄企業が着工届出提出後、3か月半も本格的な工事に着手しなかったことに対して、格付特Aの言い分を信用したことでの確な措置が遅れ、工事の進捗が計画どおり進まなかったこと。当然、大栄企業の計画どおりに工事を進めることで、住民の安心安全、財産を守ることを担保する工事を担う責任感欠如が主な要因だと考えますが、町の対応にも隙があったことは否めないと言

わざるを得ません。

その後の対応として、町は大栄企業に対し契約解除を行ったこと、工事の継続について、早期完成を目指して工事を二つに分割して、地元2社と工事契約を行ったことは適切な判断であったと思います。

工事完成については、まだ建屋の基礎工事が残っています。情報では、建屋の基礎くい工事を行うくい打機が菊陽のT SMC工事に駆り出されると聞いています。調達時期は不透明とのことで、遅れるのではないかと思います。建屋の工事ができていない段階でポンプの稼働はできるとの答弁であります。どのような方法で稼働させるのでしょうか。ポンプが稼働するまでの間、それまでの豪雨に際しての対応はどのように計画しておられるか、伺いたいと思います。

2点目の、契約解除を行った工事業者の対応はどうか、それに対して町はどのように対処しているのかについては、4月20日に契約を解除したが納得された様子じゃなかった。町の対処は、4月25日に出来形数量の提出を求め、5月25日に出来形検査を行った。それに先立つ5月20日には工事請負契約金額の10分の1に当たる違約金請求を行った。このように説明を受けています。

契約解除に対して大栄企業は納得された様子ではなかったとのことですが、今後、出来形検査の後、請負金額を出来高で支払うことになるとと思いますが、出来高金額で支払いすると違約金請求分を回収できなくなることも考えられます。違約金請求分と差異を調整して支払い処理をするのか、これについて現段階で考えていることについて答弁を伺います。大栄企業が処分に納得をせず、法的措置に訴える場合も考えられますが、町はしっかりと対処されることを求めたいと思います。

3点目の地域住民への説明会については、地元区長さんと協議し、チラシを配布して周知したとの答弁でしたが、周知が不十分であったのではないかと思います。なぜかといえば、安永ポンプ場工事については、安永1・2町内だけの問題ではありません。工事現場の近くにある馬水南地区の世帯は、1回目で説明したように、あわや浸水被害が出る寸前であったことや、工事の振動、騒音もひどく、通行止めもいまだに続いており、不便を感じています。

町は地元任せにするのではなく、町が責任を持って周知すべきであったと強く思っています。配慮が足りなかったと反省をしているとのことですので、今後、地元の納得のいく対応を求めたいと思います。まだ、基礎のくい打ち工事が残っています。事前に現場付近の世帯には、町が責任を持って情報を発信されることを強く求めたいと思います。2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問、2回目の1点目、工事完成について、まだ建屋の基礎工事が残っているが建屋の工事ができていない段階でポンプ稼働はできるのか、どのような形で稼働させるのか、ポンプが稼働するまでの間、豪雨に対しての対応はどのように計画しているのか伺うについてお答えします。

まず、安永地区のポンプ場完成時期の基礎工事についてですが、発注者と受注者で行いました工程会議におきまして、大栄企業の工事進捗に合わせて4月に基礎工事を行う段取りでくい打機を確保していました。しかし、大栄企業の施工が遅れたため、建屋の受注者との契約期間を過ぎ

たくい打機は別の現場に移動している状況です。このため、現時点では基礎工事のめどが立っておらず、建屋の完成時期を明らかにすることはできませんが、ポンプ場の造成工事が完了すればポンプ本体や制御盤の据付けが可能となりますので、据付けが完了した段階で速やかにポンプを稼働させてまいります。また、建屋の早期完成に向けて、受注者とも緊密に協議を行いながら全力で取り組んでまいります。

次に、福富地区のポンプ場につきましては、半導体不足の影響により制御盤の製作完了の見通しが立たないため、稼働時期につきましては不透明な状況です。町としましては、受注者に早期の半導体の確保と制御盤の製作完了を依頼しており、半導体関連の情報収集とともに打合せを緊密に行い、一日も早いポンプの稼働に向けて努力をしております。

また、ポンプ稼働までの間は、昨日の答弁でも申し上げましたとおり、それぞれの地区の仮設ポンプを増強し、職員による早期の運転を行うなど、内水被害を最小限とすることができる限りの対応を行ってまいります。

次に、二つ目の御質問の2回目の2点目、契約解除を行った工事業者の対応と町はどのように対処していくのか、出来形検査後、請負金額を出来高で支払うことになると思うが、違約金請求分と差異を調整して処理するのか。現段階でどのように考えているのかについてお答えをします。

5月20日に違約金の請求を文書で行うとともに、5月25日には出来形検査が終了している状況です。今後は、出来形検査による金額の確定と、この金額から前払い金及び違約金を相殺することで、工事の清算を行うこととなります。大栄企業は、契約解除後は「納得のいく説明を求める」と下水道課などに説明を求めていましたが、現在は出来形検査に応じるなど契約解除後の手続について協力をしている状況です。今後も大栄企業に対しては毅然とした姿勢で適切な対応を取ってまいります。

最後に、二つ目の御質問の2回目の3点目、地域住民への説明について、今後、地元の納得のいく対応を求め、事前に現場付近の世帯には町は責任を持って情報の発信を求めるにつきましてお答えをします。

大栄企業の契約解除とポンプの稼働が梅雨までに間に合わなかったことにつきまして、地域住民の方には大変な御心配をおかけしていることを改めておわび申し上げます。町では、一日も早いポンプの稼働に向けて全力で取り組んでまいります。工事の進捗状況やポンプの稼働時期などにつきまして地域の方々が適切に把握できるよう、町が責任を持って広く情報を発信してまいります。その際は、地元の区長や議員にも御相談しながら情報を発信してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 1回目、2回目の答弁で、ほぼ町の姿勢が分かりました。

工事完成が遅れることで、豪雨等による浸水被害が出ては、住民の安心、安全や財産を守れません。ポンプ場が完成するまでの豪雨対策は考えておられるとのことでした。また、町長の責任は住民の命や財産をしっかりと守ることだとの決意もあります。大栄企業との今後の対処については、我々が納得できるようにしっかりと取り組んでいかれることを求めます。住民にしっかりと周知

することを求めて、この2問目の質問を終わります。

続いて、3問目の質問を行います。

災害公営住宅入居者への見守りはどのようになされているか。災害公営住宅の入居者は、高齢者、一人暮らしの方が多い。入居から2年経過し、よく救急車がやってくるとの声を聞いています。見守りとして、健康状況の把握、対応、対策はどのように行っているか。また、継続的に行われているのか。

裏づけとして、次の調査報告があります。調査報告は、熊本県民主医療機関連合会が、地震から6年経過する中で、災害公営住宅に入居する被災者の生活と健康の実情やコロナ禍における影響などを把握するために、益城町を中心とした災害公営住宅7団地の入居者にポスティング等によるアンケート調査を行いました。110名を超える有効回答率28%の回答を得て、被災者の生活と健康を守るための必要な支援を講じる必要があるとの今年4月時点での調査報告であります。具体的な事項を次に羅列しますが、町としてどう判断し、理解するのか。どのような対策を行えばよいと考えるのか質問をするものであります。

具体的な事項として、1、入居者の年齢は60代以上が87%と高齢者が多いこと。うち、80代以上が2割を超えています。2、世帯構成では一人暮らしが4割を超え、うち、60代以上が9割を占めています。複数の家族は6割ですが、うち、二人世帯が全体の7割を占めています。3点目、健康面では眠れない、体がだるいが、それぞれ3割を回答しています。歩くなどの運動が少ないとの2割の方の回答があります。

次に、団地内の交流、つながりについては、挨拶、立ち話をする程度が6割強。男性の7割、女性の6割が交流なし。ほかに、サロンなどの交流に参加していないが5割強。相談相手は、同居家族、身内、友人が8割、自治会役員、地域支え合いセンター等の職員、行政職員へ相談をするというのは1割未満となっています。

5、健康状態で変わらない6割。悪化した2割強。悪化した意見として、飲酒、ストレス、不整脈など入退院を繰り返しているようです。7割強が治療が必要な持病を持っている。高血圧、糖尿病、がん、心臓病、これらの持病であります。その中で8割の方が通院をしている。通院をしていない方は、病院代がない、こういう回答でした。

生活全般の意見として、夫が治療中で自分は余裕がないので病院に行っていない。夫婦二人の健康面と収入が不安だ。家賃が上がることになれば出ていかなければならない。孤独死となるのは不安。このような問題を抱えている入居者が多いようであります。

災害公営入居前の住まいについて、プレハブ仮設住まいだった人が4割、みなし仮設住まいが5割と、9割の方が仮設住まいであったことが分かりました。ここ2年間で入居者の死亡例も10件以上報告されています。このことから、入居者の多くが高齢者であり、一人暮らしの割合も高く、仮設暮らしが長かったこともあって、年月を重ねるごとに健康状態を悪化させるリスクはさらに高くなると思われます。

災害公営住宅は、慣れない集合住宅生活など環境の変化に対応することの困難さもある。同じ階同士は会うと声をかけるが、階が違えばほとんど交流がない。コロナ禍の影響もあり、団地内

のつながりやコミュニケーションが不足しているのではないかと思います。

このような状況が続くと、運動量の低下、つながり不足、孤独感も強まり、生活や病気への不安、記憶低下などのうつ傾向の症状を持っている人も増えて、健康状況が悪化していくのではないのでしょうか。さらに、病気や収入の不安定さなどから、食費や医療費を切り詰め、将来の家賃への不安を抱えている状況もあります。

以上のことを踏まえて、町としては、災害公営住宅の入居者の生活環境や健康状況をどのように捉えているのか、見守りなどの対策をどのように講じていくものか、伺うものであります。1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の三つ目の御質問の1点目、災害公営住宅入居者への見守りはどのように行われているかについてお答えをいたします。

災害公営住宅への入居に当たりましては、慣れない集合住宅での生活や環境の変化に対する不安を少しでも解消していただくために、入居者の方々の顔合わせ会を開催しました。そこには、地域支え合いセンターや地域包括支援センター、町保健師なども出席し、困ったときの相談所、相談者としての顔つなぎを行いました。また、仮設住宅を退去された世帯の支援につきましては、地域支え合いセンターが訪問活動を行っていましたが、本年3月をもって終了しております。

そのため、引き続き支援が必要な方につきましては、社協や地域包括支援センター、その他関係機関に支援を引き継いでおり、現在は一般住宅にお住まいの方と同様に、民生委員。本来ならば民生委員・児童委員が正式名称ですが今回は民生委員と表現させていただきます。民生委員や高齢者相談員が一人暮らしの高齢者などを対象に訪問活動を実施しております。この訪問活動を通じて、入居者から相談を受けたり、何か異変を感じたりした場合には、関係機関とも連携しながら支援を行っているところです。

また、災害公営住宅の集会所におきましては、介護予防や運動不足の解消、入居者同士のコミュニケーション向上を目的に社協による地域サロンが開催されており、さらに、地域支え合い推進員がコーディネートをを行い、学生ボランティアによるお茶会やNPO法人による集いの場などを開催しております。

議員御指摘のとおり、特に災害公営住宅では、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯の割合が多いことによる孤立死などが懸念されております。本町では昨年度まで、災害公営住宅の入居者に対し、熊本心のケアセンターと共同でアンケート「心と体の健康に関する調査」を実施し、支援が必要であると判断した方につきましては、戸別訪問などを行っております。さらに、高齢者のうつ予防とコミュニティ支援を図ることを目的に、自殺予防事業としまして健康教育相談を実施しております。昨年度は、コロナ禍の影響により、三つの災害公営住宅でのみ実施しておりますが、今年度も感染状況を見極めながら、継続して実施してまいりたいと考えております。

今後も、入居者の方々が安心して生活できるよう、社協、地域包括支援センターなどの支援機関や地域の民生委員や高齢者相談員などとの連携を図りながら、地域で人々が支え合う体制の構築を推進してまいります。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 1回目の答弁ありがとうございました。1回目の答弁では、災害公営住宅入居者は、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の割合が多いことによる孤独死などが懸念される。このことから地域支え合いセンターが訪問活動を行っていたが、3月をもって終結をした。今は、民生委員や高齢者相談員が、一人暮らしの高齢者を対象に訪問活動を行っている。また、アンケートを実施して、訪問が必要な入居者と判断した方には戸別訪問を行っている。今後も、社協や地域包括支援センター、民生委員や高齢者相談員等と連携を強化し、支え合う体制の構築を推進していく。このような答弁だったと思います。

それでは、2回目の質問を行います。

まず、見守り体制について理解を深めるためにお聞きします。災害公営住宅の高齢者の見守り訪問を行う高齢者相談員の方はどのような人たちなのか。1人当たり何世帯を担当するようになっているのか。民生委員は地域も含めて1人当たり何世帯を担当するのか。見守りが十分できる体制は整っているのか。

1回目の質問でも紹介しましたが、団地内でのつながり・交流について、男女ともに6割から7割が交流なしと答えております。行事への参加も5割が参加していないようであります。相談相手として、身内や友人が多く、民生委員、支え合いセンター職員などの相談は1割程度になっている、このようなアンケート結果が出ています。特に、コロナ禍の中、交流が減少していることは否めませんが、高齢者一人の入居者が多いこともあってか、頻繁に救急車がやってくる。死亡者も予想以上に多いと感じます。今後、見守りを強化していくことが重要であると考えます。

見守りの強化とともに、町の健康診断についても進める必要があると思います。災害公営住宅の入居者のましき健診の受診率はどのようになっていますか。把握しておれば回答ください。被災者に寄り添う命と暮らしを一体的に捉えた支援を行うことを継続して取り組むよう求めて、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の三つ目の2回目の御質問、高齢者相談員の方はどのような人たちなのか。1人当たり何世帯を担当するようになっているのか。民生委員は地域も含めて1人当たり何世帯を担当するのか。見守りが十分できる体制は整っているのか。また、災害公営住宅入居者のましき健診の受診率はどのようになっているのかについてお答えします。

高齢者相談員は、益城町社会福祉協議会会長の委嘱を受け、高齢者やその家族が抱えている多くの悩みや問題などに対応し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的としており、主に一人暮らしの高齢者への訪問活動を行っております。月1回以上の訪問と電話での安否確認を実施し、必要に応じ複数回の訪問を実施しているところでございます。

なお、令和2年11月に、社会福祉法人益城町社会福祉協議会高齢者相談地域福祉委員設置事業要領が改正されたことにより、定数が1名増員の37名となり、1人当たりの担当世帯数は平均21世帯となっております。また、民生委員につきましては、国の基準で70から200までの世帯ごとに一人配置することとなっておりますので、世帯数の多い行政区におきましては複数名を配置し



ているところでございます。

それぞれが担当する世帯の中で、特に見守りが必要と思われる一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯などにつきましては、民生委員と高齢者相談員が相互に連携し、定期的な訪問活動を通して見守り活動を行っております。さらに、支援が必要と思われる世帯につきましては、専門資格を有する町職員も訪問するなど、地域の支援者と連携を図り、見守り体制を強化し、必要に応じ介護や医療などの専門機関へつないでおります。

民生委員の定数につきましては、昨年5月、県の次期民生委員の一斉改選に向けた事前の定数調査が行われました。本町は、令和2年4月に木山下辻団地行政区を新しく設置しているため、1名増員の要望書を提出いたしました。その結果、本年3月、熊本県民生委員定数条例の一部が改正され、本町の定数は1名増となりました。このため、本年12月の一斉改選に合わせ民生委員を64名とする予定でございます。

次に、議員御質問の災害公営住宅入居者のましき健診の受診状況につきましては、受診者の数は把握しておりますが、受診率を算出することはできない状況です。これは、町では、ましき健診の対象となる社会保険被保険者の被扶養者の正確な人数を把握できないことによるものです。そのため、ましき健診につきましては、健診申込書を全世帯に発送することで案内漏れがないようにし、全ての方に何らかの検診を受けていただけるよう努めているところでございます。

令和3年度のましき健診の受診者数は2,520人で、また、令和3年度の国民健康保険加入者の特定健診の受診率は約39%となる見込みでございます。今後も町民の健康と安心して生活できる地域づくりのため、関係機関との連携を強化し、一人一人に寄り添った支援の継続と、地域で人々が支え合う体制の構築を推進してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 高齢者相談員の内容についてはよく分かりました。特に一人暮らしの高齢者への訪問活動を行っている。月1回以上の訪問と、電話での安否確認を行っている。定数は37名であります。担当世帯数は平均21世帯であります。

民生委員については国の基準があつて、70から200世帯に一人の配置となっているけれども、見守りが必要な高齢者世帯は、民生委員と高齢者相談員が連携して訪問活動を通じて見守りを続けている。

隣接する木山下辻団地は新しく行政区を設置。民生委員を1名増員して、本年12月には町の民生委員は64名となる。こういうことであります。

ましき健診は、健診申込書を全世帯に配布して健診を受けてもらえるように努めているというような回答でありました。御答弁ありがとうございました。

災害公営住宅入居者は、長年の仮設暮らしを経て、ようやく慣れない集合住宅である団地に入居された世帯がほとんどであります。アンケート回答にあつたように、高齢者が多い。慣れない交流に不参加だったり、孤立感、ストレスなどで健康を害する方も増えてくるのだと思います。現在、町が取り組んでおられる見守り活動をしっかり続けていかれることを望んでやみません。

以上で質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時5分から再開します。

---

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

9番榮正敏議員。

○9番（榮 正敏君） おはようございます。9番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

さて、今回は西村町政3期目の最初の定例議会であります。今後、熊本高森線、木山中央区画整理事業、財政立て直しの企業誘致事業や、老人福祉、子ども関連事業等、様々な問題が山積している中で西村町長の所信表明演説がありましたが、益城町の首長としてのかじ取りがどのような方向に向いていくのか、しっかりと見極めたいと思う。

さて、今回の一般質問は、通告していた質問事項の、認知症患者と老老介護の実態はと、国がこども家庭庁の新設を検討しているが本町における方針はについて、この問題二つに絞ってしっかりと質問させていただきます。

今回も残念ながらコロナ対策によるビデオ傍聴となりますが、日頃からの町議会に対する関心と御理解をいただき、ありがとうございます。また、町長には3期目の当初の所信表明演説において、首長として、いかにこの益城町の発展と町民みんなが幸せに暮らしていけるか、町民の思い、願いを真摯に聞き、町政に反映させていくと言われたと私は総括的に解釈しておりますが、益城町の今後の20年間は西村町政3期目のこの4年間の手腕にかかっていると言っても過言ではない。町長、頼みましたよ。あなたの双肩に重い期待を込めましたので。また、今議会最後の質問者でありますので、最後までよろしく願いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、一つ目の質問に入ります。通告していた認知症患者と老老介護の実態はについて質問させていただきます。

現在、認知症患者の実態把握もしっかりとできていると思われるが、先日、認知症ケアパスガイドブックなるものが配布されてきた。これに認知症に関するいろいろな情報が示されているが、今後、老老介護といった実態が増えていくことが予想される中で、本町における実際の福祉介護体制はどのように対処していくのか伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の一つ目の御質問、認知症患者と老老介護の実態が増えることが予測される中で、本町における福祉介護体制はどのように対処していくのかについてお答えします。

本町では、令和2年に第8期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画を策定する際、在宅介護実態調査を実施しております。その調査結果によりますと、介護を必要とする方のうち、後期高齢者に当たる75歳以上の割合が8割を超え、介護者につきましては60歳以上が約7割を占めるなど、老老介護の実態が明らかとなっております。

議員御指摘のとおり、少子高齢化や核家族化の進展に伴い高齢者夫婦の世帯が増加しており、今後さらに老老介護と言われる状態が拡大することが懸念されております。また、本町の要介護認定者を見ますと、約5割の方に認知力の低下が見られており、高齢者夫婦の世帯では介護の負担が非常に大きなものとなっていると考えられます。

このようなことから、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療、介護、福祉サービスの提供だけにとどまらず、世代を超えて地域ぐるみで多様な人々が支え合う体制を構築していくことが重要であると考えております。特に、認知症の本人や家族を地域で支えるためには、まずは地域の皆さんに認知症についての理解を深めていただき、その上で地域の実情に合わせた支援を効果的に行うことが重要であります。

そこで町では、認知症に関する正しい知識や、医療、介護サービスなどの提供の流れについてまとめた認知症ケアパスガイドブックを作成しており、医療機関などを通じて各家庭に配布し、普及を図っているところです。今後も、老老介護や認知症といった課題が深刻化することが懸念されておりますので、高齢者が、医療、介護、福祉サービスなどを効果的に活用しつつ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町民の皆さんや関係機関との協働による地域づくりを推進し、地域で支え合う体制の構築を目指してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 2回目の質問です。地域で支え合う体制づくりを強化してまいりますと言うが、これが本当に難しいことであることは今までの経験で実証済みであります。

老老介護の実情もいろいろと多種多様で多岐にわたることだと思うが、私の知っている家族は、奥さんが認知症でありながら脳梗塞で倒れました。幸いにも軽くて、左足と左手が不自由かなという状態で命には別状なかったということですが、子どもが同居してないものですから、御主人が介護しているという逆パターンです。逆パターンという、どちらか正か分かりませんが、このような場合、奥様が何もできなくなり、御主人が炊事、洗濯、家事全般、買物等を全て行う。介護もまだ施設に預けるほど進んではない。そういう状態なので、御主人が全面的にサポートしているとおっしゃいました。

しかし、このまま介護者が元気で何もなしに暮らしていけたらいいんですが、介護が2年、3年と続き、認知症の度合いがひどくなり、介護疲れがピークとなり、自分の意識コントロールができなくなる。これで、時々新聞等で報道されますが、夫婦による殺人事件等が起きているという事実があります。80歳代の御主人が奥様の首を絞めた、それから奥様が主人を刺したとか、いろんなニュースが新聞等で報道されています。これは本当に悲しい事象であります。長年連れ添った夫婦が、お互いを憎しみ、恨み、殺害しようとまで思い込む、これは尋常な出来事じゃない。しかし、現実には起きていることです。

我々団塊の世代がまさにその現状の真っただ中に踏み込んできたわけでありますが、先ほどの答弁の中にあつた在宅介護実態調査によると、65歳以上の介護者が7割を占めるとなれば、あと5年すれば、80歳以上の要介護者を70歳以上の介護者で見ていく本当の老老介護が7割、8割になっていく実態が明らかになってきたわけであります。

このことを踏まえてみると、待ち受ける福祉サービスでなく、こちらから進んで出前していくサービス、これが今後の福祉サービスの根幹となっていくのではないか。先ほどの答弁にあつたような、世代を超えた地域ぐるみの多様な人々で支え合う協調介護の構築が喫緊の課題であると考えているが、我々団塊の世代としては、しっかりとした足跡を後世に残し、安心して皆が暮らせる町にしたい。

町長は、3月議会で認知症に対する私の質問に、チームオレンジの設置を目指すと答弁しているが、このチームオレンジ構想を協調介護の基盤として、出前のできる行政サービスの拠点として構築できないか伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の一つ目の2回目の御質問、チームオレンジ構想を協調介護の基盤として、出前のできる行政サービスの拠点として構築できないかについてお答えします。

まず、本町が目指すチームオレンジにつきまして御説明させていただきます。

チームオレンジとは、認知症の本人とその家族や研修を受講した認知症サポーターなどがチームとなり、地域にお互いの認知症の方やその家族に対して、認知症の早期の段階から心理面、生活面の支援を行うため、地域で把握した支援ニーズを認知症サポーターを中心とした支援者となぐ仕組みでございます。

議員御質問のチームオレンジ構想を出前のできる行政サービスとして構築することについてでございますが、国が示していますチームオレンジの活動内容は、外出支援、見守り、声かけ、話し相手、認知症の方の居宅へ出向く出前支援などがございます。町がチームオレンジを設置するに当たりましては、まずは、町内でどのような出前支援が必要か把握することが重要であると考えております。そこで、本町では、チームオレンジの立ち上げに向けて、本年4月から認知症地域支援推進員を2名増員し3名体制とし、地域における認知症の方や家族に対する支援のニーズや課題抽出に取り組んでいるところでございます。このような取組により、チームオレンジが小さな拠点として多くの地域に立ち上がり活動することによって、地域のつながりが生まれ、安心して生活できる地域づくりにつながるものと考えております。

今後、認知症地域支援推進員をはじめ、地域包括支援センターなど関係機関との連携の下、町内の民間企業や町民の皆様と協働し、チームオレンジの設置に向けて取り組んでまいります。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） チームオレンジ構想をしっかりと出前のできる行政サービスの拠点として構築していただき、町民の思いをしっかりと受け止めていただきたい。西村町政3期目の大きな課題の一つであります。これは私の後ろにおられる団塊の世代の同僚議員の皆さんの切実な思いを私が代弁したにすぎません。

それでは二つ目の質問に入ります。

国が縦割り行政の弊害をなくすためにこども家庭庁の新設を検討しているが、本町における方針はどのようになっているかについて質問させていただきます。

先般、新聞等で、国がこども家庭庁の新設を検討しているとの報道があったが、私も早くから縦割り行政の弊害をなくすために子ども専門の課をつくらないかと一般質問の中で述べた記憶があるが、国もやっと動いてくれたのかと思っている。昨今、子どもの貧困対策等もしかり、子どもに関わる課が複数ある中で、いろいろな諸問題が細分化していく状況において、即決即断できるような、子どもに特化した専門の知識を共有できる、あるいは対応できる課をつくる用意、また対策はあるのか、町長に伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番議員の二つ目の御質問、昨今、子どもの貧困対策などでもしかり、いろんな子どもに係る課が複数ある中で、即決即断できるような子どもに特化した専門知識を共有できる、あるいは対応できる課をつくる用意、あるいは対策はあるのか伺うについてお答えします。

議員御指摘のとおり、国におきまして令和5年4月1日にこども家庭庁の設置が予定されているところです。こども家庭庁の創設される目的としましては、子どもと家庭の福祉、保健、その他の子育てに対する支援、子どもの権利・利益の擁護を一元化し、年齢や制度の壁を越えた切れ目ない包括的支援の実現などが掲げられており、今後、関連する法律の整備も行われていく予定です。

本町には、子どもに関係する課としまして、健康保険課、こども未来課、学校教育課、福祉課など複数の課があり、各課連携して業務を行っております。このような中で、来年開庁をする新庁舎におきましては、これらの課を1階にまとめて配置することとしており、子どもに係る関係課がより連携しやすく、また、来庁者ができるだけワンストップで利用できるよう工夫することとしております。

また、本年4月には、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく包括的に出産育児を支援するため、保健福祉センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、関係課、関係機関などと連携を図り、支援を行っているところです。さらに、今年度中には、乳幼児だけでなく、0歳から18歳の全ての子どもとその家庭、妊産婦を対象に、関係機関と連携を図りながら実情に応じた適切な支援を行う子ども家庭総合支援拠点の設置を目指しています。

今後は、関係機関との連携や、専門的な知識を持った人材の確保を進めながら、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点という二つの機能を一体的に運営することで、切れ目ない包括的な支援体制を構築してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 議員。

○9番（榮 正敏君） 2回目の質問です。町長、たまには私の顔も見てください。寂しかです。

こども家庭庁の設置をなぜ国がするのか。まさに縦割りの行政の弊害に気づいたからであります。しかし、私の聞いたところによりますと、文科省あたりはまだ自分たちの監督権限が侵され

るのを嫌っているようですが、それも調整されることでしょう。

私が言いたいのは、直接影響のある市町村の執行部の役目です。教育の場であり、福祉の場であり、保健医療の場であり、いろんな状況に子どもたちは直面していかなければなりません。私が常に言っているヤングケアラーの問題もしかり、ハーレムチルドレン問題もしかり、全ての子どもの虐待、貧困問題等に対して、当該課の連携や情報の共有ができていないと、緊急の問題、子どもの犯罪への関与、あるいは死亡と、取り返しのつかないことが起きてしまいます。

昨今、頻繁に起きている児童虐待に対する児童相談所の対応においても、縦割り行政の弊害で手が届かなかったり、いろんな場面において関係所管の言い分が違ったり、様々な事象例がある中で、町長は3月議会の中で私の一般質問に対して、子ども・家庭総合支援拠点の設置に取り組むと言っておりましたが、子どもに関する全ての所管に影響を持つ専門的な知識を持った人材を確保し権限を一任しないと、緊急事態に対処できないと思うが、町長の見解を伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番議員の二つ目の御質問の2回目、子どもに関する全ての所管に影響を持つ専門的な知識を持った人材を確保し権限を一任しないと、緊急事態に対処できないと思うが、町長の見解を伺うについてお答えします。

議員御指摘のとおり、要保護児童の早期発見、適切な保護を図るためには、関係機関が連携し、その子どもなどに関する情報や支援の方針を共有することが重要となります。そのため本町では、子育て世代包括支援センター、保育所、幼稚園、小中学校と連携し、子どもに異変が見られた場合、関係機関で迅速に情報を共有するとともに対処方法などについて協議を行っており、支援が必要な子どもたちの早期発見、早期対応に努めているところです。その際、状況によりましては、児童相談所、警察、病院とも連携し、対応しております。

また、10月の設置に向け準備を進めております子ども・家庭総合支援拠点には、専門的な知識を持った人材を配置することとしており、現在、専門職を募集しておりますが、保健師や公認心理士、臨床心理士など、幅広い資格職を対象にしており、本町に必要な人材の確保に努めているところです。

全ての子どもとその家庭、妊産婦の方を切れ目なく支援していくため、まずは、必要な人材をしっかりと確保し、様々な事案に対して迅速かつ適切に対応できる体制を構築してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 議員。

○9番（榮 正敏君） 本日の熊本日日新聞の1面と4面に出ておりました。今朝切り取ってコピーしてまいりましたが、改正児童福祉法が参議院本会議の全会一致で可決・成立したとありました。非常に喜ばしいことです。これにより子どもへの虐待の場における対応がすばやくできるようになると思われま。

昨今の虐待対応件数は約1年間で20万5,000件で、過去最多であったと書いてありました。このたびの法改正と子ども家庭庁の新法は、今後の政府や自治体の動向を注視していかなければならないと思っております。

この子どもの問題は、これからの子どもたちの人生の出発点での取組に関する大事な問題であります。この益城町をこれから担っていく子どもたちに、町長、最大限のエールを送っていただきたい。

以上、これで私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 柴正敏議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

---

散会 午前11時30分

6 月 14 日（火曜日）



令和4年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年6月6日午前10時00分招集
2. 令和4年6月14日午前10時00分開議
3. 令和4年6月14日午前11時31分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程  
日程第 1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決  
日程第 2 議案第43号 固定資産評価員の選任同意について  
日程第 3 議員提出第2号 適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な処置を求める意見書  
日程第 4 議員派遣の件  
日程第 5 閉会中の継続調査の件

---

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木薫君

福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君		

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、採決、その他となっております。

---

**日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決**

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、中川公則委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。9番中川です。それでは、総務常任委員会報告をいたします。

総務常任委員会報告書。令和4年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第35号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第39号、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について。議案第42号、工事請負契約の締結について。請願第1号、シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係る適切な処置を求める請願書。

2、審査経過。

①付託年月日、令和4年6月7日。

②審査状況。令和4年6月10日午前9時50分から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月13日午前10時から、全委員出席の下、BOX PARK マシキラリ及び復興まちづくりセンター「にじいろ」を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第35号ほか2件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。また、請願第1号については、全会一致で採択することに決定した。

②審査の主な内容。議案第35号については、第2表債務負担行為補正の集落部宅地開発支援事

業について質疑があり、担当課長から、飯野、福田、津森の集落に、宅地開発をされる業者向けの補助金を今回新たな事業として創設しようとするもので、補助金の額は開発区域内の新設道路延長1メートル当たり4万円、また、今回の補正予算では、債務負担行為での予算計上で開発等の申請がされた後に補助金の交付決定を行い、来年度以降に歳入歳出予算に計上するとの説明を受けた。

次に、歳出8款2項12目の都市再生整備計画事業費4,665万円の財源組替え、復興基金はどのくらいあるのかとの質疑があり、担当課長から今回の補正は文化会館の駐車場の用地購入関係で増額をしており、設計・工事費関係を減額し、補正額としての増額減額はない。また、都市再生整備計画事業費は国庫補助事業を活用するため、駐車場整備については事業費の4分の1が補助対象事業費で4分の3が補助対象外となるため、補助対象外の2分の1に復興基金を充当することとして、今回、一般財源としての財源組替えをしているとの説明を受けた。

また、復興基金については、令和3年度末で残高が約6.4億円、令和4年度末では約4億円の残高になる見込みとの説明を受けた。

次に、歳出10款7項2目の工事請負費の総合運動公園北側調整池しゅんせつ工事について質疑があり、担当課長から、工事の内容については、調整池の掘削工、進入道路の造成工、それに掘削床の舗装、グレーチング付きの集水柵2基を設置するという説明を受けた。

次に、歳出1款1項1目の議会用タブレット、ペーパーレス議会システム使用料について質疑があり、担当課長から、ソフト導入に関する費用であり、初期費用24万円と月額7万5,000円を10か月分計上しているとの説明を受けた。

次に、歳出2款1項4目の電子メディアタウンプロモーション委託料について質疑があり、担当課長から、本町をPRするための電子雑誌や紙媒体冊子の制作、また、動画を作成し、YouTubeやホームページでの掲載を行うとの説明を受けた。

次に、歳出10款2項1目の委託料及び工事請負費について質疑があり、担当課長から、委託料については広安小学校のトイレの改修費で、令和6年度に改修工事を行うところ、今年度設計を行い、工事自体は来年度行う予定で、工事請負費については広安小学校のパソコン教室をその他の用途で活用できるよう改修を行うと説明を受けた。

次に、歳出10款3項1目の木山中施設整備について質疑があり、担当課長から、門から入って正面の駐車場の傷みが激しいため、剥ぎ取って再舗装、区画線を整備するという説明を受けた。

次に、歳出10款6項3目の修繕料の内容について質疑があり、担当課長から、文化会館のグラランドピアノの弦及びハンマーの交換、ガラス遮光フィルムの交換、コロナ交付金の活用で、洋式便所13基のウォシュレット化を計上しているとの説明を受けた。

次に、歳出10款6項5目のみんなの家警備委託料について質疑があり、担当課長から、四賢婦人記念館にも警備回線が引いてあるが、今回は別途になるので、防犯カメラ4基による警備委託料として3万8,000円の9か月分を計上しているとの説明を受けた。

次に、歳出10款6項9目の電子図書利用料について質疑があり、担当課長から、運用自体は前年度から始めているが、コロナ交付金の活用で、1冊当たり5,000円の400冊で200万円を計上し

ているとの説明を受けた。

次に、歳出10款6項5目の修繕料について質疑があり、担当課長から、コロナ交付金の活用で自動手洗い器の設置を計上しているとの説明を受けた。

次に、歳出2款1項1目の報償費と旅費について質疑があり、担当課長から、報償費の謝礼については職員の研修に係る講師への謝礼、普通旅費については研修に係る講師の旅費及びにぎわいづくりに係る職員の先進地視察研修の旅費を計上しているとの説明を受けた。

次に、歳出9款1項1目の益城西原消防署改修工事について質疑があり、担当課長から、空調設備が不具合を起こし、大々的な空調機の入替えを行うため計上しているとの説明を受けた。

次に、歳出10款6項9目の備品購入費の内容について質疑があり、担当課長から、コロナ交付金で、図書購入費、AV資料購入費はテレビプロジェクターの購入費で、施設器具購入費は回転式本棚やデジタル体温計等の購入を計上しているとの説明を受けた。

議案第39号については、特段の意見はなかった。

議案第42号については、最低制限価格について質疑があり、担当課長から、最低制限価格の算出について、国土交通省が定める中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めるモデルに準拠した計算式により最低制限基準価格を算出し、開札どきに電子入札システムで自動決定されるランダム係数を乗じたものが最低制限価格となり、今回の制限価格については、最も上限に近い係数が設定されたため、最低制限価格を下回る業者が出たものと思われるとの説明を受けた。

請願第1号については、今後も利用するシルバー人材センター登録会員に消費税の負担が生じないかという質疑があり、町社会福祉協議会事務局長から、会員が課税業者として登録される場合は会員に消費税を負担してもらい、現行のとおりであれば会員には消費税の負担は生じないとの説明を受けた。また、なぜシルバー人材センターが消費税を肩代わりしなければならないのかという質疑があり、担当事務局長から、会員が課税事業者として登録されれば消費税の仕入れ控除が認められるが、個人事業主の会員が免税事業者のままの場合、仕入れ控除が認められず、シルバー人材センターの負担が生じるという説明を受けた。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、BOX PARK マシキラリでは、事業者から施設概要の説明があり、状況を確認した委員から、集客状況、駐車場、夜間警備等の質問があり、回答・説明を受けた。復興まちづくりセンター「にじいろ」では、担当課からこれまでの利用状況の説明を受け、有効に活用されていることを確認した。

以上、総務常任委員会の結果を報告します。令和4年6月14日、総務常任委員会委員長、中川公則。益城町議会議長、稲田忠則殿。以上、総務常任委員会報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。福祉常任委員会の吉村でございます。

それでは、福祉常任委員会報告書。令和4年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第35号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第37号、益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和4年6月7日。

②審査状況。令和4年6月10日午前10時50分から役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月13日午前10時から、全員出席の下、子育て世代包括支援センター、保健福祉センターはびねす内、復興まちづくりセンター「にじいろ」宮園地内を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決した。

②審査の主な内容。議案第35号については、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費12節委託料の自宅療養者等買物支援事業について意見が出され、担当課より、この事業は新規事業で、新型コロナウイルス感染症患者のうち自宅療養を余儀なくされた方や濃厚接触者となった家族が、外出することなく自宅療養に専念できるよう、食料品等の買物を代行する事業であること。また、町では感染者等の把握はできないため、保健所が陽性者に連絡する際は町内の診療、検査、医療機関に周知を依頼すること。ホームページや広報紙、SNSを活用し、広く周知する予定であるとの説明を受けた。

3款民生費1項社会福祉費10目臨時特別給付金事業費18節負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に対して、対象世帯は令和3年度住民税非課税世帯なのか、令和4年度住民税非課税世帯なのか、また、対象となる世帯数の見込みについて質疑があり、担当課より、令和4年度住民税非課税世帯が対象となること、また、令和3年度受給済世帯は対象外となることや、対象世帯数については税務課で簡易的な抽出を行い、約350世帯と見込んでいと説明を受けた。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費18節負担金及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金について、昨年の対象者は今年度、対象外となるのかとの質疑があり、担当課より、昨年の受給の有無にかかわらず、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者のうち令和4年度住民税非課税世帯の方が対象となることなどの説明を受けた。

3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費17節備品購入費の庁用車購入費について、これまで保育所に庁用車はなかったのか質疑があり、担当課より、これまでは職員の自家用車で対応していたこと、現在は旅費の支給を行っているが、庁用車の必要性について説明があった。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費19節扶助費、子ども医療費助成金について意見が出され、担当課より、医療費の積算根拠について説明を受けた。

3款民生費3項災害救助費2目仮設住宅運営費11節役務費、仮設団地用地耕起料について、町に土地を提供していただいているので、しっかりとした対応をするようにとの意見が出された。

議案第37号については、18歳に対象年齢を拡大した場合の対象期間について質疑があり、担当課より、18歳までの誕生日到達の年度末までが対象者の期間となることの説明を受けた。また、医療費助成方法について質疑があり、担当課より、医療費助成については、これまでの子ども医療費助成と同様に現物給付で行うとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。視察した子育て世代包括支援センターについては、現地において担当課より説明を受けるとともに、委員より、専門的な知識を持った専門職の人員配置について、また住民への周知についての確認があった。復興まちづくりセンター「にじいろ」では、担当課からこれまでの利用状況の説明を受け、有効に活用されていることを確認した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和4年6月14日、福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、稲田忠則殿。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 建設経済常任委員会委員長の榮です。建設経済常任委員会報告書を報告させていただきます。

令和4年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第34号、令和4年度益城町産業団地特別会計予算。議案第35号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第36号、令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）。議案第38号、益城町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第40号、町道の路線廃止について。議案第41号、町道の路線認定について。

## 2、審査経過。

①付託年月日、令和4年6月7日。

②審査状況。令和4年6月10日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月13日午前10時から、全委員出席の下、益城東西線（3工区）道路改良工事（木山地内）、安永・福富地区雨水ポンプ場造成本体工事（安永、福富地内）を視察した。

審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第34号ほか5件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第35号、議案第36号、議案第38号、議案第40号、議案第41号については原案のとおり全会一致で可決した。また、議案第34号については賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。議案第34号については、産業団地の計画位置について第二空港線から100メートル離れた根拠について質問があり、担当課から、県の方針により、第二空港線から100メートルの区間は、景観上の理由、農業振興上の理由、空港への定時性確保の理由から開発が厳しく抑制されているとの説明があった。この説明に対し委員から、県から100メートルという数字が示されていない中で、なぜ100メートルなのかと再度質問があり、担当課から、県との事前相

談において、第二空港線から100メートル離れているかと確認があったとの説明があった。この説明に対し委員から、県との打合せ・協議内容を示すよう意見が出た。あわせて、今回の件が今後の慣例になるかとの質問があった。

議案第35号については、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費14節工事請負費の路面等補修工事費について対象路線の説明があり、道路舗装の補修については地元から要望されてもすぐに施工とはいかないだろうが、それらの箇所についても優先順位や施工予定時期等を示してほしいとの意見が出された。

また、4項都市計画費5目公園費17節備品購入費の秋津川河川公園防犯灯設置費について、ソーラーつき防犯灯4基を設置する計画であると説明があり、電線が近くにあるところはソーラーにする必要があるのかと意見が出され、景観上の観点からソーラーにしているとの回答があった。

さらに、5目公園費12節委託費の潮井自然公園計画策定支援業務委託料について、平成25年頃に潮井公園計画策定を行ったはずだが、それは無駄になるということかとの質問があり、そのときの計画に基づき公園整備を進めてきたが、熊本地震による状況の変化に伴い計画を見直す必要が生じたもので、当時の計画を基本として見直しを行っているとの説明があった。

議案第36号については、安永雨水ポンプ場造成本体工事の工期の延長に伴う仮設橋のリース期間の延長に係る費用の額と負担者について質問が出された。担当課から、仮設橋のリース期間については、ポンプ場の竣工後に撤去することとしており、支払いと費用については、令和3年度分は前受注業者、今年度4月1日から造成工事完了までを現受注者、その後は機械電気工事が終了するまでが、その受注業者、その後、撤去までは撤去受注業者が支払うこととなる。また、支払い額については、令和4年度分で年約400万円を予定していると回答があった。

議案第41号については、路線番号226に架かる橋は、これまでどこが管理していて幅員は幾つなのか質問があり、これまでは県管理で幅員は4メートルと回答があった。また、路線番号436の起点の位置について質問があり、復興土地区画整理事業の仮換地指定に合わせた起点となっていると回答があった。

議案第38号、議案第40号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した益城東西線（3工区）道路改良工事については、現地において、担当課より用地及び工事の進捗状況の説明を受けた。用地及び工事も順調に進んでいることを確認した。残りの用地は2件であるとの報告を受けた。委員からは、安全管理について熱中症の対策など十分な配慮を行うよう要望した。

安永・福富地区雨水ポンプ場造成本体工事については、担当課より工事の進捗状況の説明を受けた。本体のポンプ稼働は8月下旬との説明があった。今年の梅雨は従来の稼働ポンプを増設し、万全の体制で対応を行っていくとの報告を受けた。委員からは、安永地区の排水路吐口付近の締切矢板の位置について質問があった。これに対して担当課から、現在の矢板は渇水期に施工されたもので、出水期においては河川断面を阻害することとなるため、断面を阻害しないように6月16日から打ち直すとの説明があった。また、委員から、さらに進捗に遅れが生じないよう工程管理に努めるとともに、適時、工程について委員会に報告するよう要望した。また、他の委員から

は、安全管理についても十分な配慮を行うよう要望した。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。令和4年6月14日、建設経済常任委員会委員長、榮正敏。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

これから各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。各常任委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村です。

建設経済常任委員長報告に対しまして、お伺いいたします。

議案第34号、令和4年度益城町産業団地特別会計予算について、総括質疑の中で同僚議員から質疑があったことですが、産業団地の開発について、第二空港線から100メートルの後退の根拠については、総括質疑では説明が不十分でしたが、委員会の中では十分な説明が行われたのかというのが非常に関心のある疑問でした。委員長報告の中で、県との打合せ内容を示すよう意見が出て、併せて今回の件が今後の前例になるかとの質問があったという報告でしたが、その内容はどのような内容でしたでしょうか。

これまで、県の景観条例により沿線から20メートルの後退という縛りは以前から私も聞いていたわけですが、それ以上に、第二空港線沿いについては100メートルの厳しい開発抑制がかかっているということのようですので、その根拠を示した説明で、委員会としてその説明に対する答えは出たのでしょうか。その内容をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会、榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 3番上村議員の質問にお答えいたします。

100メートルという設定に対して委員会においてしっかりと審議したかと。しっかり審議しました。その中で、空港沿線から100メートルの後退を地区計画でやっているということですが、県の、今お手元に事務局から配付されていると思いますが、阿蘇くまもと空港周辺の開発規制に関する事務処理方針というのがありまして、県と執行部が打ち合せて100メートルというのを県から尋ねられて、「離れています」と答えたということです。

それから、産業団地の、もう一つ、慣例となっていくのかということに関しては、産業団地の整備に向けた協議では、この100メートルという協議を行うことは難しい、別途協議を行う必要があるとの答えを受けました。以上です。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 説明、ありがとうございました。今の中で、机上配付してある資料の内容について話あつたのですが、机上配付してあるこれを見ると、景観条例に基づく景観形成基準に適合しないものは開発許可を行わないこととし、これを適用するとあるんですが、本当に今回の100メートル後退が、今後の第二空港線沿線、空港インターから熊本空港までの沿線の活用について、その100メートルが前例、そして慣例となり、大きな影響を与えるのではなかろうかと



想像しているわけです。それについては、あくまで別個ということで、委員会としては、それは認識していないということでもいいんですかね。その辺が一番心配するところです。これが慣例、前例となって、全てにおいて100メートルのこれが適用されていくのであれば全然使い物にならない道路になってしまうので、それについての認識を、いま一度お願いします。

○議長（稲田忠則君） 柴委員長。

○建設経済常任委員会委員長（柴 正敏君） 再度、3番上村議員の質問にお答えいたします。

的を射ているかどうか分かりませんが、一応、委員会の中で審議した内容としては、町の都市計画マスタープランの中でも、第二空港沿線から100メートルを除いた場所が産業ゾーンに位置づけられて、産業団地の整備もその範囲で実施していくことになる。今回の産業団地に限らず、今後も産業ゾーンの中で実施していくことになるので、その条例が適用されるだろうと。それから、これが慣例となるかというのは別途協議していくということで、今回のあれで結論は出ておりません。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。引き続き建設経済常任委員長に2点ほど伺います。非常に負担をかけて申し訳ないのですが。

まず1点目は、ただいま同僚議員からも質問がありました議案第34号の産業団地を第二空港線から100メートル離れた根拠、これは今、事務処理方針という県の資料に基づいて執行部から説明があったという話ですが、その際、県の根拠、つまり規則、条例、または法令の説明は何かあったのでしょうか。

それから併せて、事務処理要領というのは誰がどういうふうにして出されたのか、この辺りの説明があったのか、なかったのか、これについて伺いたいと思います。よろしいですか。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ちょっと待ってください。要は県の条例、規則、法令、ここらあたりで何か100メートルを規制するのがあるのかなのかと、今回、説明していただいた事務処理方針について、これはどういう位置づけで出されたのか。これは規則か条例の類いなのか、それとも担当の手持ち資料なのかについて、分かる範囲で説明があったら教えていただきたいと思います。

それから2点目は、今回、現地視察をされた安永排水ポンプ工事の中で、矢板の打替えについて報告がございました。この矢板の打替えについては、私も一般質問の中で、秋津川からの逆流防止策でございますので、これを大体いつ、どういう目的で、どういうふうに時間をかけてやられるのか、地元は非常に心配していると思います。明後日から作業に着手されるみたいですが、ここらあたりについて委員会でどういう話になったのか、分かる範囲で教えていただきたいと思

います。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 柴正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（柴 正敏君） 12番宮崎議員の質問にお答えいたします。

まず一つ目、議案第34号の件ですが、県と条例等の協議があったかないか、これは委員会の中では説明を受けておりません。

それから配付資料で開発規制に係る事務処理方針というパンフレットをいただきましたが、これはどういう位置づけかということでしょうか。これは執行部から説明する上で、県と打合せた内容を協議していく中で、執行部から添付資料として提出していただいたものです。

それから、矢板の秋津川の件ですが、なぜ打ち替えるのか、どういった方法かということですが、先ほどの報告書にありましたように、まず渇水期に矢板を打っておいた。そうすると、今から梅雨に入って増水してまいります。そうすると、河川の幅員を今の状況では狭めておりますので、それによる抵抗により水位が上昇して氾濫しないように、河川の幅員を阻害しないために矢板を打ち替えるということです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 委員長の答弁ありがとうございました。2問も質問しましたので、非常に頭を混乱させたんじゃないかと思えますけど、答弁いただきありがとうございました。

1問目の産業団地の話で、根拠といいますかね、これがどうも……。私も県の職員に確認させてもらったことがあるのですが、明確な条例とか法令とか規則とかがありません。ただ、こういう打合せ事項で何となくやっているような感じがしないこともないということで、その根拠を知りたかったのですが、なかなかそれは出てこないのかなと思います。この事務処理方針というもので今後もずっとやられる感じはします。でも、我々としてはそれでは困るので、やっぱりきちんとした根拠に基づいて調整をしていかないと、なかなかこれは進まないと思います。その質問については以上で終わります。

あと、2問目の矢板の話です。これについて私が質問したのは、地域の住民が一番心配しているのは、今、出水期に入りました。秋津川の水位が上がったら、間違いなく上のほうまで上がってきます。そうすると道路は冠水するし、あの付近の家は床下、床上まで上がってきます。ですから、なるべく早く秋津川から水が上がってこないような処置をしていただきたいということでやっています。明後日から作業に着手するということですが、どれぐらいでそれができるのかなと。住民の方も心配しているので、それを確認したかったのですが、そういう話題は出ませんでしたでしょうか。もう一度、お伺いします。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 12番宮崎議員の再度の質問にお答えします。

議案第34号のことですが、協議内容が、今、書面に出ていませんので、今後、協議した内容は書類としてちゃんと残すということをお願いしておきました。

それから矢板の件ですが、工事するのは確認しましたが、工事期間で矢板工事を何月何日から始まって何月何日に終わるというところは、まだ確認しておりません。ただ、今後の工程について、ちゃんとした工程表を出して、それを執行部がきちんと遵守して工事が順次流れていくのか確認するように委員会として言うておきました。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。総務常任委員長に質問をします。2点、質問をさせていただきます。まず1点目が、議案第42号、工事請負契約の締結について、そして2問目が、請願第1号、シルバー人材センターについてです。

まず、工事請負についてですけれども、先ほどの委員長の報告の中で、最低制限価格について質疑がありと、最低制限価格の算出については国土交通省が定めるモデルに準拠した形で算出しているということでした。ここで質問ですけれども、ほかの工種、例えば委託業務や物品等の業務がございますけれども、そこでの最低価格についての質問はなかったでしょうか。最近、委託等で最低制限価格の4割ほどで受注されているケースがございます。その辺について何か質問、回答があったら教えてください。

次に、請願第1号についての報告の中で、シルバー人材センターについてですけれども、個人が免除事業者のままの場合という部分がございます。個人事業主の会員が免除事業者のままの場合、仕入れ控除が認められず、シルバー人材センターの負担が生じるということがございます。なぜ免除事業者に消費税分を乗せて支払っているのかの質問、回答がありましたら教えてくださいと思います。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員会、中川公則委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） 10番中川でございます。11番野田議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほどの委員長報告の中で工事請負費の件ですけれども、ほかの件についてはいかがかということでしたけれども、今回の説明につきましては、最低制限価格を算出し、開札時に電子入札システムで自動決定され、ランダム係数を乗じたもので最低制限価格を算出しますという説明でございました。ほかの件については、それに対しての質疑等はございませんでした。

それから、請願第1号、消費税関係の件ですけれども、この件につきましては1,000万円以下の場合には非課税となっておりますけれども、シルバー人材から会員さんに消費税を含んで支払いをしているということでした。今回のインボイス制度が導入されると、会員さんが課税事業者として登録されて消費税を払っていただくか、現行どおり非課税扱いされるということであれば、その分をシルバー人材センターが肩代わりして消費税分を支払う必要があるということがございますので、今後のシルバー人材センターの消費税の支出分について、運営上、支障があるということの説明を受けました。シルバー人材関係のインボイス関係につきましては、そういうことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

入札関係については、他の工種については質問がなかったということがございます。それについては分かりました。先ほど申しましたとおり、委託等では受注価格が4割を切るような結果が出ております。それについては、最低制限価格等の見直し等を、ぜひ委員会のほうにもお願いし

したいと思います。

次に2点目ですけれども、シルバー人材センターのインボイス、言われました部分についてですけれども、今のままでは、会員様に支払った分、要するに消費税を含んだ分について、課税事業者が消費税分を税金として支払わなかった場合、シルバー人材センターがまた支払わなければいけない、要するに二重払いになるとの説明です。その辺に関しては課税事業者か非課税事業者を見極めての支払いが必要になるという認識ですけれども、その見極めについては今後される、されない、そういう非課税事業者もしくは課税事業者についての区分をシルバー人材センターでされるのかについての御回答はあったかについて、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 中川公則委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） 野田議員の再質問でございますけれども、シルバー人材センターにつきまして、課税対象とか何かについて今後どうするかということでしたけれども、今回の委員会の席上では、どういう形で分類していくということまではございませんでしたし、この制度が来年の6月から施行されることになれば、そこまではっきりして、シルバー人材センターの事務局としても支払っていかなければならないということまでの説明でして、あとの分については今後検討の課題と思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。

議案第34号、令和4年度益城町産業団地特別会計予算について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

反対理由及び意見。令和4年度益城町産業団地特別会計予算において、歳入歳出予算として、不動産鑑定委託料210万円及び債務負担行為として産業団地用地購入費9億4,500万円を限度額として上程がなされたものであります。この産業団地計画のコンセプトは、人が活躍し、新たな価値を共創する持続可能な産業づくりと示されております。産業団地整備基本計画1は、グランメッセ熊本北側の土地、第二空港線をまたいだ場所、約9.46ヘクタール、つまり9.4町歩、約2,860坪を産業団地として整備するものであり、用地費を除いた整備費用、約9.7億円を投じるものとなっております。

第二空港線沿線の開発は、多くの議員、そして町民が興味を持ち、関心を寄せるものになり得ると考えております。つまり、産業団地整備計画そのものには賛成であります。では、なぜ、今、私がここで反対討論をしなければならないのかであります。この第二空港線沿線の開発場所選定に大きな問題、課題を含んでおり、将来に向けた益城町の発展に影響が出てくる可能性が非常

に高いと思われます。その影響がなければ、すばらしい計画になり得ると考えるものであります。

それでは、反対の趣旨を述べさせていただきます。執行部による益城町産業団地整備基本計画概要版で説明がなされた内容のうち、計画場所の選定とそのプロセスが益城町の将来の発展に大きな影を落とすことが懸念されるということです。選定場所について、第二空港線沿線から北側に100メートル離して計画されており、概要版にも道路端から100メートルという数字が明記された上、道路に並行する形で赤線が引かれております。第二空港線から100メートル北側に離して計画した理由、根拠を明確にするように、本議会での質問、さらには建設経済常任委員会でも多くの委員により質問がなされましたが、明確な回答を得られておりません。場所選定の質問に対する説明もされず、それが理解できるような資料も提出されておりません。これが大きな問題であります。また、本議会の質疑応答における執行部の説明では、計画に当たり町が自主的に第二空港線から100メートル離れた、熊本県からは100メートル離れているのかの確認があったと説明がなされました。

第二空港線沿線に関わる規制として明確化されているものに景観条例がありますが、その規制範囲は道路から20メートルまでです。そして、また一定の用途についての開発許可を行わない規制、用途規制についても、100メートル離すとの明記はどこにもありません。そして何より、益城町執行部より根拠資料として提出された阿蘇くまもと空港周辺の開発規制に係る事務処理方針においても、100メートル離す必要性など一言も明記されておりませんし、100メートルの数字そのものがどこにも明記されておりません。にもかかわらず、第二空港線から100メートル離れた場所に整備計画を益城町自ら自主的に計画する意味が理解できません。多くの町民は理解に苦しむと考えております。熊本地震以降、町の多くの事業、例えば木山区画整理事業であるとか、熊本高森線4車線化事業等、復興に向けた事業を熊本県にお願い、お任せし、おんぶに抱っこされてきたことに対する付度なのではないでしょうか。

益城町は近隣市町村と比較すれば発展途上にある、逆に言うなら、さらなる大きな発展が望める位置にあるとも言えます。今後、様々な計画が持ち上がると思いますが、その際に、第二空港線沿線の開発は道路から100メートル離すことになりかねません。この1点は、あしき前例になることが懸念されます。今回の件が慣例になるかの質問に対し、町は無回答であります。このことから、今回の計画場所を第二空港線沿線から100メートル離すことは、将来の益城町の発展にも大きな影を落とすことが十分に予想されるものです。

第二空港線と産業団地の間、100メートルに土地を持つ地権者への説明をどうされるのか、また、納得していただけるのかについても不透明で、何より対応が無責任なものになってしまいました。第二空港線からの離れ100メートルについては、もっと慎重に協議をすべきです。

熊本県との打合せ協議録の議会への提出もお願いしているが、未提出の状態であります。益城町が選定場所について町民の皆様方にきちんとした説明ができないことを議会で確認した以上、町民の皆様方の負託に応えることができず、賛成できません。これが原案に反対する主な理由であります。議員の皆様方の良識ある判断と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番荒牧議員。

○16番（荒牧昭博君） 16番荒牧です。

議案第34号、令和4年度益城町産業団地特別会計予算についての賛成討論を行います。

令和4年度益城町産業団地特別会計予算につきまして、産業団地の整備は、本議会での町長の所信表明にもありましたとおり、今後の10年、20年先の町の将来を見据え、復興を攻めの姿勢で行うための重要施策の一つで、企業誘致の基盤となる大変重要な事業です。このような中、産業団地の計画については、県道熊本益城大津線、いわゆる第二空港線沿線の市街化調整区域にありますが、この沿線は県が開発を抑制しているとともに、市街化調整区域において産業団地を整備する場合の手法としては、地区計画しかなく地区計画を作成するには県の方針を遵守する必要があります。これらの状況を考慮すると、現計画に基づいて産業団地を整備することに何ら問題はなく、町の選定は適切であります。また、T SMCの菊陽町進出など本町を取り巻く情勢は激しく変化しており、企業誘致はさらなるスピード感を持って取り組む必要があるとともに、今回計上されている予算は、今後、用地交渉を進める上で必要なものであります。

このようなことから、議案第34号、令和4年度益城町産業団地特別会計予算につきましては賛成するものです。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。以上で討論を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私は、議案第34号、令和4年度益城町産業団地特別会計予算に反対する立場から意見を述べます。

今回の産業団地そのものについては、町の発展を考えた場合、大変喜ばしいことで反対するものではありませんが、第2表債務負担行為中の産業団地用地購入費9億4,550万円について、その算出根拠に同意できず、反対します。

今回選定した我が町の産業団地は、熊本県の県道第二空港線沿いの開発規制の考え方を慮って、町で自主的に県道第二空港線より100メートル離して選定したとのことでした。確かに県の立場からすれば、熊本駅から空港まで45分の定時性や、県道第二空港線の景観を守るために農地の転用や産業開発の制限、さらに第二空港線への新たな道路の接続等に制限や規制をかけることは理解できますが、我が町にとって未来永劫この状態であっては困ると思います。我々町民が第二空港線沿いの土地を有効に活用して将来の益城町の発展につなげることは、我々の権利であるし、将来の子どもたちへの義務であるとも考えます。このため、今回の産業団地選定において、町の要望をきちんと県へ伝え、そこで議論がなされて100メートル離すことになったのか、甚だ疑問であります。

今後、我が町では、広崎地区の道路問題、グランメッセ周辺地区の開発等が予測されますが、町民の願望を伝える前に自らの手足を縛った対応になってはならないと思います。第二空港線沿い開発での県との調整は本当に大変だと思いますが、益城町民の長年の願望を一身に受けて行うわけで、ぜひ粘り強く、諦めず、時にはしつこく、一步一步前進するよう誠心誠意、県にお願いしていくことが大切だと思い、その意味合いを込めて今回の本議案に反対します。議員各位の御

賛同をよろしくお願ひします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第34号「令和4年度益城町産業団地特別会計予算」から議案第42号「工事請負契約の締結について」までの9議案について採決します。

まず、議案第34号「令和4年度益城町産業団地特別会計予算について」、本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって議案第34号「令和4年度益城町産業団地特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議案第35号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第2号）について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議案第36号「令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号「益城町子ども医療助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議案第37号「益城町子ども医療助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「益城町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議案第38号「益城町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって議案第39号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「町道の路線廃止について」、本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって議案第40号「町道の路線廃止について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「町道の路線認定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって議案第41号「町道の路線認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって議案第42号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願に対する討論を行います。

請願第1号「シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係る適切な措置を求める請願書」について討論を行います。

請願第1号に対する総務常任委員長の報告は採択です。委員長報告に反対の方、採択にすることに反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、請願第1号「シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係る適切な措置を求める請願書」を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって請願第1号は採択することに決定しました。



## 日程第2 議案第43号 固定資産評価員の選任同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、議案第43号「固定資産評価員の選任同意について」を議題とします。

坂井税務課長の退場を求めます。

（坂井税務課長退席）

○議長（稲田忠則君） 提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第43号「固定資産評価員の選任同意について」、御説明申し上げます。

本議案は、地方税法第404条第1項に規定する固定資産評価員の設置について、同条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため、今回提案したものです。

固定資産評価員は、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するものであり、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任することとなっております。このようなことから、本町の税務課長の坂井浩章氏が適任者と考え、今回提案しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号「固定資産評価員の選任同意について」を採決します。この採決は起立によって行います。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議案第43号「固定資産評価員の選任同意について」は、同意することに決定しました。

坂井税務課長の入場を許します。

（坂井税務課長入場）

---

## 日程第3 議員提出第2号 適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議員提出第2号「適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書」を議題とします。

提出者議員の説明を求めます。

5番富田徳弘議員。

○5番（富田徳弘君） こんにちは。5番富田でございます。

議員提出第2号、適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書。地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年6月14日提出。提出者議員、富田徳弘。賛成者議員、宮崎金次。賛成者議員、西山洋一。意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な処置を求める意見書。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持・増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年、2023年10月に消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっている。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書、いわゆるインボイスを発行することができないことから、センターは仕入れ額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生いたします。しかし、公共事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源がない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められている中、報酬よりも社会参加、健康維持に重きを置いた生きがい就業をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとして努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところである。少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる適用除外等の措置を講ずる必要がある。よって国においては、センターへの会員の配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月14日、熊本県益城町議会。衆議院議長、細田博之様、参議院議長、山東昭子様、内閣総理大臣、岸田文雄様、総務大臣、金子恭之様、財務大臣、鈴木俊一様、厚生労働大臣、後藤茂之様、経済産業大臣、萩生田光一様。以上、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本件に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議員提出第2号「適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書」を採決します。この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議員提出第2号「適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書」は可決されました。

---

#### 日程第4 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第4「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の点については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

---

#### 日程第5 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第5「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。6月6日から本日まで9日間にわたりまして御協力をいただき、誠にありがとうございました。

これで令和4年第2回益城町議会定例会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時31分